令和6年度（2024年度）

## 学生便覧

## （法科大学院）

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻目 次
合和 6 年度 授業日程
法科大学院長挨拶
教育理念•目標
法科大学院の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー
法科大学院の学位授与水準
法科大学院の教育課程編成•実施の方針（カリキュラム・ポリシー

I．履修要件 ..... 1
1．要修得単位 ..... 1
2．進級要件－ 1
3．キャップ制 ..... 2
4．入学前の既修得単位の修了要件への算入 ..... 2
5．入学後の他大学院との単位互換 ..... 3
6．他の専攻，他の研究科，学院又は教育部の専攻の授業科目及び大学院共通授業科目の履修 ..... － 3II．教育プログラム・－ 3
1．基礎プログラム
2．深化プログラム． 4
3．法実務基礎プログラム ..... － 4
4．先端•発展プログラム
－ 6
6．留音 ..... ． 6
7．各年次が終了するまでに身に付けていなければならない学識•能力 ..... － 7
III．教育方法： ..... 8
IV．不正行為の禁止
9
V．成績評価•11
VI．学修支援．
－ 11
VII．修学環境• ..... 11
2．附属図書館の利用について ..... － 11
3．法科大学院図書室について ..... － 12
4．法学政治学資料センターについて ..... 12
5．ミーティングルームについて ..... 12
6．コピーカードについて ..... － 12
7．日本学生支援機構奨学金 ..... 13
8．授業料 ..... 14
9．その他 ..... 14
（1）各種願出•届出
－ 14
$\checkmark$ 休学願 ..... ． 14
－退学願 ..... 14
人連絡先変更届 ..... 15
，改姓（名）届 ..... 15
『その他 ..... 15
（2）学生証 ..... － 15
（3）各種証明書の発行 ..... 15
（4）法科大学院学生に対する連絡について ..... 16
（5）保健センター－ 16
（6）学生相談・ハラスメントに関する相談17
（7）学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び法科大学院生教育研究賠償責任保険 （法科賠）について ..... － 19
（8）その他 ..... 19
VIII．法科大学院授業科目実行教育課程表 ..... － 20
IX．各科目の担当教員 ..... ． 25
基整プログラム ..... 25
深化ブログラム・ ..... 25
法実務基礎プログラム ..... － 26
先端•発展プログラム ..... 27
学際プログラム ..... 28
X．教員紹介 ..... － 30
XI．各種の手続きについて ..... ． 44
法科大学院入学前の既修得単位に関する申し合わせ ..... 44
早期履修に係る既修得単位の認定要領 ..... ． 48
成績評価に対する異議申立て制度について ..... ． 50
再試験について ..... 52
定期試験を受験できなかった者の手続きについて ..... － 54
－追試験に関する申し合わせ ..... 56
法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における臨時の授業科目の取扱いに係る 申し合わせ ..... 57
法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における進級要件に関する申し合わせ……58法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における法学既修者（2年課程）の条件つき合格者に対する申し合わせ・6
法学研究科規程第20条第4項の規定により修得した単位の取扱いに関する申し合わせ…62
XII．規程関係 ..... 63
1．北海道大学大学院通則 ..... 63
2．北海道大学大学院法学研究科規程 ..... 88
3．北海道大学学位規程 ..... 102
4．北海道大学学位規程の運用に関する細則 ..... － 116
XII．令和 6 年度法科大学院開講科目一覧 ..... 119
XV．法学研究科法律実務専攻（法科大学院）のナンバリングについて ..... 124

## 令和 6 年度 授業日程



[^0]
## 法科大学院長挨拶

北海道大学法科大学院は，ここに第 21 期の新入生のみなさんを迎えることとな りました。入学生の皆さんを，心から歓迎いたします。
グローバリゼーションの時代において，社会の高度化が進展するのみならず多様化ももたらされ，法に基づく調整が重要になるなど法の果たすべき役割が拡大して います。このような状況において，すべての法曹は，専門家であるための基礎的能力とともに，変容する社会からの高度な要請に応えうる応用力•発展力を持たなけ ればなりません。近年は，国際競争にある企業におけるリスク管理や事業戦略策定，企業価値の向上のために企業法務に携わる法曹，インハウスローヤーの重要性も指墑されています。
社会から求められる法曹を輩出すべく，北海道大学法科大学院は，法曹としての基礎力を着実に修得させる教育を行うとともに，国内屈指の規模のファカルティか らなる法学研究科の幅広い分野の研究を踏まえた学際的あるいは先端的領域での教育を展開し，変容する社会で活躍できる発展力を備えた法曹を養成します。
本法科大学院の授業の方法は，各教育プログラムの趣旨•目的に応じて工夫して います。基礎的知識の習得を目指す基礎プログラムでは，4学期制を採用し，知識 を効率的に教授できる講義方式を中心としつつ，適宜確認の質問等をするなどして双方向性を確保し，知識の効果的な習得のための教育が微底して行われます。また，基礎的知識を前提に法律基本科目に対する理解を深化させる深化プログラムでは，事例に基づきつつ，学生との問答を通じて授業を展開する対話方式が中核となり， レポート等の文書作成指導など，論述能力の涵養のための教育が徹底して行なわれ ます。さらに，理論と実務の架橋を図る法実務基礎プログラムでは，少人数の演習形式を基本として，法曹が持つべき社会感覚や倫理感覚を磨くとともに，法曹に必要なリテラシーや調查能力獲得のための教育が行われます。
近年の法曹養成制度改革により，法学部の法曹養成プログラム（法曹コース）と の連携や，司法試験の在学中受験が始まり，法科大学院の入学後は，限られた期間 に効果的に集中して学修することが求められます。本法科大学院では，このために適したプロセス教育が着実かつ効果的に行われています。これからの 2 年間，ある いは3年間といら与えられた期間，そして本法科大学院という与えられた空間を有効に活用されることを念願しております。

## 法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）の学位授与の方針

 （ディプロマ・ポリシー）法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）は，グローバリゼーションの中で，日本社会の様々な領域において法の果たすべき役割が拡大し，また，社会の高度化 のゆえにより高度な専門知識が必要になっているという社会状況において，様々な社会領域の要請に応えることのできる，高度な専門性と幅広い視野，そして人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成を目標にしています。

法科大学院では，この目標とする法曹像に求められる具体的な能力（学位授与水準）を定め，当該能力を身につけたことを示す所定の修了要件を満たした者に法務博士の学位を授与します。

## 法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）の学位授与水準

現代社会において，すべての法曹は，専門法曹としての基礎的能力とともに，変容する社会からの高度な要請に応えうる応用力•発展力を持たなければなりません。法科大学院は，社会からの要請に応じる応用力•発展力の方向性として，先端的な ビジネス部門を得意とする法曹，市民生活に密着した法曹の 2 つを想定し，法曹と してのコモンベーシックとしての基礎力および2つの方向性のいずれかにおける応用力•発展力という付加価値を有する法曹の養成を目標としており，次の能力を持 つと認められる者に法務博士の学位を授与します。

- 基本的法分野における体系的で深い理解
- 先端的•応用的法分野における専門的知識
- これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- 柔軟で創造的な思考力
- 交渉能力と説得能力
- 人権感覚•倫理性
- グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
- 他の専門分野に対する理解力


## 法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）の教育課程編成•実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）は学位授与の方針で掲げる法曹を養成するため，次の特色ある取組により教育課程を編成し，実施します。

【5つの教育プログラム】
高度な専門性と幅広い視野，そして人権感覚と倫理性を身につけた法曹養成のた めの，理論的教育と実務的教育を有機的，効果的に実施するため，次の 5 つの教育 プログラムを提供します。
（1）基礎プログラム
法学未修者向けの授業科目として，法律基本科目に関する基礎的知識を修得さ せるプログラム
（2）深化プログラム
基礎的知識を前提として，その理解を具体的事例問題の検討を通じて理論•手続の両面から一層深化させるプログラム
（3）法実務基礎プログラム
法曹のあり方や社会的役割を考え，法曹が持つべき社会感覚や倫理感覚を磨く とともに，理論と実務の架橋となるべきプログラム
（4）先端•発展プログラム
知的財産法や環境法などの先端的法分野について深い専門知識を修得させる とともに，労働法，社会保障法など法律基本科目に対する関係で応用的•発展的 な専門知識を修得させるプログラム
（5）学際プログラム
基礎法学や政治学等の知見を修得し，法現象を複眼的•学際的に眺める資質を高めるとともに，更にそれらの知見を法実践にも活かしらる能力の涵養を目指し たプログラム

【社会からの要請に応じる応用力•発展力の養成のためのプログラム編成】先端的なビジネス部門を得意とする法曹，市民生活に密着した法曹の 2 つを想定 し，先端•発展プログラムの中に，（1）知的財産法，企業法務などの先端ビジネス部門と（2）環境法，医療訴訟などの生活関連部門という 2 つの部門を設けています。

【双方向的ないし多方向的授業】
双方向的で，対話，レポート作成を盛り込んだ教育手法を用いることによって，修得した法的専門知識の応用力，分析力，表現力を学生に体得させることを図りま す。

## 【教育の質保証】

教育の質を保証するため，ファカルティ・ディベロップメント委員会を設け，授業評価等，教育内容及び方法の改善に取り組みます。

【学修成果の評価の方針】
学修成果は次の方針に従って評価します。

## I．成績評価の基準

1．成績評価は，法科大学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる養成する法曹像に求められる具体的な能力（学位授与水準）を踏まえ，授業科目ご とに「到達目標」を設定し，履修者の達成度に応じて行います。

2．成績評価は，秀優良可不可の 5 段階に分けて判断します。評価にあたっては， 100 点方式を用いた評価点を基準とします。

3．成績評価は，原則として，以下の分布基準で行うこととします。なお，以下の分布基準は法科大学院生のみを対象とします。
（1）履修者数（不可の者を含む）が 25 名以上の科目，基礎プログラムの科目およ び深化プログラムの科目（ゼミ科目を除く）
i）優および秀： $15 \%$ から $30 \%$ まで。ただし， $20 \%$ から $25 \%$ までであるこ とが望ましい（この割合については，不可の者は分母に加えない）。
ii）良：「可」よりも多いものとするが，「可」と同数の場合もありうるものと する。
iii）可：「良」よりは少ないが，「良」と同数の場合もありうるものとする。ま た，該当者がいない場合もありうるものとする。
iv）不可 ：特に割合は定めない。
（2）履修者数（不可の者を含む）が 1 0 名から24名までの科目
i）優および秀：60 \％以下。ただし， $30 \%$ 以下であることが望ましい（この割合については，不可の者は分母に加えない）。
ii）良：「可」よりも多いものとするが，「可」と同数の場合もありうるものと する。
iii）可：「良」よりは少ないものとするが，「良」と同数の場合もありうるもの とする。また，該当者がいない場合もありうるものとする。
iv）不可：特に割合は定めないものとする。
（3）履修者数（不可の者を含む）が 10 名未満の科目
このような科目にあっても，厳格で適格な成績評価を徹底し，特に同一の成績区分に評価が集中することは避けるものとする。具体的には，最低でも履修者（不可の者を含む）の $20 \%$ 程度は，他とは別の成績区分にするよう努めることとす る。

## II．成績評価の方法

1．授業ごとに，評価項目及びその評価割合を決定します。評価項目は次の中より選択します。中間試験，期末試験，レポート（起案を含む），成果発表（プレゼン テーション），報告内容，議論への参加状況，授業への参加態度（授業内での発言）成績評価は，100点方式を用いた評価点を基準として行います。

2．単位取得要件としての出席回数は，担当教員が決定しますが，最低でも， 3 分 の 2 以上とします。ただし，出席状況は履修者として成績評価の対象となるかど らかの判断のみに使用し，出席それ自体を点数化して評価に算入することはしま せん。

3．具体的な評価方法は，担当教員が定めます。

【キャリア形成の支援】
キャリアサポート委員を配置し，司法試験合格を果たした修了生の就職活動を支援するのはもちろんのこと，法曹からの転身をはかる修了生に対しても支援を行い ます。

## I．履修要件

## 履修要件は，入学した年度の学生便覧に記載されている内容によります ので，参照する際は，必ずこの学生便覧を確認してください。

1．要修得単位（法学研究科規程第20条関連）
修了に必要な単位数は， 3 年課程で 95 単位， 2 年課程で 63 単位とします。
なお，修了に必要な単位数には，法科大学院教員会議が必要と認める「㯺時の授業科目」の単位数を含めるものとします。

2．進級要件（法学研究科規程第 25 条関連）
計画的•効率的な学習を促すため，進級要件を設けます。
3 年課程の場合，2年次進級のためには28単位以上を修得していること並びに
法科大学院GPAが1．8以上であることが必要です。なお，法科大学院G P A が 1.7以上1．8未満の場合でも，共通到達度確認試験の結果が基準值以上の場合は進級が認められます。共通到達度確認試験については 7 頁をご倠認ください。また， 3年次進級のためには56単位以上を修得していること並びに法科大学院GPAが 1．7以上であることが必要です。なお， 3 年次進級のためには，全体で 56 単位以上修得しているだけでなく，基礎プログラム28単位以上を修得していることが必要 です。
2 年課程の場合，2年次進級のためには28単位以上を修得していること並びに法科大学院GPAが1．7以上であることが必要です。なお，2 年課程に条件付きで入学した者の進級要件•修了要件については，別に定める要件を満たすことが必要です。詳細は，61頁の「法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における法学既修者（2 年課程）の条件つき合格者に対する申し合わせ」をご確認ください。
法科大学院G P A及び共通到達度䂠認試験の結果に関する進級要件の詳細は， 58頁の「法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における進級要件に関する申し合わせ」をご確認ください。
なお, 修了要件にはG P Aを課しません。

$$
\text { 「エクスターンシップ I (1 単位) 」 又は「エクスターンシップ II ( } 2 \text { 単位) 」 }
$$

の単位は，修了要件に算入できますが，進級に必要な単位数に算入することがで きませんので注意してください。なお，エクスターンシップI 又はエクスターン シップII のいずれか一方の単位を修得した学生は，他方のエクスターンシップを履修することはできません。

なお，進級に必要な単位数には，法科大学院教員会議が必要と認める「臨時の授業科目」の単位数を含めるものとします。

3．キャップ制（法学研究科規程第 23 条関連）
履修上限単位数は第 1 年次及び第 2 年次において各 36 単位，第 3 年次において は44単位以内とします。履修登録は学期毎に登録しますが，上限単位数は年単位 です。登録時にエラー表示は表示されませんので各自で登録単位数を把握し履修計画を立ててください。「臨時の授業科目（臨時開講科目）」は，履修上限単位数に含みます。エクスターンシップI（1 単位），エクスターンシップII（ 2 単位）及びフィールドワーク（1 単位）については，実習の授業科目であることに鑑み， いずれか 1 科目だけは 36 単位を超えて履修することができます。
なお，最終学年にあっては，上記に関わらず 44 単位を超えて履修することがで きませんので，注意してください。但し，専門職大学院設置基準第 20 条の 7 第 6号に規定する認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した学生，その他，登録した履修科目の単位を法科大学院教員会議が定めた基準に照らして優れ た成績をもって修得することが見込まれる学生については，いずれの学年におい ても履修上限単位数を44単位とします。対象者には，事務より通知します。

さらに，「民事法基礎ゼミ」及び「民事法ゼミ」については，キャップ制の対象外として取り扱います。

4．入学前の既修得単位の修了要件への算入（法学研究科規程第 22 条関連）
本法科大学院入学前に「本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得 した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修し た成果」について，法科大学院教員会議の承認によって32単位まで修了要件単位 に算入することができます。法科大学院教員会議は，この承認に際して，当該科目が本法科大学院のどの教育プログラム（必要がある場合にはどの科目）に該当 するかを指定します。
また，法学部在籍時の早期履修により既に法科大学院の単位を修得した場合等，認定連携法曹基礎課程修了者等がその入学前に専門職大学院設置基準第 20 条の 7第 6 号に規定する認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得し た単位については，法学研究科規程第 21 条第 2 項及び前条第 1 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 42 単位までを修了要件単位に算入すること ができます。

5．入学後の他大学院との単位互換（法学研究科規程第21条関連）
本法科大学院の学生は，法科大学院教員会議の承認を得て，「他の大学の大学院 の授業科目を履修し，又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修」することができます。この承認に際して，法科大学院教員会議は，その科目 が本法科大学院のどの教育プログラム（必要がある場合にはどの科目）に該当す るかを指定します。このようにして修得した単位は，32単位まで修了要件単位に算入することができます。
また，「学生が休学期間中に他の大学の大学院において履修した授業科目につい て修得した単位又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果」についても，上記により修了要件単位に算入する単位数と合わせて32単位 まで修了要件単位に算入することができます。

6．他の專攻，他の研究科，学院又は教育部の專攻の授業科目及び大学院共通授業科目の履修（法学研究科規程第20条第4項関連）
本法科大学院の学生は，法科大学院教員会議の承認を得て，「他の専攻，他の研究科，学院又は教育部（公共政策学教育部）の専攻の授業科目及び大学院共通授業科目」を履修することができます。

このようにして修得した単位は，32単位まで修了要件単位に算入することがで きます。
※ ただし，以上の $4 . \sim 6$. の制度によって修了要件単位に算入される単位数の合計は，32単位を超えることができません。また，2年課程については，既に32単位が免除されている関係上，これらの制度による単位の算入は適用できません。但し，認定連携法曹基礎課程修了者の入学前の早期履修単位については， 10 単位 まで認定することができます。

## II．教育プログラム

5 種類の教育プログラムを提供します。
1．基礎プログラム（法律基本科目•基礎科目）
法律基本科目に関する基礎的知識を習得するプログラムです。このプログラム は 3 年課程の入学者のために提供され， 2 年課程の入学者については免除されま す。具体的な科目は次の通りです。
憲法 I $\sim$ II，行政法 I $\sim$ II，民法 I $\sim$ IV，商法 I $\sim$ III，民事訴訟法 I $\sim$ II，刑法 I $\sim$ II，刑事訴訟法 I $\sim$ II，民事法基礎ゼミ，刑事法基礎ゼミ
＊民法 I•IIは 3 単位，憲法II，行政法II，民事訴訟法II，刑事訴訟法II，民事法基礎ゼミは 1 単位，その他はすべて 2 単位（刑事法基礎ゼミは単位無し）。

以上の科目については，民事法基礎ゼミを除く32単位を必修とします。
また，民法及び刑法については，民事法基礎ゼミ及び刑事法基礎ゼミが併行し て開講されます。これらのゼミは民法•刑法の授業の復習を兼ねたものですので，必ず履修するようにしてください。

## 2．深化プログラム（法律基本科目•応用科目）

法律基本科目に関する基礎的知識を前提として，その理解を，具体的事例問題 の検討を通して理論•手続の両面から一層深化させるプログラムです。具体的な科目は次の通りです。
公法事例問題研究 I $\sim$ III，民事法事例問題研究 I $\sim$ IV，商事法事例問題研究 I $\sim$ II，刑事法事例問題研究 I $\sim$ III，現代家族法，現代民法（臨時開講科目），刑事訴訟法事例問題演習（臨時開講科目），民事法ゼミ，刑事法ゼミ ＊民事法ゼミは 1 単位，その他はすべて 2 単位（刑事法ゼミは単位無し）。
以上の科目については，臨時開講科目の現代民法及び刑事訴訟法事例問題演習，民事法ゼミを除く 26 単位を必修とします。
また，民事法事例問題研究については，民事法ゼミが併行して開講されます。 このぜミは，民事法基礎ゼミを履修することのできない 2 年課程の 1 年次生及び 3 年課程の 2 年次生のみなさんを対象とするものです。民法に対する理解を確実 にすることを目指していますので，2年課程の1年次生及び3年課程の 2 年次生 のみなさんは必ず履修するようにしてください。

## 3．法実務基碪プログラム（法律実務基礎科目）

法曹のあり方や社会的役割（裁判官のあり方，弁護士倫理など）を考え，法曹 が持つべき社会感覚や倫理感覚を磨くとともに，理論と実務の架橋を行い，また法曹に必要な基礎能力（リテラシー）や調査能力獲得を目指すプログラムです。具体的な科目は次の通りです。
法曹倫理 I（2 単位必修），民事実務演習A（2 単位必修），刑事手続実務A（2単位必修），刑事手続実務 B（2 単位必修），法曹倫理 II，民事実務演習 B 及び刑事裁判実務演習（2 単位以上選択必修），ローヤリングニクリニック A•B，公法実務演習，エクスターンシップI 及びエクスターンシップII（4 単位以上選択必修）

上記の必修科目及び選択必修科目から，計 14 単位以上を修得する必要がありま す。

## 4．先端－発展プログラム（展開•先端科目）

先端的•応用的法分野についての専門知識を修得させるプログラムです。以下 の（1）先端ビジネス部門と（2）生活関連部門，（3）共通科目及び（4）部門共通科目か ら構成されます。自らの関心により（1）か（ 2 ）のいずれかの部門を選択した上で，選択した部門，（3）及び（4）の科目から 10 単位以上を修得し，かつ（1）～（4）の全体 で合計 12 単位以上を修得する必要があります。上記の要件を満たした上で，さら に，下記の $\mathrm{B} \sim \mathrm{E}, ~ \mathrm{H} \sim \mathrm{K}$ の科目群より 1 つの科目群を選択し，当該科目群に係 る授業科目から4単位以上を修得することが必要です。
（1）先端ビジネス部門（各 2 単位，一部科目 1 単位）
現代企業法 I II，企業法務，現代倒産•執行法ABC，租税法AB，経済法 AB，現代経済法AB，知的財産法AB，知的財産法C（臨時開講科目）（1単位），現代知的財産法ABCD
（2）生活関連部門（各 2 単位）：
情報法，地方自治法，社会保障法AB，医療訴訟，労働法AB，労働法特論，環境法，環境法特論
（3）共通科目（各 2 単位，一部科目 4 単位）：
国際法AB，国際人権法，国際私法（4単位），国際私法特論（臨時開講科目），国際取引法，司法制度論，研究論文
（4）部門共通
フィールドワーク (1 単位)

○各科目群（※の科目群の科目は司法試験の選択科目に該当）
A 取引法•企業法科目群
現代企業法 I，現代企業法II，企業法務

## B 倒産法科目群※

現代倒産•執行法A，現代倒産•執行法B，現代倒産•執行法C
C 租税法科目群※
租税法 A ，租税法 B
D 経済法科目群※
経済法A，経済法 B，現代経済法A，現代経済法B

## E 知的財産法科目群※

知的財産法A，知的財産法 B，知的財産法C（臨時開講科目），
現代知的財産法A，現代知的財産法 B，現代知的財産法C，現代知的財産法D
F フィールドワーク科目群
フィールドワーク

G 生活関連法科目群
情報法，地方自治法，社会保障法 A，社会保障法 B，医療訴訟
H 労働法科目群※
労働法A，労働法B，労働法特論
I 環境法科目群※
環境法，環境法特論
J 国際関係法（公法系）科目群※
国際法A，国際法B，国際人権法
K 国際関係法（私法系）科目群※
国際私法，国際私法特論（臨時開講科目），国際取引法
L 可法制度科目群
司法制度論
M 論文科目群
研究論文
なお，司法試験の在学中受験には，当該司法試験実施年度の前年度末までに B $\sim \mathrm{E}, ~ \mathrm{H} \sim \mathrm{K}$ の科目群より 1 つの科目群を選択し当該科目群に係る授業科目から 4単位以上を修得していることが必須要件です。隔年開講の科目もありますので，掲示にて周知している開講予定表を確認の上，履修計画を立ててください。

## 5．学際プログラム（基礎法学•隣接科目）

基礎法学•政治学はもとより，経済学や経営学，さらには社会学等の知見を習得し，法現象を複眼的•学際的に眺める資質を高めるとともに，さらにそれらの知見を法実践にも活かしうる能力の涵養を目指したプログラムです。 4 単位以上修得する必要があります。
現代法哲学，現代法社会論，現代法理論，日本法史，西洋法史，ローマ法，法 と経済学，英米法，ヨーロッパ法，アジア法，政策分析，政治過程論，国際公共政策学，比較政府間関係論（各 2 単位）

## 6．留意事項

（1）「基礎ブログラム」及び「深化プログラム」のすべての科目と「法実務基礎 プログラム」の一部の科目については，「共通的な到達目標モデル」（いわゆる コア・カリキュラム）において，修得すべき事項の大綱が示されています。自分の学習の進捗状況を確認するために有用なツールとなりますので，たとえば各学期が終了した段階で，https：／／www．1skyokai．jp／info＿101019／を参照す ることをお薦めします。
（2）「ローヤリング＝クリニック」や「エクスターンシップ」にあっては，他人 の秘密やプライバシーに接することがあります。教務委員や担当教員及び受入先の担当者の指示に従い，法科大学院生としての自覚を持って，そのような事項を他に漏らすことのないよう，十分に注意してください。漏らした場合には処分されることがあります。
（3）「先端•発展プログラム」及び「学際プログラム」の科目には，隔年開講科目もありますので，注意してください。
（4）令和元年度（2019 年度）から， 3 年課程の 1 年次生を対象に，共通到達度確認試験管理委員会の主催により「共通到達度確認試験」が全国の法科大学院に おいて実施されることになりました。進級要件に関わるものであり，3年課程 の1年次生は受験が必須です。また，受験料は 1 万円程度の予定です。詳細は掲示によって周知しますので，ご留意ください。

## 7．各年次が終了するまでに身に付けていなければならない学識－能力

## （1） 3 年課程 1 年次終了時

一般論として説明すれば，「法律基本科目（基礎科目）に関する基礎的知識，各法律科目に求められる視点，具体的事例を考えるための基礎的能力の修得」で す。

これを分野ごとにより具体化して説明すれば以下の内容です。
－憲法に関する基䂾的概念•制度，判例，学説等の基礎的知識と憲法学的な視点 を身につけ，具体的な事例問題を考えるための基礎的能力の修得。
－行政法に関する基硙的概念•制度，判例，学説等の基礎的知識と行政法学的な視点を身につけ，具体的な事例問題を考えるための基礎的能力の修得。
－民法に関する基礎的概念•制度，判例，学説等の基礎的知識と民法学的な視点 を身につけ，具体的な事例問題を考えるための基礎的能力の修得。
－商法に関する基礎的概念•制度，判例，学説等の基礎的知識と商法学的な視点 を身につけ，具体的な事例問題を考えるための基整的能力の修得。
－民事訴訟法に関する基礎的概念•制度，判例，学説等の基礎的知識と民事訴訟法学的な視点を身につけ，具体的な事例問題を考えるための基礎的能力の修得。
－刑法に関する基礎的概念•制度，判例，学説等の基礎的知識と刑法学的な視点 を身につけ，具体的な事例問題を考えるための基礎的能力の修得。
－刑事訴訟法に関する基礎的概念•制度，判例，学説等の基礎的知識と刑事訴訟法学的な視点を身につけ，具体的な事例問題を考えるための基礎的能力の修得。
（2） 3 年課程 2 年次終了時•2年課程 1 年次終了時：
－法律基本科目（応用科目）に関するより深化した知識，応用力，具体的事例を考えるための分析能力，論理構成能力，論述能力の修得。

- 展開•先端科目に関する基礎的知識と一定の応用力の修得。
- 基礎法学•隣接科目に関する幅広い視野の修得。
- 法律実務基礎科目に関する一定の理解


## III．教育方法

効果的な教育を実施するため，次のような措置を講じます。
1．すべての科目について，学生の予習•復習を前提とした，双方向的で密度の濃 い授業を実施します。
2．法律基本科目については，少人数教育を徹底し， 50 名を超えないクラスサイズ として設計します。
3．効果的な学習を実現するため，基礎プログラムを中心として，4学期制を導入 します。また，基礎プログラムに併行した形で，少人数制の基礎ゼミを開講しま す。
4．法律文書作成能力を涵養するため，深化プログラムにおいては文書の添削指導 を実施します。
5．I Tを活用した教育支援システムを導入します。
6．教育の質を向上させるため，学生による授業評価（アンケート）やファカルテ ィ・ディベロップメント（F D）を組織的に実施します。
7．F D 委員会では，学生による授業評価（アンケート）の内容を分析•検討し，授業方法等の向上に資するように，教員•学生に情報を還元します。

## IV．不正行為の禁止

試験における不正行為は学生の本分に反する行為であり，断じて許されないもの です。万一不正行為があったときは，厳しく処分されます。ここでの試験には，小 テスト等，学期末試験以外の試験も含まれます。学期中•学期末に提出するレポー トも試験と同じ基準で判断されます。他人が作成したレポート（電子ファイルを含 む）を複写したり加工したりして，自分のレポートとして提出することは認められ ません。また，レポート作成の際に文献やデータ（インターネット情報を含む）を引用•利用した場合には，その出所を明記しなくてはなりません。明記しない場合 は不正行為と見なされます。

## V．成續評価

法科大学院には厳格で公正な成績評価が求められています。そのために次のよう な措置を講じます。
1．きめ細かな成績評価を可能とするため，5段階（秀•優•良•可•不可）の評価並びに合格及び不合格による評価制度を導入します。
法科大学院には厳格で公正な成績評価が求められています。そのために次のよ うな措置を講じます。
（注）秀•優•良•可および不可は，100点方式を用いて評価し，以下の点数を基準として評価します。

1）秀：90点以上
問題に関し，（1）論点（論点が複数ある場合にはその重要度の違い等も含む。以下同じ。）の把握，（2）適用条文の指摘，（3）関連判例とその射程に関する説明， （4）関連学説への言及，（5）結論を導く論理の流れ，（6）文章の明膫さのいずれにお いても，必要かつ十分な答案は，原則として，100点方式における 90 点以上の評価とする。

2）優： 80 点以上 90 点未満
問題に関し，（1）論点の把握，（2）適用条文の指摘，（3）関連判例とその射程に関 する説明，（4）関連学説への言及，（5）結論を導く論理の流れ，（6）文章の明膫さの いずれにおいても，必要なレベルに達しているが，一部不十分な点がある答案 は，原則として， 100 点方式における 80 点以上 90 点未満の評価とする。

3）良：70点以上 80 点未満
問題に関し，（1）論点の把握，（2）適用条文の指摘，（3）関連判例とその射程に関 する説明，（4）関連学説への言及，（5）結論を導く論理の流れ，（6）文章の明暸さに おいて，一部不正確•不十分な点がある答案は，原則として，100点方式におけ る 70 点以上 80 点末満の評価とする。
4）可： 60 点以上 70 点末満
問題に関し，（1）論点の把握，（2）適用条文の指摘，（3）関連判例とその射程に関 する説明，（4）関連学説への言及，（5）結論を導く論理の流れ，（6）文章の明暸さに おいてある程度評価できるものの，不正確•不十分な点が多い答案は，原則と して， 100 点方式における 60 点以上 70 点末満の評価とする。

5）不可：60点未満
問題に関し，（1）論点の把握，（2）適用条文の指摘，（3）関連判例とその射程に関 する説明，（4）関連学説への言及，（5）結論を導く論理の流れ，（6）文章の明膫さの いずれにおいても，不正確•不十分である答案は，原則として，100点方式にお ける 60 点末満の評価とする。

2．成績評価の公平性•透明性を確保するため，成績判定会議を設置します。同会議では，成績評価基準や成績分布等について審議します。
3．的確な成績評価を行らため，履修者数が 25 名以上の科目，基礎プログラムの科目および深化プログラムの科目（ゼミ科目を除く）では，バランスに配慮し，原則として，秀ないし優はおおむむね $15 \% \sim 30 \%$ 程度，また成績分布は山型になる よう努めます。さらに，これ以外の科目にあっても，評価が同一の成績区分に集中することのないよう留意します。
4．成績評価基準をシラバスに明記するとともに，履修者数の少ない一部の科目を除き，各科目につき，成績分布を公表します。

単位認定や成績評価とは別問題として，たとえば自分の答案の出来不出来につい て担当教員から講評を受けることは，これからの勉強を進めていく上で極めて重要 で，大いに参考となります（単に「単位が認定された」とか「認定されなかった」 といらことよりも，こちらの方が学習上はるかに重要でしょう）。教員によっては試験の講評を行ったり，オフィスアワーを用意しています。個別的な相談にも，時間 の許す限り，快く応じてくれるはずです。疑問がある場合は遠慮なく質問し，それ に基づいて，またしっかりと勉強してください。

## v．学修支援

学生のみなさんの勉学意欲を喚起し，効果的な学習を支援するため，オフィスア ワー，クラス担任制，学生委員の配置など，きめ細かな学修支援体制を整備してい ます。

※成績不良者に対しては，法律実務専攻長（法科大学院長）が直接指導，注意を行い，学習の態勢を整えさせます。

## VII．修学環境

## 1．自習室について

法律実務専攻（法科大学院）の各学生に自習室を割り当てた上で，自習室の鍵 を貸与します。なお，自習室（W602室）に関しては，学生証（I C カード） により入室可能となっています。

また，自習室は 24 時間使用可能ですが，建物玄関は施錠されますので， 22 時か ら 7 時までの入構は，学生証を利用して入構してください。自習室内の清掃及び整理整頓は，使用者の責任で行ってください。

## 2．附属図書館の利用について

附属図書館の開館時間，利用方法等については，附属図書館が発行する「図書館利用案内」等を参照してください。

## 3．法科大学院図書室について

本研究科研究棟1階に「法科大学院図書室」（108室）が設置されています。法科大学院図書室は，学生証（I C カード）により入退室が可能となっています。 なお，法科大学院図書室内の図書の貸し出しは一切行っていません。また，図書の室外への持ち出しは厳禁です。本図書室を利用の際は，ルールを守り，他の利用者に迷惑がかからないよう十分に留意してください。

## 4．法学政治学資料センターについて

法学政治学資料センター（本研究科研究棟 2 階 2 15室）では，新刊雑誌，法令•判例集，法律辞典，法学政治学分野のデータベースが利用できます。当室の受入雑誌をもとに作成する「判例カード」を本研究科のホームページに公開して おり，2名のスタッフが資料についての問合わせにも対応しています。

5．ミーティングルームについて
本研究科研究棟 2 階に「ミーティングルーム」（206，216及び217室） があります。教員および学生が日常的に親しく学術•教育の情報•意見等を交換 し，相互理解と啓発をはかる目的で設置されています。利用時間は，7時から22時までです。

## 6．コピーカードについて

複写機については，カードシステムを採用し，1階事務室前複写室，法科大学院図書室，W棟6階ディスカッションラウンジに設置している複写機をそれぞれ利用できます。
各年度でのコピーの使用限度は，モノクロで 2,500 面です。
（片面コピー $=1$ 面，両面コピー $=2$ 面，Nアップ・片面コピー $=1$ 面，Nアッ プ・両面コピー $=2$ 面でカウントします。）
複写機ごとに使用限度数が登録されており，設定限度数は以下のとおりです。使用限度を超えた場合，当該複写機は使用できません。新年度にリセットされます。使用限度を超えなかった分については，翌年度に繰り越しはしません。

- 1階事務室前複写室 2 台：1台500枚
- 法科大学院図書室（108室）：1，000 枚
- W棟 6 階ディスカッションラウンジ ： 500 枚

なお，学籍上の異動（休学，退学，留学等）があった場合は，速やかにコピー カードを学生担当窓口へ返却しなければなりません。
また，コピーカードは原則として再発行しませんので，保管•取扱いには十分注意してください。

## 7．日本学生支援機構奨学金

## （1）日本学生支援機構の奨学金とは

日本学生支援機構の奨学金は，経済的理由により修学に困難がある優れた学生 に対し貸与されます。奨学金貸与終了後は，返還の義務が生じ，毎月決められた金額を返還していただくことになります。申込みの際は，あなたの経済状況や人生•生活設計に基づき，十分考慮のうえ申込みをしてください。

## （2）奨学金の種類

（1）大学院第一種奨学金 $=$ 無利子貸与
（2）大学院第二種奨学金＝有利子貸与

## （3）奖学金の申込み条件

奨学金申込者の人物•健康•学力•家計について総合的に審査し，推薦基準を満たしている者の中から本学の選考委員会等で選考し，機構に推薦します。機構 では，審査のうえ採用候補者を決定します。基準を満たしていても予算の関係で採用候補者に決定されない場合がありますので，ご注意ください。

なお，次の者は推薦できません。
（1）収入基準額を超える者（収入基準額については，日本学生支援機構のホー ムページ https：／／www．jasso．go．jp／index．html 等で確認してください。）
（2）修業年限を超えて在学する者（修業年限には病気等による休学期間は含め ません。）
（3）これまでに機構から大学院の奨学金を借りたことのある人は，申し込むこ とができない場合や借りられる期間（貸与終期）が制限される場合がありま す。

## （4）踖学金継続願

「奨学金継続願」とは，奨学生に対して奨学金の継続の意思を確認するもので あり，毎年1回奨学生本人が自ら判断して機構に提出しなければなりません。「奨学金継続願」を提出（インターネット入力）後，大学が適格基準に基づき継続の可否を判断する適格認定を行います。所定の期間内に「奨学金継続願」が提出さ れないと次年度から貸与が打ち切られるので，ご注意ください。

## （5）特に優れた業績による返還免除について

第一種奨学金の貸与を受けた学生であって，在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には，貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。

免除の申請は希望者が行うものですが，本学の推薦が必要となります。詳細については，揭示等で通知します。

## 8．授業料

1 期分（半年間）の授業料が未納の場合は，理由の如何に関わらず本学大学院通則第 20 条第 4 号に基づき除籍となりますので，納付を遅滞することのないよう十分に注意してください。
本学大学院通則第 33 条に規定する入学料の額及び授業料の年額は，令和 6 年 4月1日現在次のとおりです。

| 区 分 | 授業料の年額 | 入 学 料 |
| :---: | :---: | :---: |
| 法科大学院の課程 | 804,000 円 | 282,000 円 |

注記：授業料の年額が改定された都度，在学者に適用される制度（スライド制）が適用さ れます。なお，経済的理由により授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認 められる者等に対して，授業料を免除する制度があります。詳細については，掲示 で周知します。

## 9．その他

## （1）各種願出－届出

休学，退学，留学等をする場合は，事前に学生担当窓口へ願い出て許可を受けな ければなりません。

## $\diamond$ 休学願

病気その他の事由により休学（2 か月以上）を願い出るときは，本研究科所定の休学願を学生担当窓口で受け取り，研究科長宛に願い出て（病気の場合は医師の診断書等添付）許可を受けてください。手続きが遅れるとその期の授業料を納付しな ければなりませんので，あらかじめ十分に注意してください。
願い出は年度毎となりますので，長期休学を要する場合は，まず当該年度分を願 い出て，後日新年度の更新分を改めて願い出る必要があります。

## $\diamond$ 復学願

病気その他の事由により休学中の者が，その事由が消滅して復学しようとする場合には，本研究科所定の復学願を学生担当窓口で受け取り，それにより研究科長宛 に願い出て許可を受けてください。

## 厄退学願

病気その他やむを得ない事由により退学しようとするときは，本研究科所定の退学願を学生担当窓口で受け取り，その事由を詳しく明記し，連帯保証人と連署で， かつクラス担任教員等の確認を受け，研究科長宛に願い出て許可を受けなければな りません。

## 『連絡先変更届

学生本人又は連帯保証人の現住所•電話番号の変更，「授業料納入のお知らせ」送付先区分の変更があった際は，所定の「連絡先変更届」により遅滞なく届け出て ください。

〉改姓（名）届
改姓（名）の届け出については，所定の届出用紙のほか戸籍抄本の添付を必要と します。

## っその他

その他の諸届については，学生担当窓口に問い合わせてください。

## （2）学生䃌

学生証は，入学した年度の4月に交付します。交付された学生証は標準修業年限まで使用しますので，取り扱いに注意し，学生証裏面の注意事項を遵守してく ださい。
また，学生担当窓口における各種手続きの際にその都度提示を求めますので，常に携帯してください。

## （3）各種祉明䚻の発行

各種証明書の発行については，学生担当窓口で「証明書発行願」により願い出 てください。願い出を受理した日の土日•祝日を除いた翌々日の午後以降に発行 します。ただし，在学証明書，成績証明書，修了見込証明書，学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）（旅客鉄道会社の割引普通乗車券を購入する場合に使用）
及び健康診断証明書については，以下に記載の場所に設置されている証明書自動発行装置（A CM）の操作により入手してください。発行操作には，学生証が必要となります。
※証明書自動発行装置（A CM）の設置場所は次のとおりです。
（1）文系共同講義棟2階ホール
（2）高等教育推進機構1階ロビー
（3）クラーク会館センターホール
（4）工学部正面玄関ロビー
（5）農学部正面玄関横
（6）薬学部正面玄関ホール
（7）環境科学院正面玄関ロビー
－利用時間：月曜日から金曜日の9：00から17：00まで
（ただし，祝日，年末年始の期間及び年度初め等のデータ更新時期を除きます。） －証明書の発行枚数：在学証明書，成績証明書，修了見込証明書は1日4枚まで，学割証及び健康診断証明書は1日5枚までです。

## （4）法科大学院学生に対する連絡について

法科大学院学生に対する連絡事項は，法学研究科•法学部玄関横のホール及び事務室前に設置されている掲示板及び「法科大学院教育支援システム」等により周知しますので，常に注意してください。

## （5）保健センター

## $\diamond$ 定期健康診断

定期健康診断は，毎年1回4月に実施されます。学生は，健康診断を受けるよ う義務付けられていますので，必ず指定された期間（掲示により通知）に受けて ください。なお，この定期健康診断の全ての診断項目を受診しなければ，健康診断書等の発行ができません。

## 厄健康相談•診療・カウンセリング

カウンセリングを希望する場合は，まず精神衛生相談を受診してください。
診療

| 診療科目 | 曜 日 | 受付時間 | 曜日 | 相談時間 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 内 科 | 月～金 | 13：00～15：30 | 月 $\sim$ 金 | 午前•午後 |
| 精神衛生相談 | 月 $\sim$ 金 | 13：00～15：30 |  |  |
|  | 電話予約窓口：011－706－5418 |  |  |  |
| 相談科目 | 曜 日 | 相談時間 |  |  |
| 歯科 相 談 | 予約制 | 予約は学内のパ ムページから予約 ンのみアクセス可 | ンにて てくだ | 建センターホー （学内のパソコ |

なお，診療は事情により休診となる場合がありますので，休診情報（保健セ ンターホームページ）を確認してください。
©保健センターの場所（札幌市北区北 16 条西 7 丁目）


## $\diamond$ 全学学生相睒総合センター・学生相談室

学生相談総合センター・学生相談室では，月曜日～金曜日（祝日•休日を除く） の以下の時間に相談の申し込みを受け付けています。相談を希望する場合は，事前 に予約していただくと便利です（予約優先）。

| 受付時間 | 月曜日～金曜日（祝日•休日を除く）9：00～17：00 |
| :---: | :---: |
| 相談対応時間 | 月曜日～金曜日（祝日•休日を除く）9：00～18：00 |
| 電話予約 | $011-706-7463$ |
| メール予約 | yoyaku＠sacc．hokudai．ac．jp |

```
（）全学学生相談総合センターの場所（札幌市北区北15条西8丁目：
学生交流ステーション2階
```

学生交流ステーション建物（2階）


## 『ハラスメント相談室

ハラスメント相談室では，専門相談員が毎週月曜日～金曜日（祝日及び年末年始 を除く）の10：00～17：00に相談を受け付けています。相談を希望される方は，事前 に電話・メールで予約をしてください。
－電話：011－706－2096 又は 011－706－2862
－E－mail ：soudan＠general．hokudai．ac．jp

## （7）学生教育研究災害傷客保険（学研災）及び法科大学院生教育研究賠偵責任保険（法科賠）について

「学研災」は，国内外における本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合及び通学中の事故•学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合の補償のために加入するもの です。

「法科賠」は，日本国内外において，保険期間中に学生が，以下の事由により被る法律上支払わなければならない損害賠償金について，てん補限度額の範囲内 で補償を行うものです。
$\diamond$（1）正課，学校行事，（2）正課•学校行事•課外活動に位置づけられるインターン シップ，ボランティア活動，（3）自宅と（1），（2）の活動場所への往復中に，他人に ケガをさせ（対人賠償），もしくは他人の財物を損壊（対物賠償）したこと。
正課または学校行事としての臨床法学実習中に，依頼人の身体を不当に拘束す ることにより自由を侵害または名誉を毀損したこと。（人格権侵害補償）
$\diamond$ 正課または学校行事としての臨床法学実習中に知りえた依頼人の個人情報に関 し，口頭•文書•図画その他これらに類する表示行為によって依頼人の名誉を毀損またはプライバシーを侵害したこと。（人格権侵害補償）

なお，詳しくは，別途配付している「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」及 び「法科大学院生教育研究賠償責任保険（法科賠）」のパンフレットを参照してく ださい。

## （8）その他

ふ法学研究科•法学部管理棟 1 階事務室横の西側玄関付近に，自習室毎のメール ボックスを設置しています。各自習室でメールボックスの鍵の管理者を決め，鍵の管理者は常にメールボックスの中を確認し，投函されているものがある場合には，すみやかに各自習室へ持って行ってください。
学生の自動車・オートバイ等による通学（構内通行）は禁止しています。建物内は，全て禁煙です。

## VII．法科大学院授業科目実行教育課程表

＊「配当年次」欄の学年： 2 年課程学生の場合， $2=1$ 年， $3=2$ 年と読み替え

【基礎プログラム】（法律基本科目•基礎科目）

| 科目名 | 単位 | 配当 <br> 年次 | 開講期 |  |  |  | 備 考 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 春 | 夏 | 秋 | 冬 |  |  |
| 憲法 I | 2 | 1 | 必修 |  |  |  | 32 単位を修得すること。 <br> （法学既修者は既修者認定を行う。 |  |
| 憲法 II | 1 | 1 |  | 必修 |  |  |  |  |
| 行政法 I | 2 | 1 |  |  | 必修 |  |  |  |
| 行政法II | 1 | 1 |  |  |  | 必修 |  |  |
| 民法 I | 3 | 1 | 必修 |  |  |  |  |  |
| 民法II | 3 | 1 |  | 必修 |  |  |  |  |
| 民法III | 2 | 1 |  |  | 必修 |  |  |  |
| 民法IV | 2 | 1 |  |  |  | 必修 |  |  |
| 商法 I | 2 | 1 |  | 必修 |  |  |  |  |
| 商法II | 2 | 1 |  |  | 必修 |  |  |  |
| 商法III | 2 | 1 |  |  |  | 必修 |  |  |
| 民事訴訟法 I | 2 | 1 |  |  | 必修 |  |  |  |
| 民事訴訟法 II | 1 | 1 |  |  |  | 必修 |  |  |
| 刑法 I | 2 | 1 | 必修 |  |  |  |  |  |
| 刑法II | 2 | 1 |  | 必修 |  |  |  |  |
| 刑事訴訟法 I | 2 | 1 |  |  | 必修 |  |  |  |
| 刑事訴訟法 II | 1 | 1 |  |  |  | 必修 |  |  |
| 民事法基整せミ | 1 | 1 | 要履修 |  |  |  |  |  |
| 刑事法基砋せミ | － | 1 |  | 要履修 |  |  |  |  |

【深化プログラム】（法律基本科目•応用科目）

| 科目名 | 単位 | 配当 <br> 年次 | 開講期 |  | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 1 学期 | 2 学期 |  |
| 公法事例問题研究 I | 2 | 2 | 必修 |  | 26 単位を修得すること。 |
| 公法事例問題研究II | 2 | 2 |  | 必修 |  |
| 公法事例問題研究III | 2 | 3 | 必修 |  |  |
| 民事法事例問題研究 I | 2 | 2 | 必修 |  |  |
| 民事法事例問題研究 II | 2 | 2 | 必修 |  |  |
| 民事法事例問題研究III | 2 | 2 |  | 必修 |  |
| 民事法事例問題研究IV | 2 | 2 | 必修 |  |  |
| 商事法事例問題研究 I | 2 | 2 | 必修 |  |  |
| 商事法事例問題研究 II | 2 | 2 |  | 必修 |  |
| 刑事法事例問題研究 I | 2 | 2 | 必修 |  |  |
| 刑事法事例問題研究 II | 2 | 2 | 必修 |  |  |
| 刑事法事例問題研究III | 2 | 2 |  | 必修 |  |
| 現代家族法 | 2 | 3 | 必修 |  |  |
| 現代民法（臨時開講科目） | 2 | $2 \cdot 3$ |  | 選択 |  |
| 刑事訴訟法事例問題演習 （臨時開講科目） | 2 | $2 \cdot 3$ | 選択 |  |  |
| 民事法ゼミ | 1 | 2 |  |  |  |
| 刑事法ぜミ | － | 2 |  | 選択 |  |

【法実務基礎プログラム】（法律実務基礎科目）

| 科目名 | 単位 | 配当 <br> 年次 | 開講期 |  | 備 | 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 1 学期 | 2 学期 |  |  |
| 法曹倫理 I | 2 | 3 |  | 必修 | 8 単位を修得する こと。 | 14 単位以上を修得すること。な お，エクスターン シップ I 及びエ クスターンシッ ブIIの単位は，進級に必要な単位数に参入するこ とができない。 |
| 民事実務演習A | 2 | 3 | 必修 |  |  |  |
| 刑事手続実務A | 2 | 3 |  | 必修 |  |  |
| 刑事手続実務B | 2 | 3 |  | 必修 |  |  |
| 法曹倫理 II | 2 | 3 |  | 選択必修 | 2 単位以上を修得すること。 |  |
| 民事実務演習B | 2 | 3 | 選択必修 |  |  |  |
| 刑事裁判実務演習 | 2 | 3 |  | 選択必修 |  |  |
| ローヤリング二クリニック A | 2 | $2 \cdot 3$ | 選択必修 |  | $\begin{aligned} & 1.4 \text { 単位以上を } \\ & \text { 修得すること。 } \end{aligned}$ |  |
| ローヤリング＝クリニックB | 2 | $2 \cdot 3$ |  | 選択必修 |  |  |
| 公法実務演習 | 2 | 3 |  | 選択必修 |  |  |



【先端•発展プログラム】（展開•先端科目）

| 部門 <br> 区分 | 群 | 科目名 |  | 配当 |  |  | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 年位 | 年次 | 1 学期 | 2 学期 |  |
| $\begin{aligned} & \text { 先 } \\ & \text { 端 } \\ & \text { ジ } \\ & \text { ネ } \\ & \text { ス } \\ & \text { 部 } \end{aligned}$ | A 取引法•企業法科目群 |  |  |  |  |  | 一の部門を選択し，当該部門，部門共通及び共通科目に係る授業科目から 10 単位以上を修得す ること。 <br> さらに，B～ E， $\mathrm{H} \sim \mathrm{K}$ の科目群より一の科目群を選択し，当該科目群に係る授業科目から 4 単位以上を修得し た上で，ブログラ ム全体の合計が 12 単位以上とな るように修得す ること。 |
|  |  | 現代企業法 I | 2 | $2 \cdot 3$ | 選択必修 |  |  |
|  |  | 現代企業法 II | 2 | $2 \cdot 3$ | 選択必修 |  |  |
|  |  | 企業法務 | 2 | $2 \cdot 3$ | 選択必修 |  |  |
|  | B 倒産法科目群 |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 現代倒産•執行法A | 2 | $2 \cdot 3$ | 選択必修 |  |  |
|  |  | 現代倒産•執行法B | 2 | $2 \cdot 3$ |  | 選択必修 |  |
|  |  | 現代倒産•執行法C | 2 | $2 \cdot 3$ |  | 逥択必修 |  |
|  | C 租税法科目群 |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 租税法 A | 2 | $2 \cdot 3$ | 選択必修 |  |  |
|  |  | 租税法B | 2 | $2 \cdot 3$ |  | 選択必修 |  |
|  | D 経済法科目群 |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 経済法A | 2 | $2 \cdot 3$ | 選択必修 |  |  |
|  |  | 経済法B | 2 | $2 \cdot 3$ |  | 選択必修 |  |
|  |  | 現代経済法A | 2 | $2 \cdot 3$ |  | 選択必修 |  |
|  |  | 現代経斎法B | 2 | $2 \cdot 3$ | 選択必修 |  |  |
|  | E 知的財産法科目群 |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 知的財産法A | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | 選択必修 |  |  |
|  |  | 知的財産法 B | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ |  | 選択必修 |  |
|  |  | 知的財産法C（臨時開講科目） | 1 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | 選択必修 |  |  |
|  |  | 現代知的財産法A | 2 | $2 \cdot 3$ | 選択必修 |  |  |
|  |  | 現代知的財産法 B | 2 | $2 \cdot 3$ |  | 選択必修 |  |
|  |  | 現代知的財産法C | 2 | $2 \cdot 3$ | 選択必修 |  |  |
|  |  | 現代知的財産法D | 2 | $2 \cdot 3$ |  | 選択必修 |  |


※開講期は変更する場合があります。

【学際プログラム】（基礎法学•隣接科目）

| 科目名 | 単位 | 配当年次 | 開講期 |  | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 1 学期 | 2 学期 |  |
| 現代法哲学 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | 選択必修 |  | 4 単位以上を修得すること。 |
| 現代法社会論 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ |  | 選択必修 |  |
| 現代法理論 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | 選抧必修 |  |  |


| 日本法史 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | 選択必修 |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 西洋法史 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | 選択必修 |  |
| 口ーマ法 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ |  | 選択必修 |
| 法と経済学 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ |  | 選択必修 |
| 英米法 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | 選択必修 |  |
| ヨーロッパ法 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ |  | 選択必修 |
| アジア法 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ |  | 選択必修 |
| 政策分析 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | 選択必修 |  |
| 政治過程論 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ |  |  |
| 国際公共政策学 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | 選択必修 |  |
| 比較政府間関係論 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | 選択必修 |  |

※開講期は変更する場合があります。

## IX．各科目の担当教員

ふが付いているのは，令和 6 年度に開講されない科目です。 ○は専任教員，＊は実務家教員です。

【基礎プログラム】


【深化プログラム】

|  | 授業科目名 | 単位 | 授業担当教員 | 専 | 実 |
| :--- | :--- | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 公法事例問題研究 I | 2 | 佐々木 雅寿 | ○ |  |
|  | 公法事例問題研究 II | 2 | 津田 智成 | $\bigcirc$ |  |
|  | 公法事例問題研究III | 2 | 岸本 太樹 |  |  |
|  |  |  | 鈴木 敦 |  |  |


|  | 民事法事例問題研究 I | 2 | 根本 尚徳 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 齋藤 由起 |  |  |
|  | 民事法事例問題研究 II | 2 | 曽野 裕夫 | $\bigcirc$ |  |
|  | 民事法事例問題研究III | 2 | 林 誠司 | $\bigcirc$ |  |
|  | 民事法事例問題研究IV | 2 | 横路 俊一 | $\bigcirc$ |  |
|  | 商事法事例問題研究 I | 2 | 山本 哲生 | $\bigcirc$ |  |
|  | 商事法事例問題研究 II | 2 | 野田 耕志 | $\bigcirc$ |  |
|  | 刑事法事例問題研究 I | 2 | 城下 裕二 | $\bigcirc$ |  |
|  | 刑事法事例問題研究 II | 2 | 松尾 誠紀 | $\bigcirc$ |  |
|  | 刑事法事例問題研究III | 2 | 仲世古 善樹 | $\bigcirc$ | ＊ |
|  | 現代家族法 | 2 | 藤原 正則 |  |  |
|  | 現代民法（臨時開講科目） | 2 | 池田 清治 | $\bigcirc$ |  |
|  | 刑事訴訟法事例問题演習 （臨時開講科目） | 2 | 高島 麻子 | $\bigcirc$ | ＊ |
|  |  |  | 縄野 歩 |  | ＊ |
|  | 民事法ゼミ | 1 | 鷲見 圭一 |  | ＊ |
|  |  |  | 皆川 洋美 |  | ＊ |
|  | （刑事法ゼミ） |  | 仲世古 善樹 | $\bigcirc$ | ＊ |
|  | （目法ゼミ） |  | 横山 浩之 |  | ＊ |

【法実務基礎プログラム】

（生活関連部門）

|  | 授業科目名 | 単位 | 授業担当教員 | 専 | 実 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| is | 現代生活民法 | 2 |  |  |  |
|  | 環境法 | 2 | 山下 竜一 |  |  |
| ＊ | 情報法 | 2 |  |  |  |
|  | 地方自治法 | 2 | 人見 剛 |  |  |
|  | 労働法A | 2 | 森戸 英幸 |  |  |
|  | 労働法B | 2 | 池田 悠 | $\bigcirc$ |  |
|  | 労働法特論 | 2 | 野谷 聡子 |  | ＊ |
|  | 社会保障法A | 2 | 川久保 寛 |  |  |
| H | 社会保障法B | 2 |  |  |  |
|  | 環境法特論 | 2 | 本池 俊夫 |  | ＊ |
|  | 医療訴訟 | 2 | 大崎 康二 |  | ＊ |


|  | 英米法 | 2 | 会沢 恒 |  |  |
| :--- | :--- | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | ヨーロッパ法 | 2 | 大西 楠テア |  |  |
|  | アジア法 | 2 | 徐 行 |  |  |
| 而 | 比較法文化論 | 2 |  |  |  |
|  | 政策分析 | 2 | 宇野 二朗 |  |  |
|  | 政治過程論 | 2 | 空井 護 |  |  |
|  | 国際公共政策学 | 2 | 土井 翔平 |  |  |
| な | 比較政府間関係論 | 2 |  |  |  |

（共通科目）

|  | 授業科目名 | 単位 | 授業担当教員 | 専 | 実 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 司法制度論 | 2 | 林 賢一 | $\bigcirc$ | ＊ |
|  | 国際法A | 2 | 開出 雄介 |  |  |
|  | 国際法B | 2 | 小林 友彦 |  |  |
|  | 国際取引法 | 2 | 曽野 裕夫 | $\bigcirc$ |  |
| \％ | 国際人権法 | 2 |  |  |  |
|  | 国際私法 | 4 | 嶋 拓哉 |  |  |
|  | 国際私法特論（臨時開講科目） | 2 | 嶋 拓哉 |  |  |
|  | 研究論文 | 2 | 林 誠司 | $\bigcirc$ |  |

【学際プログラム】

|  | 授業科目名 | 単位 | 授業担当教員 | 専 | 実 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 現代法哲学 | 2 | 尾﨑 一郎 |  |  |
|  | 現代法社会論 | 2 | 郭 薇 |  |  |
|  | 現代法理論 | 2 | 尾﨑 一郎 |  |  |
|  | 日本法史 | 2 | 桑原 朝子 |  |  |
| 方 | 西洋法史 | 2 |  |  |  |
| 动 | ローマ法 | 2 |  |  |  |
| 呇 | 法と経済学 | 2 |  |  |  |

## X．教員紹介

※氏名，法科大学院における担当科目，専門分野の順

【帚任教员】
A 研究者教員

| 池田 清治 |
| :--- |
| 民法 I•II•III•IV，現代民法（臨時開講科目） |
| 民法 ：契約法の基礎理論とその現代的展開を研究してきたが，最近は消費者法に <br> も関心を持っている。 $\mathbf{l}$ |


| 池田 悠 |
| :--- |
| 労働法 B |
| 労働法 ：労働契約関係をめぐる個別的•集団的な規律，労働法と他の法分野との <br> 交錯領域。 $\mathbf{l}$ |


| 上田 信太郎 |
| :--- |
| 刑事訴訟法 I • II |
| 事 |

刑事訴訟法：近時は刑事証拠法分野のうち補強法則，自白の信用性の問題を中心 に研究を行っている。また，最近では，刑事裁判における死因認定に関連する問題についても研究している。

| 齊藤 正彰 |
| :--- |
| 憲法 I •II |
| 憲法：憲法と国際法の関係など |


| 佐々木 雅寿 |
| :--- |
| 公法事例問題研究 I |
| 憲法：対話的違憲審查の理論，カナダ憲法，人権の実効的救済方法など。 |


| 佐藤 修二 |
| :--- |
| 租税法 $\mathrm{A} \cdot \mathrm{B}$ |
| 行政法：租税法について， 20 年余の弁護士としての実務経験を活かしつつ，憲法• |
| 民法•会社法や裁判実務との関係を意識しながら研究をしています。 |

## 城下 裕二

刑法 I，刑事法事例問題研究 I
刑法：責任論•未遂犯論•罪数論•量刑論を中心に研究を行っている。最近では，医事刑法，特に終末期医療，臓器移植，臨床研究および精神医療をめぐる諸問題
についても検討している。

| 曽野 裕夫 |
| :--- |
| 民事法事例問題研究II，国際取引法 |
| 民法 ：契約法•国際取引法を私的秩序形成における法の役割という視点から研究 |
| しています。また，私法統一のプロセスにも関心をもっています。 |


| 津田 智成 |
| :--- |
| 公法事例問題研究 II |
| 行政法：国家賠償法，損失補償法 |

```
中川 晶比兒
経済法A, 現代経済法A•B
経済法: 独占禁止法の解釈•適用に関する理論的検討。
```

```
中山 一郎
知的財産法A•B•C(臨時開講科目), 現代知的財产法A•B
知的財産法:特許法を中心に, 解稚論のみならず政策形成プロセスにも関心があ
ります。また, 実証的な分析を取り入れた研究についても模索しています。
```

```
野田 耕志
商事法事例問題研究 II, 現代企業法 I
商法:主に金融商品取引法と会社法。企業情報開示制度, コーポレート•ガバナ
ンス, 証券取引規制。
```


## 林 誠司 <br> 民事法事例問題研究III

民法：不法行為法。不法行為法の要件•効果に関する基礎理論とその現代的展開，特に医師責任法に関する研究

| 松尾 誠紀 |
| :--- |
| 刑法II，刑事法事例問題研究II |
| 刑法：主たる研究領域は，不作為犯論，共犯論。近時は，交通犯罪，死体遺裹罪 <br> などの研究にも取り組んでいる。 l |


| 山本 哲生 |
| :--- |
| 商事法事例問題研究 I |
| 商法：企業取引に関する法規制，企業組織に関する法規制。保険契約法。 |


| 横路 俊一 |
| :--- | :--- |
| 民事訴訟法 I • II，民事法事例問題研究IV |
| 民事訴訟法：主に，判決手続全般及び調停等の ADR に関心をもっています。 |

B 実務家教员
見野 彰信
ローヤリング＝クリニック A•B
弁護士：平成 12 年弁護士登録。民事事件，刑事事件，家事事件，中小企業法務等を取り扱っています。過去に刑事法基礎ゼミを担当していました。

```
髙島 麻子
刑事手続実務A - B, 刑事裁判実務演習, 刑事訴訟法事例問题演習(臨時開講科
目)
検事:平成9年に検事任官し, 東京地検, 大阪地検,京都地検, 横浜地検等で勤
務後, 令和6年4月から札幌高検で勤務しています。過去に金沢大学法科大学院
に派遣され, 教員を務めました。
```


## 仲世古 善樹

刑事法事例問題研究III，刑事手続実務A•B，刑事裁判実務演習，刑事法ゼミ
弁護士：富良野出身。銀行等勤務を経て平成 19 年弁護士登録。札幌総合法律事
務所のパートナー弁護士。中小企業法務，倒産事件を多く扱っており，刑事事件
も好きで力を入れています。
新川 生馬
法曹倫理 $\mathrm{I} \cdot \mathrm{II}$
弁護士：平成 8 年弁護士登録。平成 6 年 3 月北海道大学法学研究科修士課程修了。
平成元年～平成 2 年北海道銀行勤務。過去に，未修者基礎ゼミを担当。民事事件，
特に労働事件を多く扱っていますす。

## 林 賢一

民事実務演習B，司法制度論
弁護士：司法書士としての活動を経て平成 15 年弁護士登録。企業法務，M\＆A，
企業倒産処理（破産，民事再生，私的整理）を多く扱っています。

| 林 由希子 |
| :--- |
| 民事実務演習A |
| 裁判官：平成 14 年任官。以後，主に民事事件を担当し，現在は，札幌地方裁判 |
| 所の民事部に所属しています。 |

林 由希子

裁判官：平成 14 年任官。以後，主に民事事件を担当し，現在は，札幌地方裁判所の民事部に所属しています。

【兼担教员】
A 研究者教員

| 会沢 恒 |
| :--- |
| 英米法 |
| 比較法•英米法：懲罰的賠償と不法行為改革•民事司法。連邦制。アメリカ型法 |
| 思考と「政策」。現代アメリカの「保守」。ニューヨーク州弁護士。 |


| 宇野 二朗 |
| :--- |
| 政策分析 |
| 行政学：行財政制度•公企業制度と地域政策，官民連携など公共経営改革に関す <br> る研究 l |


| 尾﨑 一郎 |
| :--- |
| 現代法理論，現代法哲学 |
| 法社会学：都市と法，法と宗教，法とコミュニケーション |


| 開出 雄介 |
| :--- |
| 国際法A |
| 国際法：国家責任法，国際法の基本問題 |


| 郭 薇 |
| :--- | :--- |
| 現代法社会論 |
| 法社会学：法情報学，とくに（1）法専門職の情報発信と規制手法，（2）立法 |
| 審議と世論，（3）国際的•学際的な法伝播の実証研究 |


| 川久保 寛 |
| :--- |
| 社会保障法 A |
| 介護保険などの社会保険における法律関係を中心に研究してきたが，近年は社会 <br> 福祉や地方自治体の福祉行政に関心を持って研究を進めている。 l |


| 川村 力 |
| :--- |
| 商法II $\cdot \mathrm{III}$ |
| 商法：企業結合。会社財産と債権者の関係。倒産と企業再編。金融取引及び金融 <br> 規制。 l |

岸本 太樹
行政法I•II，公法事例問題研究III
行政法学：近年では，特に，公共的な事務•事業の遂行を民間事業者等に委託す る際に締結される行政契約（民間委託契約）に焦点を当てた研究を行っている。

```
\begin{tabular}{|l|}
\hline 桑原 朝子 \\
\hline 日本法史 \\
\hline 日本法制史：主に前近代の日本における法と文学の関係の研究 \\
\hline
\end{tabular}
```

```
嚌藤 由起
民事法事例問题研究 I
民法:担保制度(とくに人的担保, 動産•債権担保)をめぐる諸問題。
```

| 嶋 拓哉 |
| :--- |
| 国際私法，国際私法特論（臨時開講科目） |
| 国際私法：漼拠法および国際民事手続法に関する研究全般 |


| 徐 行 |
| :--- | :--- |
| アジア法 |
| 中国法 ：司法制度•司法改革•公益訴訟，台湾法 ：司法院大法官解釈•憲法訴訟 |


| 鈴木 敦 |
| :--- |
| 公法事例問題研究III |
| 憲法：日本国憲法体制の成立史 |


| 空井 護 |
| :--- |
| 政治過程論 |
| 政治学：現代政治分析，デモクラシー論，戦後日本政治史 |


| 土井 翔平 |
| :--- | :--- |
| 国際公共政策学 |
| 国際関係論，経済と安全保障，フォーマルモデル，統計分析 |

国際関係論，経済と安全保障，フォーマルモデル，統計分析

| 中川 寛子 |
| :--- |
| 経斎法 B |
| 経済法：排除行為の人為性。最近ではデジタル・プラットフォームによる排除行 <br> 為に関心がある。 $\mathbf{l}$ ． |


| 根本 尚徳 |
| :--- |
| 民事法事例問題研究 I |
| 民法 ：差止請求権の基礎理論，不法行為法 |


| 三宅 新 |
| :--- |
| 商法 I |
| ドイツの保険法における契約上のオプリーゲンハイトの研究 |


| 山木戸 勇一郎 |
| :--- |
| 現代倒産•執行法A•B |
| 民事手続法（民事訴訟法，民事執行法，倒産処理法など）および民事手続法上の <br> 問題に関連する実体法。${ }^{2}$ |


| 吉田 広志 |
| :--- | :--- |
| 知的財産法C（臨時開講科目） |
| 特許法を中心として，わが国の知的財産法制のあり方を研究しています。メーカ |
| 一での勤務経験や，弁理士としての経験を生かした「ユニークな研究」を目指し |
| ています。 |

B 実務家教
伊藤 絢子
民事法基礎ゼミ
弁護士：平成 21 年弁護士登録。民事事件，家事事件，刑事事件全般に渡る種々
の事件を取り扱っています。

## 猪瀬 健太郎

## 民事法基礎ゼミ

升護士：平成 21 年北大法科大学院修了。平成 22 年弁護士登録。平成 24 年から 3 年間，留萌ひまわり基金法律事務所へ赴任した後，札幌にて独立開業。一般民事，家事，中小企業法務を中心に活動しています。

## 上村 真太朗

弁護士：平成 25 年弁護士登録。民事事件，家事事件，刑事事件全般に渡って事件を取り扱っています。特に保険事故，相続財産管理人等の裁判所事案を多く取
り扱っています。

| 大崎 康二 |
| :--- |
| 医療訴訟 |
| 弁護士： 2004 年弁護士登録。2019 年札幌医療事故問題研究会事務局長就任。民 |
| 事事件は幅広くやっている方だと思う。最近は子どもの権利擁護，高齢者•障害 |
| 者の支援など趣味の仕事（お金になりにくい仕事）で本業が圧迫されつつある。 |


| 大室 直也 |
| :--- |
| 民事法基礎ぜミ |
| 弁護士：平成 27 年弁護士登録。一般民事事件，家事事件，刑事事件などを取り |
| 扱っておらます。 |


| 小川 翔太郎 |
| :--- |
| 民事法ゼミ |
| 弁護士：平成 26 年弁護士登録。個人•法人，民事•刑事を問わず様々な分野の |
| 事件を取り扱っています。 |


| 沖田 尚 |
| :--- | :--- |
| 民事法基䂣ゼミ |
| 弁護士：国際協力関係の財団法人の勤務を経て，平成 21 年弁護士登録。民事事 <br> 件，家事事件，刑事事件等幅広い分野の事件を扱っています。 $\mathbf{l}$ |


| 小野寺 優剛 |
| :--- |
| 民事法ゼミ |
| 弁護士：平成 23 年北大法学部卒業。平成 25 年北大法科大学院修了。平成 26 年 |
| 弁護士登録。民事事件，家事事件，破産申立て，企業（起業）法務を多く取り扱 |
| っています。 |

## 清平 温子

## 民事法基礎ゼミ

弁護士 ：平成 10 年に北大法学部を卒業後，裁判所職員として勤務。平成 24 年北大法科大学院（3年課程）修了。平成 25 年弁護士登録。

| 坂本 泰朗 |
| :--- |
| 現代倒産•執行法C |
| 弁護士：平成 16 年弁護士登録。中小企業法務，企業倒産処理を多く取り扱って <br> います。 $\mathbf{l}$ |


| 新宅 孝昭 |
| :--- |
| 刑事手続実務A•B，刑事裁判実務演習 |
| 裁判官：平成 16 年北大法学部卒業，平成 19 年任官。刑事事件の担当は約 9 年で |
| す。 |

## 鈴木 健司

企業法務
弁護士：2006 年に弁護士登録し，企業法務を中心として，民事事件，企業倒産事件，刑事事件を取り扱っています。

| 鷲見 圭一 |
| :--- | :--- |
| 民事法ゼミ |
| 弁護士 ：平成 18 年北大法学部卒業。平成 21 年北大法科大学院（ 3 年課程） <br> 平修了。 $\mathbf{l}$ 成 22 年弁護士登録。 |

## 瀬戸 悠介

公法実務演習
并護士：平成 24 年北大法科大学院（既習課程）修了，平成 25 年弁護士登録。
般民事事件，企業法務，行政事件を主に取り扱っています。

| 高橋 拓也 |
| :--- |
| 民事法基礎ゼミ |
| 平成 27 年北大法科大学院（3 年課程）修了。平成 30 年弁護士登録。家事事件， |
| 交通事故事件，一般民事事件等を取り扱っています。 |

## 武田 憲人

民事法ゼミ
弁護士 ：弁護士：平成 28 年北大法科大学院修了。平成 29 年弁護士登録。一般民事事件（交通事故，離婚，相続等）のほか，企業法務も取り扱っています。この ほか，札幌弁護士会野球部に所属しています。

```
鳥井 賢治
刑事法基礎ゼミ
茾護士:平成 19 年に弁護士登録。中小企業法務, 民事•家事事件を扱う他, 刑
事弁護活動にも力を入れており, 刑事事件も多く扱う。
```

| 中川 隆太郎 |
| :--- | :--- |
| 知的財産法C（臨時開講科目） |
| 弁護士：シティライツ法律事務所。デザインと法の問題を専門領域の軸としつつ， |
| 創作から生産，流通，広告表現まで様々な法律問題について幅広く取り扱う。中 |
| でもファッション・ローの領域において，多くの経験を有する。 |


| 縄野 歩 |
| :--- |
| 民事法ゼミ |
| 弁護士：平成 10 年北海道庁に入庁。道職員洔代には政策研究大学院大学を修了 |
| し，修士号（政策研究）を取得。公務員経験を経て，北大法科大学院に進学し， |
| 平成 23 年に弁護士登録。 |

弁護士：平成 10 年北海道庁に入庁。道職員洔代には政策研究大学院大学を修了平成 23 年に弁護士登録

## 野谷 聡子 <br> 労働法特論

弁護士：平成 19 年弁護士登録。札幌総合法律事務所パートナー弁護士。労働事件，医療賠償事件（病院•医師側），交通事故事件，不動産関連事件を多く取り扱う。

## 長谷川 亮一 <br> 民事法ゼミ

## 横山 浩之

民事法ゼミ，刑事法ゼミ
㚏護士：平成 28 年弁護士登録。民事事件，家事事件，行政事件，刑事事件など幅広く多くの事件を取り扱っています。

| 渡邊 宙 |
| :--- |
| 法曹倫理 II |
| 弁護士：平成 15 年弁護士登録。平成 27 年から 4 年間，刑事法基礎ゼミを担当。 |

法曹倫理 II
弁護士：平成 15 年弁護士登録。平成 27 年から 4 年間，刑事法基礎ゼミを担当。
弁護士：平成 21 年に北大法学部卒業後，民間企業に就職。平成 25 年に転職し，北海学園法科大学院（長期未修課程）入学，平成 29 年修了。平成 30 年弁護士登録。一般民事•刑事事件等，幅広い事件を扱っています。

## 林 順敬 <br> 刑事法基礎ゼミ

弁護士：平成 22 年弁護士登録。勤務弁護士を経て平成 28 年に独立開業。 刑事事件を多く扱っている。日弁連刑事弁護センター，札幌弁護士会刑事弁護センタ
一運営委員会に所属。

| 韓 相郁 |
| :--- | :--- |
| 知的財産法C（臨時開講科目） |
| 韓国弁護士：韓国有数の法律事務所である金•張法律事務所のパートナー弁護士。 |
| 韓日の知的財産法を比較した実務的な観点から講義を行う。 |


| 皆川 洋美 |
| :--- |
| 民事法ゼミ |
| 弁護士：平成 19 年北大法学部卒業，平成 22 年北大法科大学院修了，旭川での司 |
| 法修習を経て平成 23 年弁護士登録（札幌弁護士会）。 |
| 労働問題（過労死・プラックク企業関連）と家事関連問題を多く扱っています。 |


| 本池 俊夫 |
| :--- |
| 環境法特論 |
| 弁護士：平成 22 年北大法学部卒業，同 24 年早稲田大法科大学院修了，同 25 年 |
| 弁護士登録。企業法務を含む民事事件を中心に多種多様な事件を取り扱ってい |
| る。札幌弁護士会及び道弁連環境公害対策•環境保全委員会所属。 |

## C 非常勤教员

青木 大也
知的財産法C（臨時開講科目）
大阪大学大学院法学研究科准教授：著作権法，意匠法など，知的財産法領域の研
究を行っている。

究を行っている。

| 上野 達弘 |
| :--- |
| 知的財産法C（臨時開講科目） |
| 早稲田大学法学学術院教授：著作権法を中心とする知的財産法における諸問題の |
| 研究に従事。 |


| 大西 楠テア |
| :--- |
| ヨーロッパ法 |
| 東京大学法学政治学研究科准教授：ドイツ法，移民法制，E Uにおける人の自由 |
| 移動を主な研究領域にしています。個人情報保護法制にも興味があり，最近E U |
| 一般データ保護規則の研究を始めました。 |


| 奥邨 弘司 |
| :--- |
| 知的財産法C（臨時開講科目） |
| 慶鷹義大塾学大学院法務研究科教授：松下電器（（現）パナソニック）での実務 |
| 経験，内閣の知財戦略本部の䁇議会，著作権審議会の委員等の経験を生かし，A |
| I 等や著作権の制限規定について，実務的な知見や立法の動向を踏まえた講義を |
| 行う。 |


| 小林 友彦 |
| :--- |
| 国際法 B |
| 小樽商科大学商学部教授：ロシア・台湾・ポーランドで客員教員を務めた経験， |
| 経斎産業省でWTO 交渉に従事した経験，米国ニューヨーク州弁護士資格を有する |
| こと等を活かし，学術と実務の接点を浮かび上がらせる講義を心がけます。 |


| 人見 剛 |
| :--- |
| 地方自治法 |
| 早稲田大学大学院法務研究科教授（元北海道大学法学研究科教授）：主な研究領 <br> 域は，行政行為論，地方自治法，日独行政法学史。 $\mathbf{l}$ |


| 平澤 卓人 |
| :--- |
| 知的財産法C（臨時開講科目） |
| 福岡大学法学部講師：知的財産法のらち，商標法を主に研究しています。近時は， |
| 商標権と表現の自由のの関係，バーチャル商品における商標権，パロディ商標など |
| を研究しています。 |

## 藤原 正則

## 現代家族法

北海道大学名誉教授：民法：不当利得（•事務管理），担保法（特に，先取特権）家族法，（特にドイツの相続に関する予防法学を中心とした）相続法。その他で は，成年後見法を勉強しています。

| 森戸 英幸 |
| :--- |
| 労働法A |
| 慶鹰義塾大学大学院法務研究科教授 ：労働法分野全般，とりわけ差別禁止法，高 |
| 齢者の引退過程，企業年金など。 |


| 山下 竜一 |
| :--- |
| 環境法 |
| 専修大学法学部教授：行政法，環境法：ドイツ環境法の研究から出発しましたが， |
| 最近は，日本の原発問題や人口減少問題を素材にして従来の行政法理論を検証す |
| ることを主な研究テーマにしています。 |

## XI．各種の手続きについて

法科大学院入学前の既修得単位に関する申し合わせ

$$
\left[\begin{array}{c}
\text { 令和 } 5 \text { 年 } 1 \text { 月 } 19 \text { 日 } \\
\text { 教員会議決 定 }
\end{array}\right]
$$

法学研究科規程第 22 条に定める入学前の既修得単位の認定については，以下の要領で実施する。

1．趣旨
本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院において学修した成果を，本研究科法律実務専攻の単位とし て認定することがある。

2．認定単位数
（1）認定の上限を 32 単位とする。
（2）3年課程入学者のみを対象とする。
（3）対象科目は，以下のとおりとする。但し，臨時開講科目は認めない。基礎プログラム科目（ゼミ科目を除く），深化プログラム科目（ゼミ科目を除く），先端•発展プログラム科目のうち司法試験選択科目
（4）認定科目及び評価は法科大学院教員会議において決定する。
（5）認定科目における，法学研究科規程別表第 2 の対応は，別表のとおりとする。
（6）認定した科目については，履修登録を要しないものとする。
3．申請の手続き等
既修得単位の認定を受けようとする者は，入学した年度の第 1 学期の指定する日までに次の書類を法学研究科•法学部学事担当へ提出するものとする。
（1）既修得単位認定申請書（本研究科所定の用紙）
（2）修了証明書又は退学証明書（在学期間を記載したもの）
（3）成績証明書
（4）在籍した大学のシラバス（授業内容が記載されたもの）

別表

| 区分 |  |  | 授業科目 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 基礎プログラム <br> 〔法律基本科目の基整科目〕 |  |  | 憲法 I <br> 憲法 II <br> 行政法 I <br> 行政法 II <br> 民法 I <br> 民法II <br> 民法III <br> 民法IV <br> 商法 I <br> 商法 II <br> 商法III <br> 民事訴訟法 I <br> 民事訴訟法 II <br> 刑法 I <br> 刑法 II <br> 刑事訴訟法 I <br> 刑事訴訟法 II |
| 深化プログラム <br> 〔法律基本科目の応用科目〕 |  |  | 公法事例問題研究 I公法事例問題研究 II公法事例問題研究III民事法事例問題研究 I民事法事例問題研究 II民事法事例問題研究III民事法事例問題研究IV商事法事例問題研究 I商事法事例問題研究 II刑事法事例問題研究 I刑事法事例問題研究 II刑事法事例問題研究III現代家族法 |
| 先端•発展プログラム〔展開•先端科目〕 | 先端ビジネス部門 | B 倒産法科目群〔選択科目〕 | 現代倒産•執行法A <br> 現代倒産•執行法B <br> 現代倒産•執行法C |
|  |  | C 租税法科目群〔選択科目〕 | 租税法A <br> 租税法B |
|  |  | D 経済法科目群〔選択科目〕 | 経済法A <br> 経済法B <br> 現代経済法A <br> 現代経済法B |


|  |  | E 知的財産法科目群 ［選択科目〕 | 知的財産法A <br> 知的財産法 B <br> 現代知的財産法A <br> 現代知的財産法 B <br> 現代知的財産法C <br> 現代知的財産法D |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 生活関連部門 | H 労働法科目群〔選択科目〕 | 労働法A <br> 労働法B <br> 労働法特論 |
|  |  | I 環境法科目群〔選択科目〕 | 環境法 <br> 環境法特論 |
|  | 共通科目 | J 国際関係法 （公法系）科目群〔選択科目〕 | 国際法A <br> 国際法B <br> 国際人権法 |
|  |  | K 国際関係法 （私法系）科目群〔選択科目〕 | 国際私法 <br> 国際取引法 |

## 既修得単位認定申請書

令和 年 月

法科大学院長
殿
法学研究科 法律実務専攻 法科大学院の課程 1 年次学生番号 $\qquad$
氏 名 $\qquad$
現 住 所 $\qquad$
電 $\qquad$

私は， $\qquad$大学大学院 $\qquad$研究科に $\qquad$年 $\qquad$月から $\qquad$年 —＿月まで在籍（修了•中途退学）していました。ついては，法学研究科規程第22条に基づき，下記の授業科目について認定を受けたいので，審査くださるよ う必要書類を添えて申請いたします。

|  | 学（認定申請科目） |  |  | 修了又は中途退学した大学（既修得単位） |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| プログラム | 単位 | 開講期 | 担当教員 | 授業科目 | 単位 | 担当教員 | 授業内容 |
| 授業科目 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 | 単位 |  |  | 計 | 単位 |  |  |

## 【申請時の注意事項】

1．申請を認める科目は，基礎プログラム科目（ゼミ科目を除く）•深化プログラ ム科目（ゼミ科目を除く）•先端•発展プログラム科目のうち司法試験選択科目 とする。
2．単位の認定申請に際しては，修了•退学した大学院での既修得科目を本研究科規程に規定するいずれかの科目に対応させることとする。

法科大学院長 殿
法学研究科 法律実務専攻 法科大学院の課程 1 年次学生番号 $\qquad$
氏 名 $\qquad$
現 住 所 $\qquad$
電 話 $\qquad$

私は， $\qquad$大学法学部に $\qquad$年 $\qquad$月から $\qquad$月まで在籍時に，法科大学院の下記科目を早期履修し単位を修得しました。ついては，法学研究科規程第22条第2項に基づき，下記の授業科目について認定を受けたいので，審査くだ さるよう必要書類を添えて申請いたします。

## 記



## 【申請時の注意事項】

早期履修に関する申し合わせで規定している科目においてのみ申請を認め，認定上限単位数を 10 単位までとする。本申請単位が，学部の取得単位数に含まれて いる場合には，認定しない。

## 成績評価に対する異議申立て制度について

法科大学院では，成績評価に異議があるみなさんを対象として，「成績評価に対す る異議申立て制度」という制度を設けています。成績評価に対する，みなさんから見た透明性を確保するための措置です。

まず単位を取得できなかったことや成績評価について不服のあるみなさんは，シ ラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法と異なる評価方法によるものであることを，具体的事実を持って論証できる場合に，所定の書式で異議申立てをすることができます。異議申立ての書式は学事担当に用意して あります。それぞれ所定の期間内に提出してください。後日，書面で回答がなされ ます。

## 成績評価に対する異議申立てに関する申し合わせ

$$
\binom{\text { 平成16年 } 9 \text { 月 } 30 \text { 日 }}{\text { 教員 会 議 決 定 }}
$$

1．成績評価に異議のある学生は成績評価に対する異議申立てを行うことができる。異議申立ては，シラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法と異なる評価方法によるものであることを，学生自身が具体的事実を もって，論証できる場合に限るものとする。
2．異議申立ては，法学研究科事務室窓口において，所定の書式を用いて行う。受付けの期間については前項の回答とともに事務担当が告知する。
3．異議申立てに対しては，教務委員会が内容を審議し書面をもって回答する。

附 則
この申し合わせは，平成22年1月21日から適用する。
附 則
この申し合わせは，平成30年4月1日から適用する。
附 則
この申し合わせは，令和 3 年 11 月 12 日から適用する。

下記のとおり再試験の申込みを受け付けますので，受験希望者は法学研究科•法学部学生担当窓口（学事担当）に申し出てください。

記
1．受験資格
令和○年度○学期に当該科目を履修し，定期試験を受験した者で，単位を取得 できなかった者。
ただし，次のいずれかの場合には受験資格を認めない。
（1）各科目所定の成績評価の基準•方法により評価点が別に定める基準以下の者。
（2）定期試験を受験しなかった場合。
※休学等により受験資格を失う場合があるので，詳細は要確認。

2．受付期間
令和○年○月○日（ ）～○日（ ）まで（期間厳守）
※期間終了後は一切受付しないので注意すること。
申込手続をしていない者が試験を受けても無効となる。

3．実施科目（基礎プログラム科目のみ）
－○○○（ $○$ ○担当）－○○○（ $○ ○$ 担当）○○○（ $○ ○$ 担当）
（参考）

## 実施時期

## ［基礎プログラム］

i ）春学期科目（憲法 I ，民法 I ，刑法 I ）：前期定期試験期間（8月）。
ii ）夏学期科目（憲法 II，民法 II，商法 I ，刑法 II ）：後期定期試験期間（ 2 月）。
iii）秋学期科目（行政法 I ，民法III，商法 II，民訴 I，刑訴 I ）：（ii）と同じく，後期定期試験期間（2月）。
iv）冬学期科目（行政法 II，民法IV，商法III，民訴 II，刑訴II）：次年度の前期定期試験期間（8月）。

再試験に関する申し合わせ

## 平成16年7月22日 教員会議決定

1．再試験は，基礎プログラムに属する科目について行う。
2．再試験は， 1 に揭げる科目の定期試験を受験した者で，単位を取得できなかっ た者が，別途定める受付期間内に受験の希望を申し出た場合に行う。ただし，次 のいずれかのときには再試験の受験を認めない。
（1）各科目所定の成績評価の基準•方法により，評価点が 55 点未満の者
（2）再試験の実施時期に休学をしているとき
3．再試験の実施時期は，1 に掲げる科目の開講学期の次学期以降の，別途定める学期の末とする。
4．再試験の成績判定は，可又は不可とする。
5．再試験の追試験は行わない。

附 則
平成25年1月17日 一部改正
平成29年2月10日 一部改正
ただし，平成29年3月31日に法科大学院の課程に在学する者については，改正後 の申し合わせに関わらず，なお従前の例による。
平成30年11月15日 一部改正
ただし，平成31年3月31日に法科大学院の課程に在学する者については，改正後 の申し合わせに関わらず，なお従前の例による。
令和 4 年5月19日 一部改正
令和 5 年 1 月 19 日 一部改正
令和 5 年度入学者より適用する。ただし，令和 5 年 3 月 31 日に法科大学院の課程 に在学する者については，改正後の申し合わせに関わらず，なお従前の例による。

【注意】

## 再試験における休学者の取扱いについて

再試験を申し込んだ者が，再試験実施時期に休学をしている場合，その者は再試験を受験することができない。

また，その者が当該科目の単位取得をするためには，その科目を再履修しなけれ ばならない。

## 法科大学院定期試験欠席届

黒または青のボールペンで記入すること（鉛筆書き不可）
下記のような，やむな得ない事情から定期試験を受験できなかった者は，必要書類を添えて，期日までに学生担当窓口（学事担当）に申し出ること。申請した者に対しては，教務委員会による審査の後，追試験等の措置が取られることがある。

## 記

## 申請対象となる事情

疾病，忌引き，公共交通機関の遅延等のやむを得ない事情

申請書の提出期限
当該科目試験日の翌日の正午まで（期限厳守）
※ただし，病状等の諸般の事情により，申請書の提出期限については若干の猶予 を与えることもありらるので，そのような事情がある場合には学生担当窓口（学事担当）に相談すること。

必要書類
（1）定期試験欠席届（学生担当窓口で配付）
（2）欠席理由を証明する書類等（例示）
疾病については診断書，忌引きについては葬儀参列者への香典返しの葉書等の日時が記載されているもの，交通遅延については当該交通機関が発行した遅延証明書。

## 記人上の注意

- 黒か青のボールペンで記入すること。鉛筆書きは不可。
- 電話番号：緊急連絡が確実に受けられる電話番号を書くこと。
- 教 員 名：同一姓の教員がいるので，フルネームで書くこと。
- 久席理由：できるだけ具体的に書くこと。

令和 年 月
日
氏 名 $\qquad$年詸程 $\qquad$年次
自宅電話 $\qquad$携帯電話 $\qquad$ ※緊急連絡が確実にとれる電話番号を書くこと。

下記理由により定期試験を欠席しました（欠席します）ので届け出ます。記

|  | 試験日•講 時 |  |  | 科 目 名 | 担 当 教員 |
| :--- | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 月 | 日（ ） | 講時 |  |  |
| 2 | 月 | 日（ ） | 講時 |  |  |
| 3 | 月 | 日（ ） | 講時 |  |  |
| 4 | 月 | 日（ ） | 講時 |  |  |
| 5 | 月 | 日（ ） | 講時 |  |  |

欠席理由（できるだけ具体的に）

## 欠席理由を証明する書類等を添付すること。

## ＜添付書類例＞

疾 病：病院等が発行した診断書
忌 引：葬儀参列者への香典返しの葉書等の日時が記載されているもの交通遅延：各交通機関が発行した遅延証明書

$$
\binom{\text { 令和 } 4 \text { 年 } 2 \text { 月 } 17 \text { 日 }}{\text { 教員会議決定 }}
$$

1．追試験の実施
やむを得ない事情から定期試験を受験できなかった者に対し，追試験等の措置を認めることができる。希望する学生は，必要書類を添えて，期日までに学事担当に申し出ることとする。申請期限等の詳細は学期毎に掲示にて周知する。

2．申請対象となる事情
疾病，忌引き，公共交通機関の遅延等のやむを得ない事情

## 3．必要書類

（1）定期試験欠席届（学事担当窓口で配付又は学生便覧掲載の該当頁を印刷） （2）欠席理由を証明する書類等（例示）
疾病については診断書，忌引きについては葬儀参列者への香典返しの葉書等の日時が記載されているもの，交通遅延については当該交通機関が発行した遅延証明書。

4．教務委員会による審査及び学生への通知
追試験実施の可否は，申請書類を教務委員会において審査し，審査結果は学事担当を通じて学生に通知する。

5．追試験の時期
追試の実施時期は，定期試験期間後数週間を目処に，授業担当教員と調整し決定 する。

法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における臨時の授業科目の取扱いに係る申し合わせ

$$
\left(\begin{array}{cccc}
\text { 令和 } 4 \text { 年 } 6 \text { 月 } & 30 & \text { 日 } \\
\text { 教員会議 決 定 }
\end{array}\right)
$$

法学研究科規程第19条第2項に規定する臨時の授業科目について，当該科目が所属するプログラム区分，並びに当該科目と専門職大学院設置基準第20条の3第2項及び司法試験法施行規則（平成 17 年法務省令第 84 号）第 3 条に規定する法律基本科目の基礎科目及び応用科目並びに専門職大学院設置基準第 20 条の 3 第 6 項及び司法試験法施行規則第 1 条に規定する選択科目並びに司法試験法施行規則第 3 条に規定する司法試験在学中受験をするために単位の修得が必要な科目種別との対応は別表のとおりとする。

なお，別表に規定する臨時の授業科目を履修してその単位を修得した場合，当該科目が所属するプログラムの科目として，進級及び修了に必要な単位に修得単位を算人できるものとする。

別表

| 区分 |  |  | 臨時開講科目 | 単位 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :---: |
| 深化プログラム <br> 〔法律基本科目 <br> の応用科目〕 | - | - | 現代民法 | 2 |
| 先端•発展プロ <br> グラム | 先端ビジネス <br> 部門 | E知的財産法科目群 <br> 〔選択科目〕 | 刑事訴訟法事例 <br> 問題演習 | 2 |
| 共㦃法C | 1 |  |  |  |

注 1 専門職大学院設置基準第20条の 3 第 2 項及び司法試験法施行規則（平成 17 年法務省令第 84 号）第 3 条に規定する法律基本科目の基礎科目及び応用科目並び に専門職大学院設置基準第 20 条の 3 第 6 項及び司法試験法施行規則第 1 条に規定する選択科目については，区分欄に〔 〕 で示すものとする。

附 則
この申し合わせは，令和 4 年 10 月 1 日より施行し，令和 4 年度入学者より適用する。

法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における進級要件に関する申し合わせ $\binom{$ 平成29年3月2日 }{ 研究科教授会決定 }

法律実務専攻（法科大学院）の学生について，法学研究科規程（以下「規程」と いう。）第 25 条第 1 項及び第 2 項に定める進級要件については，次のとおりとす る。

1 進級要件に活用するため，法科大学院グレードポイントアベレージ（以下「法科大学院GPA」という。）制度を導入する。法科大学院GPAとは，法科大学院に在学中の全期間に履修した科目の5段階の科目成績を 4.0 から 0 までの数値（グレードポイント。以下「G P」という。）に置き換えて算出する 1 単位あ たりの科目成績平均値をいう。

2 法学未修者（3 年課程）の 2 年次進級は，規程第 25 条第 1 項に規定する要件 のほか，次の（1）から（3）に定める基準によりその可否を判定する。
（1）基礎プログラムのGPAが1．8以上の学生は，2年次への進級を認めるが，共通到達度確認試験が不良である場合には，個別指導と経過観察を行う。
（2）基礎プログラムのGPAが 1 ． 7 以上 1 ． 8 未満の学生は，共通到達度確認試験の結果が全国の上位3割以上の場合に限り，進級を認める。
（3）基礎プログラムのGPAが1．7未満の学生は，共通到達度確認試験の結果が良好でも， 2 年次に進級させない。

また， 3 年次の進級要件は，規程第 25 条第 2 項に規定する要件のほか，法科大学院GPAが1．7以上であることとする。

法学既修者（2年課程）の 2 年次進級要件は，規程第 25 条第 1 項に規定する要件のほか，法科大学院GPAが1．7以上であることとする。

3 法科大学院GPAは，以下の計算式によって算定し，算定された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

法科大学院 $\mathrm{GPA}=$
〔（科目で得た各 G P）$\times$（当該 G P の算定対象科目の単位数）の総和〕
$\div$ 履修した算定対象科目の合計単位数
4 成績の評価に対するGPは，次のとおりとする。

$$
\text { 秀 }=4.0 \quad \text { 優 }=3.0 \quad \text { 良 }=2.0 \quad \text { 可 }=1.0 \quad \text { 不可 }=0
$$

5 法科大学院GPAは，法律実務専攻で開講されている基礎プログラム及び深化 プログラムの科目を対象とする（法律実務専攻の実行教育課程表に規定されてい ない臨時に開講した科目を除く）。

また，本申し合わせ第 3 項に定める算定対象科目とは，進級判定時の年次に履修した算定対象科目のみならず，法律実務専攻在学中に履修した全ての算定対象科目を指す。ただし，「不可」の評価を得て再履修した場合，及び本申し合わせ第8項により再履修をした場合については，再履修前の当該科目は算定対象科目 から除く。

6 法学研究科規程第 21 条第 2 項の規定により法科大学院の課程の修得すべき単位の一部とみなされた科目並びに第 21 条の 2 第 1 項及び第 22 条第 1 項により法律実務専攻における授業科目の履修により修得したものとみなされた科目につ いては，法科大学院教員会議が法律実務専攻の実行教育課程表の中でいずれの教育プログラム区分に該当するかを指定の上，当該科目が法科大学院GPAの対象科目に該当しているか否かを判定する。

7 他の専攻，他の研究科，学院又は教育部の専攻の授業科目及び大学院共通授業科目については，法科大学院教員会議が法律実務専攻の実行教育課程表の中でい ずれの教育プログラム区分に該当するかを指定していないことから，法科大学院 GPA算定の対象としない。

8 進級要件を満たさなかった場合に限り，進級判定時の年次に履修した法科大学院GPAの対象科目のうち，「可」の評価を得た科目は再履修することができる。 なお，過去に「可」の評価を得ている科目の再履修は，法律実務専攻開講科目に対してのみ可能とする。

9 共通到達度確認試験については，次のとおり取り扱う。
（1）共通到達度確認試験を進級判定に用いることは，必置措置であることに鑑み，在籍する法学未修者（ 3 年課程） 1 年次の学生全員が受験するものとする。
（2）何らかの事情により本試験を受験できなかった者に対しては，1回に限り当該年度内に追試験を行う。 なお，追試験の申請方法については別に周知する。
（3）留年した者は，共通到達度確認試験を再度受験するか否かを選択することがで きる。共通到達度確認試験を複数回受験した留年者の進衱判定には最も良い回の成績を用いることとし，進級判定の行われる年度に実施された共通到達度確認試験の値との相関をみることとする。

附 則
この申し合わせは，平成29年度入学者から適用する。
附 則
この申し合わせは，平成 31 年度入学者から適用する。

## 附 則

この申し合わせは，令和 3 年度入学者から適用する。
附 則
この申し合わせは，令和 5 年度入学者から適用する。
附 則
この申し合わせは，令和 6 年度入学者から適用する。
令和6年3月31日に法科大学院に在学する者については，改正後の規定に関わ らず，なお従前の例による。また，令和 5 年度以降において，平成 31 年度～令和 4 年度入学者であって，法学未修者（ 3 年課程） 1 年次に在籍する者の 2 年次進級判定に用いるGPAと共通到達度確認試験の結果の相関的考慮にあたっては，本則 9（3）を準用する。
（参考）従前の例による法学未修者（3年課程）の 2 年次進級要件は次のとおり。 ＜平成31年度～令和 4 年度入学者＞
規程第 25 条第 1 項に規定する要件のほか，法科大学院GPA1． 3 以上であるこ と及び共通到達度確認試験の結果により 2 年次進級の可否を判定する。具体的な要件は次のとおりとする。
（1）基礎プログラムのGPAが1．6以上の学生は，2年次への進級を認めるが，共通到達度確認試験が不良である場合には，個別指導と経過観察を行う。
（2）基礎プログラムのGPAが1．3未満の学生は，共通到達度確認試験の結果が良好でも，2年次に進級させない。
（3）基礎プログラムのGPAが 1．3以上 1.6 末満の学生は，GPAと共通到達度確認試験の結果を相関的に考慮し，進級の可否を決定する。

具体的な進級要件は，次のような形で定める。
GPA1．3以上1．4未満：共通到達度確認試験の結果が全国平均以上。
GPA1．4以上1． 5 未満：全国の上位 6 割以上。
GPA1． 5 以上 1 ． 6 未満：全国の上位 7 割以上。
＜令和 5 年度入学者 $>$
規程第 25 条第 1 項に規定する要件のほか，法科大学院GPA1．8以上である こととする。

法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における法学既修者（2年課程）の条件 つき合格者に対する申し合わせ
（令和元年2月13日
教員会議決定
法律実務専攻（法科大学院）の学生にかかる進級要件について，平成29年3月 2日研究科教授会決定「法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における進級要件に関する申し合わせ」に定めるが，法学既修者（ 2 年課程）に条件付きで合格 した者については，次のとおりとする。

1 法律実務専攻（法科大学院）入学者選考試験の法学既修者（2 年課程）に条件付きで合格し，単位認定試験の結果，不合格となった（法学既修者認定の対象とならなかった）科目がある場合， 2 年課程に入学後， 3 年課程 1 年次対象 の当該科目を履修しなければならない。

2 当該学生においては，履修すべき 3 年課程 1 年次対象の基礎プログラム科目 の内，単位修得できなかった単位数が合計 4 単位以内であり，かつ，法学研究科規程第 25 条第 1 項に規定する要件を満たし，法科大学院GPAが 1． 7 以上 であることを 2 年次進級要件とする。但し，同規程第 25 条第 1 項に規定する単位数及び法科大学院G P A には，当該基䂣プログラム科目を含まないものとす る。

3 法科大学院GPAは，平成 29 年3月2日研究科教授会決定「法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における進級要件に関する申し合わせ」に定めるもの とする。

4 当該学生の修了要件は，履修すべき 3 年課程 1 年次対象の基礎プログラム科目 の全ての単位を修得すること，および， 63 単位以上（基礎プログラム科目を除 く）を修得することとする。

附 則
この申し合わせは，令和 5 年度入学者から適用する。

法学研究科規程第 20 条第 4 項の規定により修得した単位の取扱いに関する申し合わせ
（平成17年2月17日教員会議決定）

法律実務専攻の学生について，法学研究科規程第 20 条第 4 項の規定により他の研究科，学院又は教育部の専攻の授業科目及び北海道大学大学院共通授業科目規程（平成12年海大達第 24 号）に定める授業科目（以下「共通授業科目」という。）を指定し て履修させ法科大学院の課程の単位とする場合の取扱いについては，次のとおりと する。

1 他の研究科，学院又は教育部の専攻の授業科目及び共通授業科目を履修し，法科大学院の課程の修了要件の単位とする場合，30単位を超えないものとする。
2 前項の規定により修得した単位については，法学研究科規程第 21 条第 2 項，第 21 条の 2 第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定により修得したものとみなす単位と合わ せて30単位を超えないものとする。
3 法学研究科規程第 20 条第 2 項の規定する法学既修者は，この申し合わせにかか わらず，法学研究科規程第 20 条第 4 項の規定の適用はないものとする。
4 この申し合わせは，平成16年度入学者から適用する。

平成18年2月23日 一部改正

## XII．規程関係

1．北海道大学大学院通則
昭和29年3月17日
海大達第 3 号

## 第1章 総則

（目的）
第1条 北海道大学（以下「本学」という。）の大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担らための深 い学識及び卓越した能力を培い，文化の進展に寄与することを目的とする。
（研究科，学院，研究院，教育部，連携研究部及び専攻）
第2条 大学院に，研究科，学院，研究院，教育部及び連携研究部を置き，研究科，学院及び教育部（以下「研究科等」という。）にそれぞれ専攻を置く。
2 研究科等及びそれぞれに置かれる専攻は，次のとおりとする。
法学研究科
法学政治学専攻
法律実務専攻
水産科学院
海洋生物資源科学専攻
海洋応用生命科学専攻
環境科学院
環境起学専攻
地球圈科学専攻
生物圈科学専攻
環境物質科学専攻

## 理学院

数学専攻
物性物理学専攻
宇宙理学専攻
自然史科学専攻

## 展学院

農学専攻
生命科学院
生命科学専攻
臨床薬学専攻
ソフトマター専攻
教育学院
教育学専攻

## 工学院

応用物理学専攻
材料科学専攻
機械宇宙工学専攻
人間機械システムデザイン専攻
エネルギー環境システム専攻
量子理工学専攻
環境フィールド工学専攻
北方圈環境政策工学専攻
建築都市空間デザイン専攻
空間性能システム専攻
環境創生工学専攻
環境循環システム専攻
共同資源工学専攻
総合化学院
総合化学専攻
経済学院
現代経済経営専攻
会計情報専攻
医学院
医科学専攻
医学専攻
歯学院
口腔医学専攻
獣医学院
獣医学専攻
医理工学院
医理工学専攻
国際感染症学院
感染症学専攻
国際食資源学院
国際食資源学専攻
文学院
人文学専攻

## 人間科学専攻

情報科学院
情報科学専攻
公共政策学教育部
公共政策学専攻
3 第1項に規定する研究院及び研究部は，次のとおりとする。水産科学研究院

地球環境科学研究院
理学研究院
薬学研究院
農学研究院
先端生命科学研究院
教育学研究院
メディア・コミュニケーション研究院
保健科学研究院
工学研究院
経済学研究院
医学研究院
歯学研究院
獣医学研究院
文学研究院
情報科学研究院
公共政策学連携研究部
（課程）
第3条 各研究科及び学院の課程は，博士課程とする。ただし，法学研究科法律実務専攻及び経済学院会計情報専攻の課程は専門職学位課程（学校教育法（昭和 22 年法律第26号）第 99 条第 2 項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし，工学院共同資源工学専攻及び医学院医科学専攻は修士課程とする。
2 前条第2項に規定する公共政策学教育部公共政策学専攻の課程は，専門職学位課程とする。
3 第1項ただし書に規定する専門職学位課程を置く専攻及び前項に規定する公共政策学教育部は，専門職大学院（学校教育法第99条第2項の専門職大学院をいう。以下同じ。）とする。
4 第1項ただし書に規定する法学研究科法律実務専攻の専門職学位課程は，法科大学院の課程（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第 16 号）第 18 条第 1 項 の法科大学院の課程をいう。以下同じ。）とし，当該専攻は法科大学院とする。
5 前条第2項に規定する工学院共同資源工学専攻の課程は，共同教育課程（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第31条第1項に規定する共同教育課程をいう。）

とし，当該専攻は本学及び九州大学が共同して教育課程を編成するものとする。第3条の 2 博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養らことを目的とする。
2 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又 はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担らための卓越した能力を培 うことを目的とする。
3 専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
4 法科大学院の課程は，専門職学位課程のらち，専ら法曹養成のための教育を行う ことを目的とするものをいう。 （標準修業年限等）
第4条 博士課程の標準修業年限は，5年とする。ただし，生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあっては，4年とす る。
2 修士課程の標準修業年限は，2年とする。
3 前項の規定にかかわらず，修士課程の標準修業年限は，主として実務の経験を有 する者に対して教育を行ら場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間 と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合には，研究科又は学院の定めるとこ ろにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を 1 年以上 2 年未満 とすることができる。
4 博士課程（生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程を除く。）は，これを前期 2 年の課程及び後期 3 年の課程に区分し，前期2年の課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。
5 前項の前期 2 年の課程は修士課程といい，後期 3 年の課程は博士後期課程という。
6 専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，法科大学院の課程にあ っては，3年とする。
7 前項本文の規定にかかわらず，経済学院会計情報専攻及び公共政策学教育部公共政策学専攻の標準修業年限は，主として実務の経験を有する者に対して教育を行 ら場合であって，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行ら等の適切な方法により教育上支障を生じない場合には，当該学院等の定 めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，1年以上2年未満の期間 とすることができる。
8 修士課程にあっては4年（第3項の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間と定めた場合にあっては，当該標準修業年限の 2 倍に相当する年数），博士後期課程にあっては6年，生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあっては8年，専門職学位課程にあっては4年（前項

の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間と定めた場合にあっては当該標準修業年限の 2 倍に相当する年数，法科大学院の課程にあっては6年）を超え て在学することができない。
（長期履修）
第4条の2 研究科（法科大学院を除く。），学院及び教育部において，学生が，職業 を有している等の事情により，標準修業年限（前条第3項及び第7項に規定する標準修業年限を除く。）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。
2 前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は，次に掲げるとおりとす る。
（1）修士課程 4年以内
（2）博士後期課程並びに生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程 6年以内
（3）専門職学位課程 4年以内
3 第1項の規定により長期履修を認められた者のらち，修士課程及び専門職学位課程の学生にあっては，前条第8項本文の規定にかかわらず，長期履修を認められ た期間に2年を加えた期間を超えて在学することができない。
4 前3項に定めるもののほか，長期履修の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。 （学年）
第5条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。 （学期）
第6条 学年を分けて，次の 2 学期とする。
第1学期 4月1日から9月30日まで
第 2 学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
2 研究科等において必要と認めるときは，前項に定める各学期の開始日及び終了日 を変更することができる。
3 研究科等において必要と認めるときは，第1項に定める各学期を分けて，授業を行ら期間を定めることができる。
（休業日）
第7条 授業を行わない日（以下この条において「休業日」という。）は，次のとおり とする。

日曜日及び土曜日
国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
春季休業日
夏季休業日
冬季休業日
2 春季休業日，夏季休業日及び冬季休業日は，研究科等において別に定める。

3 前2項に定めるもののほか，臨時の休業日は，その都度総長が定める。
4 第1項の規定にかかわらず，研究科等において必要と認めるときは，休業日に授業を行うことができる。
（収容定員）
第8条 研究科等の収容定員は，別表のとおりとする。
第2章 入学，再入学，転学，転科，転専攻及び留学
（入学等の時期）
第 9 条 入学，再入学，転学，転科（学院又は教育部への所属の変更を含む。以下同 じ。）及び転専攻の時期は，4月とする。ただし，研究科等が必要と認めたときは，
10月とすることができる。
（入学資格）
第10条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は，次の各号のい ずれかに該当し，かつ，所定の選考に合格し，当該研究科等の教授会の議を経て，総長が許可した者とする。
（1）大学を卒業した者
（2）学校教育法第104条第7項の規定により，学士の学位を授与された者
（3）外国において学校教育における16年の課程を修了した者
（4）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修するこ とにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
（5）我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育にお ける16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
（6）外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状沉につ いて，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。第11条第 5 号において同じ。）において，修業年限が 3 年以上である課程を修了する こと（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修 することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度におい て位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者
（7）専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣 が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
（8）文部科学大臣の指定した者
（9）大学に3年以上在学し，又は外国において学校教育における15年の課程，外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することに より当該外国の学校教育における15年の課程若しくは我が国において，外国の

大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了した とされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，本学の大学院において，本学における所定の単位を優れた成績を もって修得したと認めた者
（10）本学の大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で， 22 歳に達したもの
2 博士後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，所定の選考に合格し，当該研究科等の教授会の議を経て，総長が許可した者とす る。
（1）修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第3項の規定に基づき学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同 じ。）を有する者
（2）外国の大学において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与され た者
（3）外国の学校が行ら通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
（4）我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定 するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
（5）国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決嶬に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。） の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者
（6）外国の学校，第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，第 22 条第 2 項に規定する試験及び審査に相当するものに合格し，修士 の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
（7）文部科学大臣の指定した者
（8）本学の大学院において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの
第11条 生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院 の博士課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，所定の選考に合格し，当該研究科等の教授会の議を経て，総長が許可した者とす る。
（1）大学における医学，歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者
（2）外国において，学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，獣

医学又は薬学）を修了した者
（3）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修するこ とにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，獣医学又は薬学）を修了した者
（4）我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育にお ける18年の課程（最終の課程は医学，歯学，獣医学又は薬学）を修了したとされ るものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付 けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
（5）外国の大学その他の外国の学校において，修業年限が5年以上である医学，歯学，獣医学又は薬学を履修する課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設 であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）によ り，学士の学位に相当する学位を授与された者
（6）文部科学大臣の指定した者
（7）大学（医学，歯学，獣医学又は修業年限 6 年の薬学を履修する課程に限る。） に4年以上在学し，又は外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。），外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，獣医学又は薬学を履修する課程を含む ものに限る。）若しくは我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとし て当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，本学の大学院において，本学 における所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
（8）本学の大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で， 24 歳に達したもの
（出願手続）
第12条 入学，再入学又は転学を志願する者は，所定の期日までに，別に定める書類に第 33 条第 1 項第 1 号に規定する検定料を添えて当該研究科等の長に提出しな ければならない。
2 転科又は転専攻を志願する者は，所定の期日までに，別に定める書類を当該研究科等の長に提出しなければならない。
（再入学及び転学）
第13条 次の各号のいずれかに該当する者については，研究科等において選考し，当該研究科等の教授会の議を経て，総長が再入学又は転学を許可することができ

る。
（1）本学大学院の中途退学者で再び同一の課程（改組等により当該課程に入学 することができない場合は，相当の研究科等が提示する課程）に入学を志願す る者
（2）他の大学の大学院又は国際連合大学の学生で所属の研究科等の長又は大学長の許可証を添え本学の大学院に転学を志願する者
（転科及び転専攻）
第 13 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者がある場合は，欠員のあるときに限り，研究科等において選考の上，研究科等の長が転科又は転専攻を許可することがで きる。
（1）本学大学院の学生で課程の中途において当該研究科等の長の許可証を添え他の研究科等に所属を変更することを志願する者
（2）本学大学院の学生で課程の中途において指導教員の許可証を添え所属する研究科又は学院の他の専攻に所属を変更することを志願する者 （再入学等における既修得単位等）
第 13 条の 3 前 2 条の規定により，再入学，転学，転科又は転専攻を許可された者の本学若しくは他の大学の大学院又は国際連合大学において履修した授業科目に ついて修得した単位及び在学期間は，その一部又は全部を当該研究科等の教授会 （教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会，専門委員会等を含む。以下同じ。）の議を経て通算することができる。 （留学）
第14条 学生が，第24条第1項の規定により外国の大学の大学院に，又は同条第 4 項 の規定により外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学しようとするときは，研究科等の長に願い出て，その許可を受けなければならない。
2 留学期間は，修業年限に算入する。
第3章 休学，退学及び除籍
（休学）
第15条 学生が疾病その他の事由により2月以上修学できないときは，休学願に，疾病の場合は医師の診断書を，その他の事由の場合は詳細な事由書を添えて当該研究科等の長に提出し，その許可を得て，当該学年の終わりまで休学することがで きる。
第16条 疾病その他の事由により，修学が不適当と認められる者に対しては，当該研究科等の長は，休学を命ずることがある。 （復学）
第17条 休学している学生が，休学期間中にその事由が消滅したときは，復学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添えて当該研究科等の長に提出し，その許可を得て復学することができる。
（休学期間）

第17条の2 休学期間は，修士課程にあっては2年（第 4 条第 3 項の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間と定めた場合にあっては，当該標準修業年限と同一 の期間），博士後期課程にあっては3年，生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあっては4年，専門職学位課程に あっては2年（第 4 条第 7 項の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年末満の期間と定めた場合にあっては当該標準修業年限と同一の期間，法科大学院の課程にあっ ては3年）を超えることができない。
（休学期間の取扱い）
第18条 休学期間は，在学期間に算入しない。 （退学）
第19条 学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは，詳細な事由を記 した退学願を当該研究科等の長に提出し，その許可を受けなければならない。 （除籍）
第20条 次の各号のいずれかに該当する者は，当該研究科等の教授会の議を経て，総長が除籍する。
（1）第4条第8項及び第4条の2第3項に規定する在学年限を超えたとき。
（2）欠席が長期にわたるとき，又は成業の見込みがないとき。
（3）第 28 条の 2 第 5 項又は第 7 項の規定により納付すべき入学料を納付しないと き。
（4）授業料の納付を总り督促を受け，なお納付しないとき。第4章 教育課程，授業科目，修了要件及び履修方法
（教育課程の編成方針）
第 21 条 大学院（専門職大学院を除く。以下この条，第 22 条第 5 項，第 39 条及び第 42条第1項において同じ。）は，当該大学院，研究科等又は専攻ごとに，その教育上 の目的を踏まえて定める修了の認定に関する方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき，必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。
2 教育課程の編成に当たっては，大学院は，専攻分野に関する高度の専門的知識及 び能力を修得させるとともに，当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養 するよう適切に配慮しなければならない。
3 大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。 （専門職大学院の教育課程の編成方針）
第21条の2 専門職大学院は，当該専門職大学院，研究科等又は専攻ごとに，その教育上の目的を踏まえて定める修了の認定に関する方針並びに教育課程の編成及 び実施に関する方針に基づき，必要な授業科目を，産業界等と連携しつつ，自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。
2 専門職大学院は，専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開

発し，当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに，当該状況の変化 に対応し，授業科目の内容，教育課程の構成等について，不断の見直しを行うも のとする。
3 前項の規定による授業科目の開発，教育課程の編成及びそれらの見直しは，次条 に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに，適切な体制を整えて行うものとする。
4 専門職大学院においては，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければなら ない。
5 専門職大学院においては，第 21 条の 8 第 2 項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは，これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して，当該効果が認められる授業について，行 うことができるものとする。
（教育課程連携協議会）
第21条の3 専門職大学院に，産業界等との連携により，教育課程を編成し，及び円滑かつ効果的に実施するため，教育課程連携協議会を置く。
2 教育課程連携協議会に関し必要な事項は，別に定める。
（博士課程教育リーディングプログラム）
第 21 条の 4 大学院に，文部科学省が所管する博士課程教育リーディングプログラム により採択された次の学位プログラム（次項において「リーディングプログラム」 という。）を置く。
One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム
物質科学フロンティアを開拓するAmbitiousリーダー育成プログラム
2 リーディングプログラムに関し必要な事項は，別に定める。 （インテグレイテッドサイエンスプログラム）
第 21 条の 5 大学院に，第 47 条に規定する外国人留学生のための教育プログラムとし て，インテグレイテッドサイエンスプログラムを置く。
2 インテグレイテッドサイエンスプログラムに関し必要な事項は，別に定める。 （卓越大学院プログラム）
第 21 条の 6 大学院に，文部科学省が所管する卓越大学院プログラムにより採択され た次の学位プログラム（次項において「卓越大学院プログラム」という。）を置く。 One Healthフロンティア卓越大学院プログラム
2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は，別に定める。 （教育課程の編成方法）
第21条の7 研究科等の授業科目並びに授業科目の単位数及び履修方法は，各研究科等の定めるところによる。
2 前項の単位数を定めるに当たつては，1単位の授業科目を 45 時間の学修を必要と

する内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算 するものとする。
（1）講義及び演習については，15時間から 30 時間までの範囲で各研究科等が定 める時間の授業をもって1単位とする。
（2）実験，実習及び実技については， 30 時間から 45 時間までの範囲で各研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，各研究科等が定める時間の授業をもつ て1単位とすることができる。
（3）一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行ら場合の単位数を計算するに当たっては，その組み合わせに応じ，前 2 号に規定する基準を考慮して各研究科等が定める時間の授業をもっ て1単位とする。
3 前項の規定にかかわらず，修了論文，修了研究等の授業科目については，これら の学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これ らに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。 （授業の方法）
第21条の8 授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこ れらの併用により行らものとする。
2 前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度 に利用して，当該授業を行ら教室等以外の場所で履修させることができる。
3 第1項の授業を，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。
（大学院共通授業科目）
第21条の9 大学院に，第21条の7第1項に定める授業科目のほか，複数の研究科等の学生を対象とした授業科目（以下「共通授業科目」という。）を開講する。
2 共通授業科目のらち別に定める科目は，第21条の7第1項に定める授業科目とする ことができる。
3 研究科等において，教育上有益と認めるときは，当該研究科等の授業科目に含ま れない共通授業科目を指定して履修させ，修士課程，博士課程又は専門職学位課程の単位とすることができる。
4 前項に定めるもののほか，共通授業科目に関し必要な事項は，別に定めるところ による。
（単位の授与）
第21条の10 研究科等は，一の授業科目を履修した学生に対しては，試験の上単位 を与えるものとする。ただし，研究科及び学院（専門職大学院を除く。第 24 条第 4項及び第5項において同じ。）の修了論文，修了研究等の授業科目については，研

究科又は学院の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるこ とができる。
（成績評価基準等の明示等）
第21条の11 研究科及び学院は，学生に対して，授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
2 研究科及び学院は，学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当た っては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準に従って適切に行うものとする。
（教育内容等の改善のための組織的な研修等）
第 21 条の 12 研究科及び学院は，当該研究科及び学院の授業及び研究指導の内容及 び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。 （修了要件）
第 22 条 修士課程の修了要件は，大学院に 2 年（ 2 年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し， 30 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該修士課程の目的に応じ，当該研究科等の行ら修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者 については，大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
2 修士課程（工学院共同資源工学専攻及び医学院医科学専攻の修士課程を除く。以下この項において同じ。）の修了要件は，当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には，前項に規定する研究科等の行ら修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて，研究科等が行ら次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。
（1）専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連す る分野の基硙的素養であって当該修士課程において修得し，又は涵養すべきも のについての試験
（2）博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該修士課程において修得すべきものについての審査
3 博士課程（生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程を除く。）の修了要件は，大学院に5年（修士課程に2年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し，所定の授業科目を履修し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該研究科等の行ら博士論文の審査及び試験に合格することとす る。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に3年（修士課程に2年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
4 第1項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者の博士課程 の修了の要件については，前項中「5年（修士課程に 2 年以上在学し，当該課程を

修了した者にあっては，当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と，「3年（修士課程に2年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて，前項の規定を適用する。
5 前2項の規定にかかわらず，修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 156 条の規定により，大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があ ると認められた者が，博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は，大学院に3年（法科大学院の課程を修了した者にあっては，2年）以上在学し，必要 な研究指導を受けた上，当該研究科等の行う博士論文の審査及び試験に合格する こととする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者について は，大学院に 1 年（大学院設置基準第 3 条第 3 項の規定により標準修業年限を 1 年以上2年末満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第3条第1項の規定により標準修業年限を1年以上2年末満とした専門職学位課程を修了した者 にあっては，3年から当該1年以上2年末満の期間を減じた期間とし，大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあ っては，3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間と する。）以上在学すれば足りるものとする。
第23条 生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院 の博士課程の修了要件は，大学院に4年以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該学院の行う博士論文の審査及び試験に合格する こととする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者について は，大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。
第 23 条の 2 専門職学位課程の修了要件は，専門職大学院に 2 年以上在学し，所定の授業科目を履修し，所定の単位を修得することとする。
2 前項の規定にかかわらず，法科大学院の課程の修了要件は，法科大学院に3年以上在学し，所定の授業科目を履修し，95単位以上を修得することとする。 （専門職大学院における授業方法等の明示等）
第23条の3 専門職大学院を置く研究科等は，専門職学位課程に在学する学生（以下 この条において「専門職学位課程学生」という。）に対して，授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
2 専門職大学院を置く研究科等は，学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たつ ては，客観性及び厳格性を確保するため，専門職学位課程学生に対してその基準 をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがって適切に行うものとする。
3 専門職大学院を置く研究科等は，当該研究科等の授業の内容及び方法の改善を図 るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
4 専門職大学院を置く研究科等は，専門職学位課程学生が各年次にわたって適切に

授業科目を履修するため，専門職学位課程学生が1年間又は1学期間に履修登録す ることができる授業科目の単位数の上限を定めるものとする。
（他の研究科等における授業科目の履修）
第 23 条の 4 研究科等において教育上有益と認めるときは，所定の手続きを経て，他 の専攻若しくは他の研究科等の専攻の授業科目又は学部の授業科目若しくは北海道大学専門横断科目規程（平成31年海大達第50号）に定める専門横断科目を指定して履修させ，修士課程，博士課程又は専門職学位課程の単位とすることがで きる。
2 前項の規定による手続その他の取扱いについては，各研究科等の定めるところに よる。
（博士論文の試験）
第 23 条の5 第 22 条第3項及び第5項並びに第 23 条の試験は，論文を中心として，これ に関連ある授業科目について行う。
（学位論文の提出期日）
第23条の6 学位論文の提出期日は，各研究科又は学院の定めるところによる。 （他の大学の大学院等における授業科目の履修等）
第 24 条 研究科等において教育上有益と認めるときは，学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し，又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修 することを認めることができる。
2 前項の規定の実施に当たっては，当該他の大学との間において，履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議するものとする。
3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については，修士課程及び博士課程にあっては15単位を，専門職学位課程にあ っては第 23 条の 2 第 1 項の規定による単位数の 2 分の 1 （法科大学院の課程にあって は32単位）を超えない範囲において，当該研究科等における授業科目の履修によ り修得したものとみなすことができる。
4 研究科及び学院において教育上有益と認めるときは，他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等とあらかじめ協議の上，学生 が，当該他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，修士課程の学生について認める場合には，当該研究指導を受ける期間は，1年を超 えないものとする。
5 研究科及び学院において教育上有益と認めるときは，学生が，他の専攻又は他の研究科若しくは学院において必要な研究指導を受けることを認めることができ る。ただし，修士課程の学生について認める場合には，当該研究指導を受ける期間は，1年を超えないものとする。
（休学期間中の他の大学の大学院における単位等）
第24条の2 研究科等において教育上有益と認めるときは，学生が休学期間中に他の

大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は外国の大学 の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果について，当該研究科等に おける授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，前条第 3 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて，修士課程及び博士課程にあつ ては15単位，専門職学位課程にあっては第 23 条の 2 第 1 項に規定する単位数の 2 分 の1（法科大学院の課程にあっては32単位）を超えないものとする。 （入学前の既修得単位等の認定及び在学年数の取扱い）
第 24 条の 3 研究科等において教育上有益と認めるときは，新たに本学大学院の第1年次に入学した学生が，入学前に本学若しくは他の大学の大学院において履修し た授業科目について修得した単位（大学院設置基準第 15 条に規定する科目等履修生（第36条において単に「科目等履修生」という。）として履修した授業科目につ いて修得した単位を含む。次項において同じ。）又は外国の大学の大学院若しく は国際連合大学において学修した成果を，修士課程及び博士課程にあっては当該研究科等において修得した単位以外のものについては15単位，専門職学位課程 （法科大学院の課程を除く。）にあっては当該研究科等において修得した単位以外 のものについては第 23 条の 2 第 1 項の規定による単位数の 2 分の 1 ，法科大学院の課程にあっては当該課程において修得した単位を含めて 32 単位を超えない範囲に おいて，当該研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすこと ができる。ただし，専門職大学院設置基準第20条の7第6号に規定する認定連携法曹基礎課程（本学の法科大学院以外の法科大学院のみと専門職大学院設置基準第 20条の7第6号に規定する認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含 む。）を修了して法科大学院の課程に入学した者及びこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院が認める者（次項及び次条第 2 項において「認定連携法曹基礎課程修了者等」という。）が，その入学前に専門職大学院設置基準第 20 条の 7 第 6号に規定する認定連携法科大学院（次項において単に「認定連携法科大学院」と いう。）において履修した授業科目について修得した単位については，42単位を超えない範囲において，法科大学院の課程における授業科目の履修により修得し たものとみなすことができる。
2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，第24条第3項及 び前条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて，修士課程及 び博士課程にあっては20単位，専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）にあ っては第 23 条の 2 第 1 項の規定による単位数の 2 分の 1 ，法科大学院の課程にあって は32単位（認定連携法曹基礎課程修了者等がその入学前に認定連携法科大学院に おいて履修した授業科目について修得した単位については，42単位）を超えない ものとする。
3 研究科等は，第1項の規定により当該研究科等に入学する前に修得した単位又は学修の成果（学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後，修得し

たものに限る。）を当該研究科等において修得したものとみなす場合であって，当該単位又は学修の成果の修得により当該研究科等の修士課程，博士課程（博士後期課程を除く。以下この項において同じ。）又は専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。以下この項において同じ。）の教育課程の一部を履修したと認める ときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して，修士課程及び博士課程にあっては1年，専門職学位課程にあっては標準修業年限の2分の1を超え ない範囲において，当該研究科等が定める期間在学したものとみなすことができ る。ただし，この場合においても，修士課程及び専門職学位課程については，当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
（法科大学院における在学期間等の取扱い）
第 24 条の 4 法学研究科において法科大学院の課程で必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては，第 23 条の 2第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で当該研究科が認める期間在学し，同項に規定する単位については32単位を超えない範囲において，当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。
2 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は，第 24 条第 3 項，第 24 条の 2 第 1 項及び前条第 1 項の規定により修得したものと みなす単位数と合わせて32単位（認定連携法曹基礎課程修了者等にあっては42単位）を超えないものとする。
3 第1項の規定により在学したものとみなされた法学既修者は，第4条第8項ただし書の規定にかかわらず，同条第6項ただし書に規定する当該課程の標準修業年限 から在学したものとみなされた期間を減じた期間の 2 倍に相当する期間を超えて在学することができない。
4 第1項の規定により在学したものとみなされた法学既修者は，第17条の2ただし書 の規定にかかわらず，第4条第6項ただし書に規定する当該課程の標準修業年限か ら在学したものとみなされた期間を減じた期間と同一の期間を超えて休学する ことができない。
（外国の大学との共同研究指導プログラム）
第 24 条の 5 研究科及び学院において教育上有益と認めるときは，外国の大学との協議に基づき，本学の博士後期課程並びに生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程の学生に対し，当該外国の大学の大学院と共同で研究指導を行う教育プログラムを実施することができる。

第5章 学位授与 （学位）
第25条 研究科等において所定の課程を修了した者に対し，総長が修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。
2 前項の規定にかかわらず，本学に論文を提出してその審査に合格し，かつ，前項 の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力を有することについ

て，試験及び試問の方法により確認された者に対し，博士の学位を授与する。た だし，総長が別に定めるところにより，試問を免除し，又は試問以外の方法をも って試問の全部又は一部に代えることができる。
3 修士及び博士の学位並びに専門職学位に関する事項は，北海道大学学位規程（昭和 33 年海大達第 12 号）の定めるところによる。

## 第6章 懲戒

 （懲戒）第 26 条 総長は，学生が本学の規則に違反し，又はその本分に反する行為があった ときは，当該研究科等の教授会の議を経て，懲戒する。ただし，同一の事由によ り懲戒すべき学生が複数の研究科等にいるときは，当該研究科等の教授会及び教育研究評議会の議を経て，懲戒する。
2 懲戒は，譴責，停学及び退学とする。
（停学期間の取扱い）
第 26 条の 2 停学期間は，在学期間に算入しない。
第7章 検定料，入学料及び授業料
第27条 削除 （入学料）
第28条 入学料は，入学又は転入学を許可されるときにこれを納付しなければなら ない。ただし，次条第1項の規定により入学料の免除又は同条第2項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した場合は，この限りでない。 （入学料の免除及び徵収の猶予）
第 28 条の 2 経済的理由により入学料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認めら れる者又は特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者 に対しては，その者からの申請に基づき，入学料の全額又は半額を免除すること ができる。
2 経済的理由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者又は特別な事由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者に対しては，その者からの申請に基づき，入学料の徴収を猶予することができる。
3 入学料の免除又は徴収の猶予を申請した者に対しては，入学料の免除又は徴収の猶予の許可又は不許可が決定するまでの間は，入学料の徴収を猶予する。
4 入学料の免除又は徴収の猶予を申請した者が入学前に入学を辞退したときは，納付すべき入学料を納付しなければならない。
5 入学料の免除又は徴収の猶予を申請した者が，入学料の免除の不許可若しくは半額免除の許可又は徴収の猶予の許可若しくは不許可を告知されたときは，所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。
6 入学料の免除の不許可又は半額免除の許可を告知された者は，所定の期日までに納付すべき入学料の徴収の猶予の申請をすることができる。

7 入学料の徴収を猶予された者が，当該猶予の期間中に退学を願い出たときは，所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。
8 前各項に定めるもののほか，入学料の免除及び徴収の猶予の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。 （授業料）
第 29 条 授業料は，各年度に係る授業料について，前期（毎年4月1日から9月30日ま でとする。以下同じ。）及び後期（毎年10月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）の 2 期に区分して納付するものとし，前期にあっては5月，後期にあって は11月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし，総長が特に必要と認めた場合には，この項本文に規定する納付の時期を延期し，又は本人の願い出により，同項本文に規定する額を分割して納付させることがで きる。
2 納付期限は，別にこれを定める。
3 前 2 項の規定にかかわらず，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず，入学を許可されるときに納付することができる。 （学年の中途で修了する者の授業料）
第 29 条の 2 特別の事情により，学年の中途で課程を修了する者の授業料の額は，そ の者の授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額（その額に 10 円未満の端数があると きは，これを切り上げるものとする。以下同じ。）に在学する月数を乗じて得た額とし，当該学年の5月に納付しなければならない。ただし，課程を修了する月 が10月以後であるときは，後期に在学する期間に係る授業料を11月に納付しなけ ればならない。
2 前項に定めるもののほか，学年の中途で課程を修了する者の授業料の取扱いにつ いては，別に定める。
（長期履修者の授業料）
第 29 条の 3 第 4 条の 2 の規定により長期履修を認められた者の授業料の年額は，当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り，第 33 条第 1 項第 3号の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に本学大学院の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に 10円未満の端数があるときは，これを切り上げるものとする。）とする。
2 前項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の中途で課程を修了する場合の授業料の額は，同項の規定により定められた授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし，当該学年の5月に納付しなければ ならない。ただし，課程を修了する月が10月以後であるときは，後期に在学する期間に係る授業料を11月に納付しなければならない。
3 第1項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮すること

を認められた場合には，当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学し た期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を，長期在学期間の短縮を認めら れたときに納付しなければならない。
4 前3項に定めるもののほか，長期履修を認められた者の授業料の取扱いについて は，別に定める。 （退学者等の授業料）
第30条 前期又は後期の中途において退学し，又は退学を命ぜられ若しくは除籍さ れた場合においては，別に定める場合を除き，これらの場合のいずれかに該当す ることとなった日の属する期に係る授業料を納付しなければならない。
2 停学を命ぜられた期間中であっても，当該期間分の授業料を納付しなければなら ない。
（休学者の授業料）
第31条 前期又は後期の全期間を通じて休学するときは，その期分の授業料を免除 する。
2 前期又は後期の期間の全部又は一部の期間を休学する場合の授業料の免除の取扱いについては，別に定める。
3 休学により授業料を免除された者が前期又は後期の中途において復学した場合 は，その者の授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額に復学した日の属する月から当該前期又は後期の末日までの月数（1月未満の端数があるときは，これを1月と する。）を乗じて得た額を，復学した日の属する月に納付しなければならない。 （授業料の免除及び徴収の猶予）
第 32 条 経済的事由により納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者又は特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては，授業料の全部又は一部を免除することがある。
2 授業料の免除を受けようとする者は，所定の期日までに，事由を付して当該研究科等の長を経て総長に申請しなければならない。
3 授業料の免除を許可される者は，各期ごとに定める。
4 授業料の免除を申請した者に対しては，授業料の全部又は一部の免除の許可又は不許可が決定するまでの間は，授業料の徴収を猶予する。
5 授業料の免除を申請した者が，免除の不許可又は一部免除の許可を告知されたと きは，所定の期日までに，納付すべき授業料を納付しなければならない。
6 授業料の免除の許可若しくは第 4 項の規定による徴収の猶予（以下この項におい て「許可等」という。）を受けている学生の当該許可等を受けることとなった事由が消滅したときは，当該許可等を取り消すものとし，当該学生は，所定の期日 までに納付すべき授業料を納付しなければならない。
7 前各項に定めるもののほか，授業料の免除及び徵収の猶予の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。
（検定料，入学料及び授業料の額）
第33条 本学大学院における検定料及び入学料の額並びに授業料の年額は，次のと おりとする。
（1）検定料 30,000 円
（2）入学料 282,000 円
（3）授業料の年額 535,800 円（法科大学院の課程にあっては804，000円）
2 法科大学院の課程に係る入学者選抜において，出願書類による選抜（以下この項及び次条第1号において「第1段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限 り学力検査その他による選抜（以下この項及び次条第 1 号において「第 2 段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額は，前項第1号の規定にかかわらず，第 1段階目の選抜に係る額は 7,000 円とし，第 2 段階目の選抜に係る額は 23,000 円と する。
（検定料等の還付）
第34条 既納の検定料，入学料及び授業料は，還付しない。ただし，次の各号のい ずれかに該当する場合は，納付した者の申出により当該各号に定める額を還付す る。
（1）法科大学院の課程に係る入学者選抜において，第1段階目の選抜を行い，第 2段階目の選抜を行う場合に，検定料を納付した者が，第1段階目の選抜で不合格となったとき 前条第2項に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額 （2）前期に係る授業料を納付したときに後期に係る授業料を併せて納付した者 が，その年の9月末日までに後期の全期間を通じて休学を願い出た場合又は退学し若しくは退学を命ぜられた場合 後期に係る授業料に相当する額
（3）入学を許可されるときに授業料を納付した者が，その年の3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額

第8章 聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及び研究生 （聴講生）
第35条 本学の大学院において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者がある場合は，研究科等において適当と認め，かつ，支障のないときに限り，聴講生と して許可することができる。
2 聴講生の受入れについては，北海道大学聴講生規程（平成7年海大達第21号）の定 めるところによる。
（科目等履修生）
第36条 本学の大学院において一又は複数の授業科目を履修し，単位を修得しよう とする本学大学院の学生以外の者がある場合は，研究科等において適当と認め， かつ，支障のないときに限り，科目等履修生として許可することができる。
2 前項の規定によるもののほか，高等教育推進機構（以下この項及び次条第 2 項にお いて「機構」という。）において特定の大学院共通授業科目を履修し，単位を修得しようとする本学大学院の学生以外の者がある場合は，機構において適当と認

め，かつ，支障のないときに限り，科目等履修生として許可することができる。
3 科目等履修生の受入れについては，北海道大学科目等履修生規程（平成 5 年海大達第 32 号）の定めるところによる。
（特別聴講学生）
第37条 本学の大学院において特定の授業科目を履修し，単位を修得しようとする他の大学又は外国の大学の大学院の学生がある場合は，当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき，研究科等において，特別聴講学生として許可することが できる。
2 前項の規定によるもののほか，次に掲げる場合は，機構において，特別聴講学生 として許可することができる。
（1）北海道大学大学院特別教育プログラムOne program for Global Goals規程 （令和4年海大達第 43 号）に基づき，本学において特定の授業科目を履修し，単位を修得しょうとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があ る場合であって，当該他の大学又は外国の大学との協議に基づくとき。
（2）Hokkaidoユニバーサルキャンパス・イニシアチブにおいて実施する Hokkaidoサマー・インスティテュートに係る共通授業科目を履修し，単位を修得しようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生がある場合 （他の大学の大学院の学生がある場合にあっては，当該他の大学との協議に基 づくときに限る。）
（特別聴講学生の検定料等）
第 38 条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。
2 特別聴講学生に係る授業料の額は，北海道大学における聴講生等の検定料等の額 に関する規程（昭和 53 年海大達第 15 号。以下「検定料等規程」という。）の定める ところによる。
3 特別聴講学生に係る授業料は，1単位ごとに，本学が指定する日までに納付しな ければならない。ただし，特別聴講学生が北海道大学における特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料等の不徵収に関する規程（平成16年海大達第267号。第 40条において「不徵収規程」という。）に基づく学生であるときは，授業料を徴収しない。
（特別研究学生）
第39条 本学の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする他の大学又 は外国の大学の大学院の学生があるときは，当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき，研究科，学院，研究院，連携研究部又は研究所等において，特別研究学生として許可することができる。
（特別研究学生の検定料等）
第40条 特別研究学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。
2 特別研究学生に係る授業料は，検定料等規程の定めるところによる。ただし，特別研究学生が不徴収規程に基づく学生であるときは，授業料を徴収しない。

## （特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の還付）

第41条 特別聴講学生及び特別研究学生に係る既納の授業料は，還付しない。 （研究生）
第42条 本学の大学院において特定の専門事項について研究しようとする者がある場合は，研究科，研究院又は連携研究部において適当と認め，かつ，支障のない ときに限り，研究生として許可することができる。
2 前項に規定する場合において，当該者を研究科，研究院又は連携研究部よりも，学院又は教育部において許可する方が適当であると認められる場合は，学院又は教育部において支障のないときに限り，研究生として許可することができる。
3 研究生の受入れについては，北海道大学研究生規程（平成 3 年海大達第 3 号）の定め るところによる。

第9章 外国人留学生
第 43 条 削除
第44条 削除
第45条 削除
第46条 削除
（外国人留学生）
第 47 条 外国人で第 10 条又は第 11 条の規定により，大学院に入学を志願する者があ るときは，当該研究科等の教授会の議を経て，外国人留学生（以下「留学生」と いら。）として，総長が入学を許可することがある。
2 前項の規定により入学を許可する留学生が，本学と外国の大学との間において締結された大学間交流協定又はその附属書において，検定料，入学料及び授業料が相互に不徴収とされているときは，これらを徴収しない。
3 前項に規定する場合のほか，第1項の規定により入学を許可する留学生について，総長が特に必要と認めた場合には，検定料，入学料及び授業料を徴収しないこと ができる。
4 留学生は，定員外とすることができる。
第48条 削除

## 第10章 特別の課程

（履修証明プログラム）
第49条 総長は，学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として本学大学院の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。
2 前項に定めるもののほか，履修証明プログラムに関し必要な事項は，別に定める ところによる。

第11章 リカレント教育プログラム
第50条 社会人の学び直しの機会を提供し，社会の持続的な発展に資するため，本学の大学院にリカレント教育プログラムを開設することができる。

2 リカレント教育プログラムの受講料の額（この条において「受講料」という。）
は，検定料等規程の定めるところによる。
3 受講料は，受講の申込みをするときに納付しなければならない。
4 既納の受講料は，還付しない。
（略）

附 則
この規則は，令和6年4月1日から施行する。別表（第8条関係）

| 研究科等 | 専攻 | 入学定員 |  |  | 収容定員 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 修士課程 | $\begin{aligned} & \text { 博士後期 } \\ & \text { 課程又は } \\ & \text { 博士課程 } \end{aligned}$ | 傳門職学 | 修士課程 | $\begin{aligned} & \begin{array}{l} \text { 尃士後期 } \\ \text { 倮程又は } \\ \text { 溥士課程 } \end{array} \end{aligned}$ | 專門職学位課程 |
| 法学研究科 | $\begin{aligned} & \text { 法学政治学専攻 } \\ & \text { 法律実務専攻 } \\ & \text { 計 } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 20 \\ & 20 \end{aligned}$ | 15 15 | 50 50 |  | 45 45 | 150 <br> 150 |
| 水産科学院 | 海洋生物資源科学専攻 海洋応用生命科学専攻 計 | $\begin{array}{r} 55 \\ 59 \\ 114 \end{array}$ | 9 10 19 |  | $\begin{aligned} & 110 \\ & 118 \\ & 228 \end{aligned}$ | 27 30 57 |  |
| 環境科学院 | 環境起学専攻地球圈科学専攻生物圈科学專攻镮境物質科学專攻計 | $\begin{array}{r} 44 \\ 35 \\ 52 \\ 28 \\ 159 \end{array}$ | 15 14 23 11 63 |  | $\begin{array}{r} 88 \\ 70 \\ 104 \\ 56 \\ 318 \end{array}$ | $\begin{array}{r} \hline 45 \\ 42 \\ 69 \\ 33 \\ 189 \\ \hline \end{array}$ |  |
| 理学院 | $\begin{aligned} & \text { 数学専攻 } \\ & \text { 物性物理学專攻 } \\ & \text { 宇宙理学専攻 } \\ & \text { 自然史科学專攻 } \\ & \text { 計 } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{array}{r} 44 \\ 24 \\ 20 \\ 39 \\ 127 \\ \hline \end{array}$ | 16 10 9 20 55 |  |  | $\begin{array}{r} 48 \\ 30 \\ 27 \\ 60 \\ 165 \\ \hline \end{array}$ |  |
| 農学院 | 農学専攻 | 142 | 36 |  | 284 | 108 |  |
| 生命科学院 | 生命科学専攻臨床薬学專攻 ソフトマター專攻計 | $\begin{array}{r} \hline 116 \\ 16 \\ 132 \\ \hline \end{array}$ | 38 6 6 50 |  | 232 32 264 | 114 24 18 156 |  |
| 教育学院 | 教育学専攻 | 45 | 21 |  | 90 | 63 |  |
| 国際広報メディア・観光学院 | 国際広報メディア・観光学専攻 | 47 | 12 |  | 94 | 36 |  |
| 保健科学院 | 保健科学専攻 | 40 | 10 |  | 80 | 30 |  |
| 工学院 |  | 33 <br> 39 <br> 27 <br> 26 <br> 26 <br> 20 <br> 20 <br> 24 <br> 26 | 9 7 5 5 5 5 5 6 7 |  | $\begin{gathered} 66 \\ 78 \\ 54 \\ 52 \\ 52 \\ 52 \\ 40 \\ 48 \\ 52 \end{gathered}$ | 27 <br> 21 <br> 15 <br> 15 <br> 15 <br> 15 <br> 18 <br> 21 |  |


|  | ｜建築都市空問デザイン専政 <br> 空間性能システム専攻環境創生工学専攻環境循環システム専攻共同資源工学専攻計 | 22 27 28 18 $(20)$ 10 $(336)$ 326 | $\begin{aligned} & 5 \\ & 5 \\ & 5 \\ & 5 \\ & 69 \end{aligned}$ |  |  | $\begin{array}{r} 15 \\ 15 \\ 15 \\ 15 \\ 207 \end{array}$ |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 総合化学院 | 総合化学専攻 | 129 | 38 |  | 258 | 114 |  |
| 経済学院 | $\begin{aligned} & \text { 現代経済経営専攻 } \\ & \text { 会計情報専攻 } \\ & \text { 計 } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 35 \\ & 35 \\ & \hline \end{aligned}$ | $8$ | $\begin{aligned} & 20 \\ & 20 \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline 70 \\ & 70 \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline 24 \\ & 24 \\ & \hline \end{aligned}$ | 40 <br> 40 |
| 医学院 | $\begin{aligned} & \text { 医科学専攻 } \\ & \mid \text { 㗨学專攻 } \\ & \text { 計 } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 20 \\ & 20 \end{aligned}$ | 90 90 |  | $\begin{aligned} & 40 \\ & 40 \end{aligned}$ | 360 360 |  |
| 歯学院 | 口腔医学専攻 |  | 40 |  |  | 160 |  |
| 獸医学院 | 副医学専攻 |  | 16 |  |  | 64 |  |
| 医理工学院 | 医理工学専攻 | 12 | 5 |  | 24 | 15 |  |
| 国際感染症学院 | 感染症学専攻 |  | 12 |  |  | 48 |  |
| 国際食資源学院 | 国際食資源学専攻 | 15 | 6 |  | 30 | 18 |  |
| 文学院 | $\begin{aligned} & \text { 人文学専攻 } \\ & \text { 人間科学専攻 } \\ & \text { 計 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 71 \\ & 19 \\ & 90 \end{aligned}$ | $\begin{array}{r} 28 \\ 7 \\ 35 \\ \hline \end{array}$ |  | $\begin{array}{r} \hline 142 \\ 38 \\ 180 \end{array}$ | 84 21 105 |  |
| 情報科学院 | 情報科学専攻 | 196 | 43 |  | 392 | 129 |  |
| 公共政策学教育部 | 公共政策学専攻 |  |  | 30 |  |  | 60 |
| 総計 |  | $\begin{array}{r} \hline(1,659) \\ 1,649 \\ \hline \end{array}$ | 643 | 100 | $\begin{array}{r} \hline(3,318) \\ 3,298 \\ \hline \end{array}$ | 2，093 | 250 |

備考
（ ）書きの数字は，工学院共同資源工学専攻における九州大学の定員を含んだ数である。

2．北海道大学大学院法学研究科規程
（昭和50年5月21日 （海大第17号

## 第1章 総則

第1条 この規程は，国立大学法人北海道大学組織規則（平成 16 年海大達第 31 号）第 24 条第 4 項の規定に基づき，法学研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程等に関し必要な事項を定めるものとする。
第1条の2 本研究科は，法学及び政治学の最先端の研究を推進するとともに，多角的な研究によって得られた知見に基づき，高等教育，企業法務，ジャーナリズ ム等の広い分野で活躍する高度な専門性を有する知的職業人，及び，高度な法律知識，幅広い視野，人権感覚と倫理性を備えた実務法曹を養成することを目的と する。

## 第1章の2 専攻及び課程

第 1 条の 3 本研究科に，次の専攻を置く。
法学政治学専攻
法律実務専攻
第2条 法学政治学専攻の課程は，博士課程とする。
2 法律実務専攻の課程は，法科大学院の課程とし，同専攻を法科大学院とする。

## 第2章 入学，再入学，転学及び転科

第 3 条 本研究科に入学できる者は，北海道大学大学院通則（昭和 29 年海大達第 3号。以下「通則」という。）第3条第1項に規定する法科大学院の課程にあって は通則第 10 条第 1 項各号のいずれかに，通則第 4 条第 5 項に規定する修士課程
（以下「修士課程」といら。）にあっては通則第 10 条第 1 項第 1 号から第 8 号ま で及び第 10 号のいずれかに，通則第 4 条第 5 項に規定する博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）にあっては通則第 10 条第 2 項各号のいずれかに該当する者とする。
2 前項に規定する者のうち，本研究科の行ら選考に合格した者については，教授会（法律実務専攻にあっては，法科大学院教員会議。次条及び第 4 条の 2 におい て同じ。）の議を経て，総長が入学を許可する。
第 4 条 通則第 13 条各号に該当する者が本研究科に再入学又は転学を願い出た場合 は，選考の上，教授会の議を経て，総長がこれを許可することがある。
第4条の2 通則第13条の 2 第 1 号に該当する者が本研究科に転科を願い出た場合 は，選考の上，教授会の議を経て，研究科長がこれを許可することがある。

## 第3章 法学政治学専攻

第1節 授業科目，修了要件，履修方法及び試験
第5条 法学政治学専攻の授業科目及び単位は，別表第1のとおりとする。
2 別表第1に掲げるもののほか，教授会が必要と認めるときは，臨時の授業科目 を設けることができる。

第5条の2各授業科目の単位数を定めるに当たつては，1単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，講義及び演習 については，15時間の授業をもって 1 単位とする。
第6条 修士課程の修了要件は，大学院に 2 年以上在学し， 36 単位以上を修得し， かつ，必要な研究指導を受けた上，修士課程の目的に応じ，本研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとす る。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。
2 法学政治学専攻の指導教員が教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，北海道大学（第10条及び第22条において「本学」という。）の大学院の学院若し くは教育部の専攻の授業科目又は学部の授業科目若しくは北海道大学専門横断科目規程（平成31年海大達第50号）に定める専門横断科目及び北海道大学大学院共通授業科目規程（平成 12 年海大達第 24 号）に定める授業科目（次条第 4 項及び第 20 条第 4 項において「共通授業科目」という。）を指定して履修させ，修士課程の単位とすることができる。
第 7 条 博士課程の修了要件は，大学院に 5 年（修士課程に 2 年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学し，修士課程において36単位以上，博士後期課程において 20 単位以上をそれ ぞれ修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績 を上げた者については，大学院に 3 年（修士課程に 2 年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学す れば足りるものとする。
2 前条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については，前項中「5年（修士課程に 2 年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における2年の在学期間を含む。）」と あるのは「修士課程における在学期間に 3 年を加えた期間」と，「 3 年（修士課程に 2 年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における 2 年 の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」 と読み替えて，前項の規定を適用する。
3 前 2 項の規定にかかわらず，学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第156条の規定により，大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が，博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の博士課程の修了要件は大学院に 3 年（専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあっては，2年）以上在学し，20単位以上修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，本研究科の行う博士論文の審査及 び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業䋶を上げた者については，大学院に 1 年（標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては， 3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じ た期間）以上在学すれば足りるものとする。

4 法学政治学専攻の指導教員が教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，共通授業科目を指定して履修させ，博士課程の単位とすることができる。
第8条 法学政治学専攻において，学生が職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了す ることを希望する旨を申し出たときは，教授会の議を経て，その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。
2 長期履修に関し通則第 4 条の 2 に定めるもののほか，法学政治学㕀攻において必要な事項は，教授会の議を経て，研究科長が別に定める。
第9条 法学政治学専攻において，教育上有益と認めるときは，学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し，又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学本部 に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第 1 条第 2 項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）において学修すること を認めることができる。
2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については，修士課程及び博士後期課程を通して 15 単位を超えない範囲におい て，第 6 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定により修得すべき単位の一部とみなす ことができる。
3 法学政治学専攻において，教育上有益と認めるときは，学生が他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，修士課程の学生について認める場合には，当該研究指導を受ける期間は，1年を超えないものとする。
第 9 条の 2 法学政治学専攻において，教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，学生が休学期間中に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果について，同専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすこと ができる。
2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第 2 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて，修士課程及び博士後期課程 を通して15単位を超えないものとする。
第10条 法学政治学専攻において，教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，新たに本研究科に入学した学生が，入学前に本学若しくは他の大学の大学院にお いて履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に規定する科目等履修生（第 22 条において単に「科目等履修生」 という。）として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果を，本研究科において修得した単位以外のものについては，修士課程及び博士後期課程を通して 15 単位 を超えない範囲において，同専攻における授業科目の履修により修得したものと みなすことができる。
2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，第 9 条第 2 項及び前条第 2 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて，修士課程及び博士後期課程を通して20単位を超えないものとする。

3 本研究科は，第1項の規定により入学前に修得した単位又は学修の成果（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を法学政治学専攻において修得したものとみなす場合で あって，当該単位又は学修の成果の修得により同専攻の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案 して 1 年を超えない範囲において，本研究科が定める期間在学したものとみなす ことができる。ただし，この場合においても，当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。
第11条 授業科目の単位を修得するには，当該授業科目を履修し，かつ，試験に合格しなければならない。
第12条 授業科目の試験，修士論文及び特定の課題についての研究の成果の成績は，優，良，可及び不可とし，優，良及び可を合格とする。ただし，必要な授業科目 にあっては優の上に秀の成績を加え合格とすることができる。
第13条 修士論文及び博士論文並びに特定の課題についての研究の成果は，本研究科の定める期日までに提出しなければならない。

## 第2節 課程修了の認定

第14条 修士課程及び博士課程の修了は，当該課程の修了要件を満たした者につい て，教授会の議を経て，総長がこれを認定する。

## 第3節 特別聴講学生，特別研究学生及び外国人留学生

第15条 法学政治学専攻において，特定の授業科目を履修し，単位を取得しようと する他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは，教授会の議 を経て，特別聴講学生としてこれを許可することができる。
2 特別聴講学生は，学期又は学年ごとに許可する。
3 第1項の単位の修得については，第11条及び第12条の規定を準用する。
第16条 法学政治学専攻において，研究指導を受けようとする他の大学の大学院又 は外国の大学の大学院の学生があるときは，教授会の議を経て，特別研究学生と してこれを許可することができる。
第17条 削除
第18条 通則第47条の規定による外国人留学生の入学については，教授会の議を経 て，総長がこれを許可することがある。

## 第4章 法律実務専攻

## 第1節 授業科目，修了要件，履修方法及び試験

第19条 法律実務専攻の授業科目及び単位は，別表第2のとおりとする。
2 別表第 2 に掲げるもののほか，法科大学院教員会議が必要と認めるときは，臨時の授業科目を設けることができる。
第19条の2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準によ り単位数を計算するものとする。
（1）講義及び演習については，15時間の授業をもつて 1 単位とする。
（2）実習については，30時間の授業をもって 1 単位とする。
第 20 条 法科大学院の課程の修了要件は，当該課程に 3 年以上在学し，所定の授業科目を履修し，95単位以上を修得することとする。
2 法律実務専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると法科大学院教員会議が認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては，前項に規定す る在学期間については 1 年間在学し，同項に規定する修了要件単位については， 32 単位を超えない範囲で，別表第2基礎プログラム〔法律基本科目の基礎科目〕 の項の授業科目の欄に掲げる授業科目の単位を修得したものとみなすことがで きる。
3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなす単位数は，次条第 2 項，第 21 条の 2 第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 32 単位（専門職大学院設置基準第 20 条の 7 第 6 号に規定する認定連携法曹基礎課程（本学の法科大学院以外の法科大学院のみと専門職大学院設置基準第 20 条の 7 第 6 号に規定する認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。第 23 条第 2 項において同じ。）を修了して本研究科に入学した者及 びこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院教員会議が認める者（第 22 条第 2 項において「認定連携法曹基䂣課程修了者等」という。）にあっては42単位） を超えないものとする。
4 法律実務専攻において，教育上有益と認めるときは，法科大学院教員会議の議 を経て，他の専攻，他の研究科，学院又は教育部の専攻の授業科目及び共通授業科目を指定して履修させ，法科大学院の課程の単位とすることができる。
第21条 法律実務専攻において，教育上有益と認めるときは，学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し，又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学におい て学修することを認めることができる。
2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については，32単位を超えない範囲において，前条第 1 項の規定により修得す べき単位の一部とみなすことができる。
第21条の2 法律実務専攻において，教育上有益と認めるときは，法科大学院教員会議の議を経て，学生が休学期間中に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学におい て学修した成果について，同専攻における授業科目の履修により修得したものと みなすことができる。
2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第 2 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて，32単位を超えないものとす る。
第 22 条 法律実務専攻において，教育上有益と認めるときは，法科大学院教員会議 の議を経て，新たに本研究科に人学した学生が，人学前に本学若しくは他の大学 の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若し くは国際連合大学において学修した成果を，本研究科に入学した後の同専攻にお ける授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合におい

て，当該授業科目の別表第 2 の区分等については，法科大学院教員会議が別に定 める。
2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，第 21 条第 2 項及び前条第 1 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて32単位を超えないものとする。ただし，認定連携法曹基礎課程修了者等がその入学前に専門職大学院設置基準第 20 条の 7 第 6 号に規定する認定連携法科大学院において履修した，別表第 2 先端•発展プログラム［展開•先端科目］の項及び学際プロ グラム〔基礎法学•隣接科目〕の項の授業科目の欄に揭げる授業科目について修得した単位については，第 21 条第 2 項及び前条第 1 項の規定により修得したもの とみなす単位数と合わせて 42 単位を超えない範囲で修得したものとみなすこと ができる。
第23条 法律実務専攻において，履修登録することができる授業科目の単位数は，原則として第 1 年次及び第 2 年次において各 36 単位以内，第 3 年次においては 44単位以内とする。ただし，法学既修者にあっては，原則として第 1 年次に 36 単位以内，第 2 年次に 44 単位以内とする。
2 前項の規定にかかわらず，認定連携法曹基礎課程を修了して本研究科に入学し た者その他登録した履修科目の単位を法科大学院教員会議が定めた基準に照ら
して優れた成績をもって修得することが見込まれる者として法科大学院教員会議が認める学生については，履修登録することができる授業科目の単位数は，い ずれの学年においても44単位以内とする。
第24条 授業科目の単位の修得及び試験の成績については，第11条及び第12条の規定を準用する。
2 前項の規定にかかわらず，授業科目によっては，秀，優，良，可及び不可の評価によらずに，合格及び不合格の判定により評価することができる。
第 25 条 法律実務専攻において， 1 年以上在学し 28 単位以上を修得し，かつ本研究科が別に定める要件を満たした者は，これを第 2 年次に進級させる。
2 第 2 年次に進級後 1 年以上在学し第 1 年次及び第 2 年次を通じて 56 単位以上 （別表第 2 に掲げる基礎プログラムの区分に係る授業科目のうちから 28 単位以上を含む。）を修得し，かつ本研究科が別に定める要件を満たした者は，法学既修者を除き，これを第3年次に進級させる。

## 第2節 課程修了の認定

第26条 法科大学院の課程の修了は，当該課程の修了要件を満たした者について，法科大学院教員会議の議を経て，総長がこれを認定する。

## （略）

附 則（令和5年4月1日）
1 この規程は，令和5年4月1日から施行する。
2 令和 5 年 3 月 31 日に本学大学院に在学する者（以下この項において「在学者」 という。）及び同年 4 月 1 日以降に在学者の属する年次に入学する者については，改正後の第 19 条の 2 から第 22 条まで及び別表第 2 の規定にかかわらず，なお従前 の例による。

別表第1（第5条関係）
法学政治学専攻




| 授 | 業 | 科 | 目 | 単 位 | 授 | 業 | 科 | 目 | 単 位 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 公法総合演習 I |  |  |  | ［2］ | 政治学総合演習 I |  |  |  | ［2］ |
| 公法総合演習 II |  |  |  | ［1］ | 政治学総合演習 II |  |  |  | ［1］ |
| 民事法総合演習 I |  |  |  | ［2］ | 法政理論総合演習 I |  |  |  | ［2］ |
| 民事法総合演習 II |  |  |  | ［1］ | 法政理論総合演習 II |  |  |  | ［1］ |
| 私法論総合演習 I |  |  |  | ［2］ | 外国語特殊演習 I |  |  |  | ［2］ |
| 私法論総合演習 II |  |  |  | ［1］ | 外国語特殊演習 II |  |  |  | ［2］ |
| 知的財産法総合演習 I |  |  |  | ［2］ | 法政理論応用演習 |  |  |  | ［2］ |
| 知的財産法総合演習 II |  |  |  | ［1］ | 海外留学I |  |  |  | ［1］ |
| 刑事法総合演習 I |  |  |  | ［2］ | 海外留学II |  |  |  | ［2］ |
| 刑事法総合演習 II |  |  |  | ［1］ | 海外留学III |  |  |  | ［3］ |
| 社会法総合演習 I |  |  |  | ［2］ | 海外留学IV |  |  |  | ［4］ |
| 社会法総合演習 II |  |  |  | ［1］ | 論文指導 I |  |  |  | 4 |
| 経済法総合演習 I |  |  |  | ［2］ | 論文指導 II |  |  |  | 2 |
| 経済法総合演習 II |  |  |  | ［1］ |  |  |  |  |  |
| 法理論総合演習 I |  |  |  | ［2］ |  |  |  |  |  |
| 法理論総合演習 II |  |  |  | ［1］ |  |  |  |  |  |
| 法文化総合演習 I |  |  |  | ［2］ |  |  |  |  |  |
| 法文化総合演習 II |  |  |  | ［1］ |  |  |  |  |  |

注 単位欄中の数字に［ ］のつけてある授業科目は，複数の講義題目により行われ，それぞれ一の授業科目として履修することができる。

博士後期課程


注 単位欄中の数字に［ ］のつけてある授業科目は，複数の講義題目により
行われ，それぞれ一の授業科目として履修することができる。

別表第2（第19条関係）
法律実務専攻
法科大学院の課程

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 基 } \\ & \text { 礎 } \\ & \text { 品 } \\ & \text { グ } \\ & \text { ム } \end{aligned}$ | 憲法 I | 2 | 民事法基礎ゼミを除く授業科 |
|  | 憲法 II | 1 | 目を必修とし，32単位以上を修 |
|  | 行政法 I | 2 | 得すること。（法学既修者を除 |
|  | 行政法 II | 1 | く。） |
|  | 民法 I | 3 |  |
|  | 民法 II | 3 |  |
|  | 民法III | 2 |  |
| 法律基本科目の基碄科目 | 民法IV | 2 |  |
|  | 商法 I | 2 |  |
|  | 商法 II | 2 |  |
|  | 商法III | 2 |  |
|  | 民事訴訟法 I | 2 |  |
|  | 民事訴訟法 II | 1 |  |
|  | 刑法I | 2 |  |
|  | 刑法 II | 2 |  |
|  | 刑事訴訟法 I | 2 |  |
|  | 刑事訴訟法 II | 1 |  |
|  | 民事法基礎ぜミ | 1 |  |
|  | 公法事例問題研究 I | 2 | 民事法ゼミを除く授業科目を |
|  | 公法事例問題研究 II | 2 | 必修とし，26単位以上を修得す |
|  | 公法事例問題研究III | 2 | ること。 |
|  | 民事法事例問題研究 I | 2 |  |
|  | 民事法事例問題研究 II | 2 |  |
| 法律基本科目の応用科目 | 民事法事例問題研究III | 2 |  |
|  |  | 2 |  |
|  | 民事法事例問題研究IV | 2 |  |
|  | 商事法事例問題研究 I | 2 |  |
|  | 商事法事例問題研究 II | 2 |  |
|  | 刑事法事例問題研究 I | 2 |  |
|  | 刑事法事例問題研究 II | 2 |  |
|  | 刑事法事例問题研究III | 2 |  |
|  | 現代家族法 | 2 |  |
|  | 民事法ぜミ | 1 |  |


|  |  | 法曹倫理 I <br> 民事実務演習A <br> 刑事手続実務 A <br> 刑事手続実務 B |  | 2 2 2 2 | 8 単位を修得する こと。 | 14 単位以上を修得 すること。 なお，エク スターン シップI及びエク スターン シップ II の単位は，進級に必要な単位数に算入 すること が できな い。 <br> ，当該部門含む合計12 かつ，B～ より1つの单位以上を |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 法曹倫理 II <br> 民事実務演習 B <br> 刑事裁判実務演習 |  | 2 2 2 | 2 単位以上を修得 すること。 |  |
|  |  | $\begin{aligned} & \text { ローヤリング = クリ = } \\ & \text { ローヤリング = クリ } \end{aligned}$ <br> 公法実務演習 <br> エクスターンシップ I <br> エクスターンシップII | $\begin{aligned} & \text { ック A } \\ & \text { ック B } \end{aligned}$ | 2 2 2 1 2 | 14 単位以上を修得すること。 2 エクスターン シップ I 及びエ クスターンシッ プIIについて は，いずれか一方の単位を修得 した者は，他方 の授業科目を履修することがで きない。 |  |
| 先 <br> 端 <br> 発 <br> 展 <br> プ <br> ㅁ <br> グ <br> ラ <br> ム <br> 展 <br> 開 <br> 先 <br> 端 <br> 科 <br> 見 | 先 <br> 端 <br> ビ <br> ジ <br> ネ <br> ス <br> 部 <br> 門 | A取引法•企業法科目群 | 現代企業法 I現代企業法 II現代取引民法企業法務 | 2 2 2 2 | 一つの部門を選択し，当該部門部門 10 単位以上を含む合計 12単位以上を修得し，かつ，B～ $\mathrm{E}, ~ \mathrm{H} \sim \mathrm{K}$ の科目群より 1 つの科目群を選択し 4 単位以上を修得すること。 |  |
|  |  | B倒産法科目群〔選択科目〕 | 現代倒産•執行法A <br> 現代倒産•執行法B <br> 現代倒産•執行法C | 2 2 2 |  |  |
|  |  | C租税法科目群〔選択科目〕 | 租税法A <br> 租税法B | 2 2 |  |  |
|  |  | D経済法科目群〔選択科目〕 | 経済法A経済法B現代経済法A現代経済法B | 2 2 2 2 |  |  |
|  |  | E 知的財産法科目群〔選択科目〕 | 知的財産法A知的財産法 B現代知的財産法A現代知的財産法B現代知的財産法 C現代知的財産法D | 2 2 2 2 2 2 |  |  |
|  | 部門 <br> 共通 | Fフィールドワーク <br> 科目群 | フィールドワーク | 1 |  |  |


| 生 <br> 活 <br> 関 <br> 連 <br> 部 <br> 門 | G生活関連法科目群 | 現代生活民法情報法地方自治法社会保障法A社会保障法 B医療訴訟 | 2 2 2 2 2 2 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | H労働法科目群〔選択科目〕 | 労働法A <br> 労働法B <br> 労働法特論 | 2 2 2 |  |
|  | I環境法科目群〔選択科目〕 | 環境法 <br> 環境法特論 | 2 2 |  |
| 共 <br> 通 <br> 科 <br> 目 | J 国際関係法 <br> （公法系）科目群 ［選択科目〕 | 国際法A <br> 国際法B <br> 国際人権法 | 2 2 2 |  |
|  | K国際関係法 <br> （私法系）科目群 ［選択科目］ | 国際私法 <br> 国際取引法 | $\begin{aligned} & 4 \\ & 2 \end{aligned}$ |  |
|  | L 司法制度科目群 | 司法制度論 | 2 |  |
|  | M論文科目群 | 研究論文 | 2 |  |
| 学 <br> 際 | 現代法哲学 |  | 2 | 4 単位以上を修得すること。 |
|  | 現代法社会論 |  | 2 |  |
|  | 現代法理論 |  | 2 |  |
| ブ | 日本法史 |  | 2 |  |
| $\begin{aligned} & \text { グ } \\ & \text { ラ } \end{aligned}$ | 西洋法史 |  | 2 |  |
| ム | ローマ法 |  | 2 |  |
|  | 法と経済学 |  | 2 |  |
| 基 | 英米法 |  | 2 |  |
| 礎 | ヨーロッパ法 |  | 2 |  |
| 学 | アジア法 |  | 2 |  |
| 隣 | 比較法文化論 |  | 2 |  |
| 接 | 政策分析 |  | 2 |  |
| $\begin{aligned} & \text { 科 } \\ & \text { 目 } \end{aligned}$ | 政治過程論 |  | 2 |  |
|  | 国際公共政策学 |  | 2 |  |
|  | 比較政府間関係論 |  | 2 |  |

注1専門職大学院設置基準第20条の3第1項第3号に規定する基礎法学•隣接科目，同項第 4 号に規定する展開•先端科目，同条第 2 項及び司法試験法施行規則（平成 17 年法務省令

第84号）第3条に規定する法律基本科目の基礎科目及び応用科目並びに専門職大学院設置基準第 20 条の 3 第 6 項及び司法試験法施行規則第 1 条に規定する選択科目については，区分欄に〔〕で示すものとする。

注2 第19条第2項の臨時の授業科目の単位は，進級及び修了に必要な単位数に算入する ことができ，当該授業科目の区分等については，法科大学院教員会議が別に定める。
（趣旨）
第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき，北海道大学 （以下「本学」という。）が授与する学位については，北海道大学通則（平成 7年海大達第 2 号）及び北海道大学大学院通則（昭和 29 年海大達第 3 号。以下「大学院通則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。 （専攻分野の名称）
第2条 本学において授与する学士，修士及び博士の学位には，別表第 1 に定める専攻分野の名称を付記するものとする。
（専門職学位課程を修了した者に授与する学位）
第 2 条の 2 大学院通則第 3 条に規定する専門職学位課程を修了した者に授与する専門職学位は，別表第1 に定めるとおりとする。 （大学院の課程による者の学位論文等の提出）
第3条 本学大学院の修士課程による者が学位論文又は特定の課題についての研究 の成果の審査を受けようとするときは，当該学位論文又は特定の課題についての研究の成果を，研究科又は学院（以下「研究科等」という。）の長に提出しなけ ればならない。
2 本学大学院の博士課程による者が学位論文の審査を受けようとするときは，当該学位論文，論文目録，論文内容の要旨及び履歴書を研究科等の長に提出しなけ ればならない。
（論文提出による博士の学位授与の申請）
第4条 大学院通則第25条第2項の規定による博士の学位の授与を申請しようとす る者は，第18条の規定による学位申請書に，学位論文，論文目録，履歴書及び論文審査手数料を添え，総長に提出しなければならない。
2 本学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し，所定の単位を修得 したのみで退学した者が，再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも，前項の規定による。ただし，退学してから 1 年以内に学位論文を提出するときは，論文審査手数料を納付することを要しない。
3 論文審査手数料の額は，北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程（昭和53年海大達第 15 号）の定めるところによる。
4 既納の論文審査手数料は還付しない。 （学位論文及び資料）
第5条 第3条又は前条第1項若しくは第2項の規定により提出する学位論文は，一篇に限る。ただし，参考として他の論文を添付することができる。
2 審査のため必要があるときは，学位論文の訳文，模型又は標本等の資料を提出 させることができる。
3 第 3 条第 1 項の規定により提出された学位論文及び特定の課題についての研究 の成果並びに同条第 2 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により提出された学位論文は，返還しない。
（学位の授与に係る審査等）
第 6 条 学位論文の提出があったときは，第 3 条第 2 項の場合にあっては研究科等

の長が，第 4 条第 1 項又は第 2 項の場合にあっては，第 2 条に規定する専攻分野 の名称に応じて総長が，当該研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもつて構成される代議員会，専門委員会等を含む。以下同じ。）に，学位論文の審査，試験及び試問（第3条第2項の場合にあっては審査及び試験。以下同じ。）（以下「審査等」という。）を付託する。
2 試験は，学位論文を中心として，これに関連のある学術について行う。
3 試問は，第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により学位論文を提出した者に対し，口答試問及び筆答試問により行う。この場合，外国語を課すものとし，その種類 は，研究科等の教授会の定めるところによる。
4 大学院通則第 25 条第 2 項ただし書の規定により，試問を免除することができる のは，第 4 条第 2 項の規定により学位の授与を申請する者が，退学してから研究科等の教授会が定める年限内に学位論文を提出したときとする。
5 大学院通則第 25 条第 2 項ただし書に規定する試問以外の方法とは，学位の授与 を申請する者の経歴及び学位論文以外の業績の審査とし，当該審査は，研究科等 の教授会が特に認めたときに行うことができる。
6 第 3 条第 1 項の規定により提出された学位論文及び特定の課題についての研究 の成果の審査及び試験に関する事項は，各研究科等の長が別に定める。
7 大学院通則第 22 条第 2 項に規定する試験及び審査に関する事項は，各研究科等 の長が別に定める。

## （審査委員）

第7条 研究科等の教授会は，当該研究科等の研究指導を担当する教授（客員教授及び特任教授を含む。）のらちから 3 名以上の審査委員を選定して，前条第 1 項 の審査等を行う。
2 前項の研究科等の教授会は，審査等のため必要があると認めるときは，次に掲 げる者を前項の審査委員の一部の者として充てることができる。
（1）当該研究科等の研究指導を担当する准教授，講師又は助教（客員准教授並び に特任准教授，特任講師及び特任助教を含むら。）
（2）他の研究科等の研究指導を担当する教授，准教授，講師又は助教
（3）他の大学若しくは外国の大学の大学院又は研究所等の教員等
3 前 2 項の規定により審査委員に選定された者のほか，第 1 項の研究科等の教授会は，審査等のため必要があると認めるときは，同項に規定する教授又は前項第 1 号に規定する准教授と同等の能力を有すると認める者を審査委員に加えること ができる。
第8条 削除

## （審査期間）

第 9 条 審査委員は，第 3 条第 2 項又は第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により学位論文が提出された日から1年以内に，審査等を終了しなければならない。た だし，特別の事由があるときは，当該研究科等の教授会の議を経て，その期間を 1年以内に限り延長することができる。
（審査委員の報告）
第 10 条 審査委員は，審査等を終了したときは，ただちにその結果を当該研究科等 の教授会に報告しなければならない。 （教授会の審議）

第11条 研究科等の教授会は，前条の報告に基づき，第3条第2項の規定により学位論文を提出した者にあっては，課程の修了の可否について，第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により学位論文を提出した者にあっては，学位の授与の可否につい て審議する。
2 前項の教授会は，構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ，議事を開くことが できない。
3 海外出張中，休職期間中その他当該研究科等の教授会が特に認めた事由のため出席することができない構成員は，前項に規定する定足数算定の基礎数に算入し ない。
4 第 1 項に規定する事項に係る議事は，出席構成員の 3 分の 2 以上で決するもの とする。
5 卒業の可否については学部の教授会（現代日本学ブログラム課程にあっては，現代日本学プログラム課程運営委員会。次条第 2 項及び第 16 条において同じ。） が，修士課程の修了の可否については研究科等の教授会が，専門職学位課程の修了の可否については当該課程を置く研究科又は教育部の教授会が審議する。
6 前項の教授会の定足数及び議決の方法は，各学部，各研究科等又は教育部の長 （現代日本学プログラム課程にあっては，現代日本学プログラム課程長。次条第 2 項において同じ。）が別に定める。 （報告）
第12条 前条第 1 項の規定に基づき，学位の授与の可否について審議する研究科等 の教授会が，同条第 4 項の議決をしたときは，当該研究科等の長は，学位論文と ともに学位論文の内容の要旨，審查の要旨，試験の結果の要旨及び試問の成績を総長に報告しなければならない。
2 前条第 1 項又は第 5 項の規定に基づき，学部，研究科等又は教育部の教授会が卒業又は修士課程，博士課程若しくは専門職学位課程の修了の可否について議決 したときは，当該学部，研究科等又は教育部の長は，可とした者を総長に報告し なければならない。
3 前項の博士課程の修了の認定をした者を報告するに際しては，当該者の学位論文，学位論文の内容の要旨，審査の要旨及び試験の結果の要旨を併せて報告しな ければならない。 （学位の授与）
第13条 総長は，前条第 1 項の報告に基づき，大学院通則第 25 条第 2 項の規定によ る博士の学位を授与すべき者には，学位記を授与し，学位を授与できない者には， その旨を通知する。
2 総長は，前条第2 項の報告に基づき，卒業を認定又は修士課程，博士課程若し くは専門職学位課程の修了を認定した者に対し，学位記を授与する。 （学位論文要旨等の公表）
第14条 本学は，博士の学位を授与したときは，学位を授与した日から3月以内に， その学位論文の内容の要旨及び審査の要旨をインターネットの利用により公表す る。 （学位論文の公表）
第15条 博士の学位を授与された者は，学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない事由が あるときは，当該研究科等の教授会の承認を受けて，当該学位論文の全文に代え てその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。 この場合，本学は，その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
3 前項の規定により学位論文の内容を要約したものを公表した者は，当該やむを得ない事由がなくなったときは，学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。
4 前3項の規定により学位論文の全文又はその内容を要約したものを公表する場合には，北海道大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。 （学位授与の取消）
第16条 学位を授与された者が，不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明 したときは，総長は，学部，研究科等又は教育部の教授会の議を経て学位の授与 を取り消し，学位記を返還させ，かつ，その旨を公表する。
2 学部，研究科等又は教育部の教授会において前項の議決をするには，第11条第 2 項から第4項までの規定を準用する。 （財産上の利益等の受領の禁止）
第16条の2 第7条に規定する審査委員は，審査等の対象となる者から供応接待又 は金銭，物品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない。その職を退いた後にあっては，通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与 を受けてはならない。
（登録）
第17条 本学において博士の学位を授与したときは，総長は，文部科学大臣に報告 し，学位簿に登録する。
（学位記及び書類の様式等）
第18条 学位記の様式並びに学位申請書関係書類の様式及びその提出部数は，別表第 2 のとおりとする。

## （略）

附 則（平成31年4月1日海大達第43号）
1 この規程は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成31年海大達第 号）附則第 2 項に規定する文学研究科及び情報科学研究科に在学し，所定の課程を修了し た者の修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は，改正後の別表第1の規定にかかわらず，文学研究科の修士及び博士の学位にあっては文学又は学術 とし，情報科学研究科の修士の学位にあっては工学又は情報科学とする。

別表第1（第2条，第2条の2関係）
1 学士

| 学部等 | 専攻分野の名称 |
| :--- | :--- |
| 文学部 | 文学 |
| 教育学部 | 教育学 |
| 法学部 | 法学 |
| 経済学部 | 経済学 |
| 経営学 |  |

備考 専攻分野の名称中「経済学」は経済学部経済学科の卒業者の学位に，「経営学」は経済学部経営学科の卒業者の学位に，「医学」は医学部医学科の卒業者の学位に，「看護学」及び「保健学」は医学部保健学科の卒業者の学位に，「薬科学」は薬学部薬科学科の卒業者の学位に，「薬学」は薬学部薬学科の卒業者の学位に付記する。

2 修士及び博士

| 研究科及び学院 | 専攻分野の名称 |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 修士 | 博士 |
| 法学研究科 | 法学 | 法学 |
| 水産科学院 | 水産科学 | 水産科学 |
| 環境科学院 | 環境科学 | 環境科学 |
| 理学院 | 理学 | 理学 |
| 農学院 | 農学 | 農学 |
| 生命科学院 | 生命科学 <br> 薬科学 <br> ソフトマター科学 | 生命科学 <br> 薬科学 <br> 臨床薬学 <br> ソフトマター科学 |
| 教育学院 | 教育学 | 教育学 |
| 国際広報メディア・観光学院 | 国際広報メディア学術観光学 | 国際広報メディア学術観光学 |
| 保健科学院 | 保健科学看護学 | 保健科学看護学 |
| 工学院 | 工学 | 工学 |
| 総合化学院 | 総合化学 | 理学 <br> 工学 <br> 総合化学 |
| 経済学院 | $\begin{aligned} & \text { 経済学 } \\ & \text { 経営学 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 経済学 } \\ & \text { 経営学 } \end{aligned}$ |
| 医学院 | 医科学 <br> 公衆衛生学 | 医学 |
| 歯学院 | － | 歯学 |
| 獣医学院 | － | 獣医学 |
| 医理工学院 | 医理工学 | 医理工学 |
| 国際感染症学院 | － | 感染症学獣医学 |
| 国際食資源学院 | 食資源学 | 食資源学 |
| 文学院 | 文学 <br> 学術 <br> 人間科学 | 文学学術 <br> 人間科学 |
| 情報科学研究科 | 工学情報科学 | 工学情報科学 |

備考 一の研究科等において専攻分野の名称を複数掲げている場合，当該名称
を付記する対象者の範囲は，当該研究科等が別に定める。
3 専門職学位

| 研究科，学院及び教育部 | 学位 |
| :--- | :--- |
| 法学研究科 | 法務博士（専門職） |
| 経済学院 | 会計修士（専門職） |
| 公共政策学教育部 | 公共政策学修士（専門職） |

別表第2（第 18 条関係）
1 本学を卒業した場合の学位記の様式
（1）本学（共同獣医学課程及び現代日本学プログラム課程を除く。）を卒業した場合の学位記の様式

（2）共同獣医学課程を卒業した場合の学位記の様式


北海道大学獣医学部及び帯広畜産大学畜産学部の共同獣医学課程所定の課程を修め卒業したので学士（獣医学）の学位を授与する

年 月 日

| 大学の印 | 北海道大学 |
| :--- | :--- |
| 大学の印 | 帯広畜産大学 |

第
号

2 修士課程を修了した場合の学位記の様式
（1）修士課程（共同資源工学専攻を除く。）を修了した場合の学位記の様式学 位 記

氏 名
年 月 日生
本学大学院○○研究科（又は○○学院）○○専攻の修士課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する

年 月 日

大学の印
北海道大学

第 号
（2）共同資源工学専攻を修了した場合の学位記の様式

$$
\begin{array}{ccc}
\text { 学 位 記 } & \\
& \text { 氏 } & \text { 名 } \\
& \text { 年 月 日生 }
\end{array}
$$

北海道大学大学院工学院及び九州大学大学院工学府の共同資源工学専攻の修士課程を修了したので修士（工学）の学位を授与する

年 月 日

| 大学の印 | 北海道大学 |
| :--- | :--- |
| 大学の印 | 九州大学 |

第 号

3 博士課程を修了した場合の学位記の様式
（1）博士課程（文部科学省が所管する博士課程教育リーディングプログラムによ り採択された学位ブログラム（次号において「リーディングブログラム」と いう。）及び大学院通則第 24 条の 5 に規定する外国の大学の大学院と共同で研究指導を行ら教育プログラム（第3号において「コチュテルプログラム」 という。）を除く。）を修了した場合の学位記の様式

$$
\begin{array}{lllr}
\hline \text { 学 位 記 } & & \\
& & & \\
& & \text { 氏 } & \text { 名 } \\
& & \text { 年 } & \text { 日生 }
\end{array}
$$

本学大学院○○研究科（又は○○学院）○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する

年 月 日

## 大学の印

北海道大学
第 号
（2）リーディングプログラムを修了した場合の学位記の様式

－（○）

大学の印
北海道大学

総長が別に定める。
（3）コチュテルプログラムを修了した場合の学位記の様式


4 専門職学位課程を修了した場合の学位記の様式
（1）専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した場合の学位記の様式

学 位 記
$\begin{array}{lrr}\text { 氏 } & \text { 名 } \\ \text { 年 } & \text { 日 日生 }\end{array}$
本学大学院○○学院（又は○○教育部）○○専攻の専門職学位課程を修了した ので○○修士（専門職）の学位を授与する

年 月 日

大学の印
北海道大学
第
号
（2）法科大学院の課程を修了した場合の学位記の様式


本学大学院法学研究科法律実務専攻の法科大学院の課程を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する

年 月 日

大学の印
北海道大学

第 号

5 論文提出による場合の学位記の様式


本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験並びに試問に合格したので博士 （○○）の学位を授与する

年 月 日
大学の印
北海道大学

6 学位申請書関係書類の様式
（1）学位申請書の様式

## 学 位 申 請 書

貴学学位規程第 4 条○項の規定により学位論文，論文目録，履歴書及び論文審査手数料 円を添え博士（○○）の学位の授与を申請します。年 月 日
北海道大学総長

氏
名（自著）

備考（ ）には，別表第1の博士に係る専攻分野の名称を記載すること。
（2）学位申請書に添付する書類の様式
イ 論文目録の様式

学位論文
1 題 目
2 印刷公表の方法及び時期
3 冊 数
参考論文
1 題 目
2 冊 数
年 月 日
学位申請者 氏 名（自著）

備考 1 論文題目が外国語の場合には，和訳を付すること。
2 学位論文がまだ印刷公表されていないときは，その予定を記載するこ と。
3 参考論文が 2 種以上あるときは，列記すること。

ロ 履歴書の様式


備考 学歴は，旧制中学校又は新制高等学校卒業以後の履歴について年次を追つ て記載すること。

7 学位申請関係書類の提出部数
（1）学位申請書正副 2 通
（2）学位論文（参考論文を含む）正副 2 通
（3）論文目録 2 通
（4）履歴書 2 通
備考 参考論文が 2 冊以上あるときは，現物に番号を付すること。

8 その他
学位申請書関係書類の様式については，縦書きも可とする。

4．北海道大学学位規程の運用に関する細則

$$
\left(\begin{array}{lrl}
\text { 平成 } 4 & \text { 年 } & 3 \\
\text { 制 } & 18 \text { 日 } \\
\text { 定 }
\end{array}\right)
$$

（趣旨）
第1条 この細則は，北海道大学学位規程（昭和 33 年海大達第 12 号。以下「学位規程」という。）の運用に関し，必要な事項を定めるものとする。 （学位の授与日）
第2条 学位を授与する日は，次のとおりとする。
（1）3月25日
（2）3月31日（学士の学位に限る。）
（3） 6 月 30 日
（4） 9 月 25 日
（5）12月25日
2 前項第 1 号に掲げる日が金曜日，土曜日又は日曜日の場合は，直前の木曜日と する。
3 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる日が土曜日又は日曜日の場合は，直前の金曜日とする。
4 第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる日が土曜日の場合は，直前の金曜日とし，日曜日の場合は，直後の月曜日とする。
5 前各項の規定にかかわらず，学士及び修士の学位を授与する日について特別な事情がある場合には，総長が別に定める日に学位を授与することができる。 （論文博士の学位授与申請に必要な研究歴）
第3条 北海道大学大学院通則（昭和 29 年海大達第 3 号。以下「通則」という。）第 25 条第 2 項に規定する論文提出による博士（以下「論文博士」という。）の学位の授与を申請できる者は，次に掲げる研究歴を有するものとする。
（1）通則第 10 条第 1 項各号及び第 11 条各号に定める者にあっては，通則第 4 条第 1 項の規定による標準修業年限以上で，研究科又は学院（以下「研究科等」と いう。）が必要と認める期間とする。ただし，専攻分野の名称が医学にあって は，「通則第 4 条第 1 項の規定による標準修業年限以上」とあるのは，「 5 年以上（臨床医学においては 6 年以上）」とする。
（2）前号以外の者にあっては，研究科等が相当と認める期間とする。
2 前項の研究歴とは，次に掲げる経歴をいう。
（1）大学の専攻科に学生として在学した期間
（2）大学院に学生として在学した期間
（3）大学又は大学院に研究生として在学した期間
（4）大学に常勤の職員（常勤の職員に準ずる勤務形態の非常勤職員を含む。以下同じ。）として研究に従事した期間
（5）研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成され る代議員会，専門委員会等を含む。以下同じ。）が適当と認める研究機関にお いて常勤の職員として研究に従事した期間
（6）研究科等の教授会が前各号に掲げるものと同等以上と認める研究に従事し た期間
（論文博士の学位授与申請の手続）
第4条 論文博士の学位の授与申請は，専攻分野の名称に応じた当該研究科等の長 を経由するものとする。
（論文博士の学位論文）
第5条 論文博士の学位論文は，単著とする。ただし，研究科等の教授会が認める ときは，共著とすることができる。
2 前項ただし書による学位論文は，学位の授与を申請する者が共著者と共同して行った研究において主要な役割を果たし，かつ，その成果が当該論文の核心をな していることが明確なものであり，また，申請に当たっては，当該共著者の承諾書（当該論文を当該共著者が学位論文として使用しないことを含む。）を添付す るものとする。
（学位論文の審査等）
第 6 条 学位規程第 6 条第 1 項の規定により，総長から審査等の付託があったとき は，研究科等の教授会は学位の授与を申請した者に論文内容の要旨を提出させる ものとする。
2 前項に定めるもののほか，審査等の実施に関する取扱いについては，研究科等 の教授会の定めるところによる。 （審査委員の主査等）
第 7 条 研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成さ れる代議員会，専門委員会等を含む。以下同じ。）は，学位規程第 7 条第 1 項の規定により選定した審査委員のらちから 1 名を主査として選定する。ただし，研究科等の教授会において必要があると認めたときは，学位規程第 7 条第 2 項第 1号に規定する准教授を主査として選定することができる。
2 研究科等の教授会は，試験及び試問（学位規程第 3 条第 2 項の場合にあっては試験）を行うに当たり，必要と認める場合には，同規程第 7 条の規定による審査委員のほか，関連科目担当の教授，准教授，講師又は助教（客員教授及び客員准教授並びに特任教授，特任准教授，特任講師及び特任助教を含む。）を加えるこ とができる。
（学位記に付記するリーディングプログラムの名称）
第8条 学位規程別表第2の3（2）備考の規定により学位記に付記するリーディン グプログラムの名称は，次のとおりとする。

| リーディングプログラムの名称 | 研究科等 |
| :---: | :---: |
| One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム | 獣医学院 <br> 国際感染症学院 |
| One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム 人獣共通感染症対策専門家養成コ ース <br> One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム ケミカルハザード対策専門家養成 コース |  |
| 物質科学フロンティアを開拓するAmbitiousリーダー育成プログラム | 環境科学院 <br> 理学院 <br> 生命科学院 <br> 工学院 <br> 総合化学院 |

（学位記に付記する卓越大学院プログラムの名称）
第9条 学位規程別表第2の3（2）備考の規定により学位記に付記する卓越大学院 プログラムの名称は，次のとおりとする。

| リーディングプログラムの名称 | 研究科等 |
| :---: | :---: |
| One Healthフロンティア卓越大学院プログラム | 镮境科学院 |
| One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム | 生命科学院保健科学院医学院 |
| One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成ブログラム 人獣共通感染症対策専門家養成コ ース | 歯学院 <br> 獣医学院 <br> 国際感染症学院 |
| One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム ケミカルハザード対策専門家養成 コース |  |

（略）
附 則
この細則は，令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

## XII．令和 6 年度法科大学院開講科目一覧

＊「配当年次」欄の学年：2年課程学生の場合，2＝1年， $3=2$ 年と読み替え
＊「開講期」欄の ©は集中講義
＊「担当教員」欄の（教員名）は非常勤講師
※シラバスは，シラバス検索で確認してください
https：／／educate．academic．hokudai．ac．jp／syllabus／SYLLABUS．htm
【基礎プログラム】


【深化プログラム】

| 科目名 | 単位 | $\begin{aligned} & \text { 配当 } \\ & \text { 年次 } \end{aligned}$ | 開譲期 |  | 令和 6 年度担当教員 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 1 学期 | 2 学期 |  |
| 公法事例問题研究 I | 2 | 2 | － |  | 佐々木 雅寿 |
| 公法事例問題研究 II | 2 | 2 |  | － | 津田 智成 |
| 公法事例問题研究III | 2 | 3 | $\bullet$ |  | 岸本 太樹•鈴木 敦 |
| 民事法事例問題研究 I | 2 | 2 | $\bullet$ |  | 根本 尚徳•齋藤 由起 |
| 民事法事例問題研究 II | 2 | 2 | － |  | 曾野 裕夫 |
| 民事法事例問题研究III | 2 | 2 |  | － | 林 誠司 |
| 民事法事例問題研究IV | 2 | 2 | $\bullet$ |  | 横路 俊一 |
| 商事法事例問题研究 I | 2 | 2 | － |  | 山本 哲生 |
| 商事法事例問題研究 II | 2 | 2 |  | － | 野田 耕志 |
| 刑事法事例問题研究 I | 2 | 2 | － |  | 城下 裕二 |
| 刑事法事例問题研究 II | 2 | 2 | － |  | 松尾 誠紀 |
| 刑事法事例問題研究III | 2 | 2 |  | － | 仲世古 善樹 |
| 現代家族法 | 2 | 3 | － |  | （藤原 正則） |
| 現代民法（臨時開講科目） | 2 | $2 \cdot 3$ |  | － | 池田 清治 |
| 刑事訴訟法事例問題演習 （臨時開講科目） | 2 | 2 | $\bullet$ |  | 高島 麻子 |
| 民事法ゼミ | 1 | 2 | － | － | （綶野 歩•樢見 圭一 <br> －皆川 洋美） |
| 刑事法ゼミ | － | 2 |  | $\bullet$ | 仲世古 善樹 他 |

【法実務基礎プログラム】

| 科目名 | 単位 | $\begin{aligned} & \text { 配当 } \\ & \text { 年次 } \end{aligned}$ | 開講期 |  | 令和 6 年度担当教員 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 1 学期 | 2 学期 |  |
| 法曹倫理 I | 2 | 3 |  | － | 新川 生馬 |
| 法曹倫理 II | 2 | 3 |  | － | 新川 生馬 |
| 法曹倫理 II | 2 | 3 |  | － | （渡䢬 宙） |
| 民事実務演習A | 2 | 3 | － |  | 林 由希子 |
| 民事実務演習B | 2 | 3 | － |  | 林 賢一 |


| 刑事手続実務A | 2 | 3 |  | － | 仲世古 善樹•高島 <br> （新宅 孝昭） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 刑事手続実務 B | 2 | 3 |  | － | 仲世古 善樹•高島 <br> （新宅 孝昭） | 麻子 |
| 刑事裁判実務演習 | 2 | 3 |  | $\bullet$ | 仲世古 善樹•高島 <br> （新宅 孝昭） |  |
| 公法実務演習 | 2 | 3 |  | － | （瀬戸 悠介） |  |
| ローヤリング二クリニック A | 2 | $2 \cdot 3$ | － |  | 見野 彰信 |  |
| ローヤリング＝リリニック B | 2 | $2 \cdot 3$ |  | － | 見野 彰信 |  |
| エクスターンシップI | 1 | $2 \cdot 3$ | $\bullet$ | － | 林 誠司 |  |
| エクスターンシップII | 2 | $2 \cdot 3$ | － | － | 林 誠司 |  |

【先端•発展プログラム】
－先端ビジネス部門

| 科目名 | 単位 | 配当 <br> 年次 | 開講期 |  | 令和 6 年度担当教員 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 1 学期 | 2 学期 |  |
| 現代企業法 I | 2 | $2 \cdot 3$ | － |  | 野田 耕志 |
| 現代倒産•執行法A | 2 | $2 \cdot 3$ | － |  | 山木戸 勇一郎 |
| 現代倒産•執行法B | 2 | $2 \cdot 3$ |  | － | 山木戸 勇一郎 |
| 現代倒産•執行法C | 2 | $2 \cdot 3$ |  | － | （坂本 泰朗） |
| 知的財産法A | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | － |  | 中山 一郎 |
| 知的財産法 B | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ |  | － | 中山 一郎 |
| 知的財産法C（踟時閯溝科目） | 1 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | © |  | 中山 一郎•吉田 広志 |
| 現代知的財産法A | 2 | $2 \cdot 3$ | － |  | 中山 一郎 |
| 現代知的財産法 B | 2 | $2 \cdot 3$ |  | － | 中山 一郎 |
| 経済法A | 2 | $2 \cdot 3$ | － |  | 中川 晶比兒 |
| 経済法B | 2 | $2 \cdot 3$ |  | － | 中川 寛子 |
| 現代経斎法A | 2 | $2 \cdot 3$ |  | $\bullet$ | 中川 唱比兒 |
| 現代経済法 B | 2 | $2 \cdot 3$ | － |  | 中川 唱比兒 |
| 租税法A | 2 | $2 \cdot 3$ | $\bullet$ |  | 佐藤 修二 |
| 租税法B | 2 | $2 \cdot 3$ |  | $\bullet$ | 佐藤 修二 |
| 企業法務 | 2 | $2 \cdot 3$ | $\bullet$ |  | （鈴木 健司） |

－部門共通

| 科目名 | 単位 | 配当 <br> 年次 | 開講期 |  | 令和 6 年度担当教員 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 1 学期 | 2 学期 |  |  |
| フィールドワーク | 1 | $2 \cdot 3$ | － | － |  | 誠司 |

－生活関連部門

| 科目名 | 単位 | $\begin{aligned} & \text { 配当 } \\ & \text { 年次 } \end{aligned}$ | 開講期 |  | 令和 6 年度担当教員 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 1 学期 | 2 学期 |  |
| 環境法 | 2 | $2 \cdot 3$ | （0） |  | （山下 竜一） |
| 地方自治法 | 2 | $2 \cdot 3$ | （2） |  | （人見 剛） |
| 労働法A | 2 | $2 \cdot 3$ | （0） |  | （森戸 英幸） |
| 労働法 B | 2 | $2 \cdot 3$ |  | $\bullet$ | 池田 悠 |
| 労働法特論 | 2 | $2 \cdot 3$ |  | － | （野谷 聡子） |
| 社会保障法A | 2 | $2 \cdot 3$ | － |  | 川久保 寛 |
| 環境法特論 | 2 | $2 \cdot 3$ |  | － | （本池 俊夫） |
| 医療訴訟 | 2 | $2 \cdot 3$ |  | － | （大崎 康二） |

－共通科目

| 科目名 | 単位 | $\begin{aligned} & \text { 配当 } \\ & \text { 年次 } \end{aligned}$ | 開講期 |  | 令和 6 年度担当教員 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 1 学期 | 2 学期 |  |
| 司法制度論 | 2 | $2 \cdot 3$ |  | － | 林 賢一 |
| 国際法A | 2 | $2 \cdot 3$ | － |  | 開出 雄介 |
| 国際法B | 2 | $2 \cdot 3$ |  | － | （小林 友颜） |
| 国際取引法 | 2 | $2 \cdot 3$ |  | － | 曽野 裕夫 |
| 国際私法 | 4 | $2 \cdot 3$ | － |  | 嶋 拓域 |
| 国際私法特論（臨時開讕科目） | 2 | $2 \cdot 3$ |  | － | 嶋 拓哉 |
| 研究論文 | 2 | 3 | － | － | 林 誠司 |

【学際プログラム】

| 科目名 | 単位 | 配当年次 | 開講期 |  | 令和 6 年度担当教員 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 1 学期 | 2 学期 |  |
| 現代法哲学 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ |  | － | 尾﨑 一郎 |
| 現代法社会論 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | $\bullet$ |  | 郭 微 |


| 現代法理論 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | $\bullet$ |  | 尾嵪 一郎 |
| :--- | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 日本法史 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | $\bullet$ |  | 桑原 朝子 |
| 英米法 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | $\bullet$ |  | 会沢 恒 |
| ヨーロッパ法 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | • |  | （大西 楠テア） |
| アジア法 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ |  | $\bullet$ | 徐 行 |
| 政策分析 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | $\bullet$ |  | 宇野 二朗 |
| 政治過程論 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ |  | $\bullet$ | 空井 護 |
| 国際公共政策学 | 2 | $1 \cdot 2 \cdot 3$ | $\bullet$ |  | 土井 翔平 |

## XIV．法学研究科法律実務専攻（法科大学院）のナンバリングについて

授業科目のナンバリングは，本学で実施されている授業科目について，授業内容，レベル等 に応じて特定のナンバーを付与し，シラバス等に記載することにより，体系的な教育プログラ ムの実現を目指すものです。ナンバーの表示方法は，次のとおりです。

```
ナンバーの表示方法:英字 (大分類) + 4 桁の数字 ("レベル"•"中•小分類" * "言語")
```

大分類 LAW＿LEGAL：法科大学院授業科目
レベル 5000 番台：基礎プログラム
6000 番台：深化，法実務基䟖，先端•発展，学際の4プログラム
中•小分類 分類方法：プログラム毎，プログラム内の部門毎に設定。表記方法：「00」～「99」までの 2 桁の数字で表記する。表記方法： 2 桁目（科目ナンバーとしては百の位）を中分類，表記方法：1 桁目（科目ナンバーとしては十の位）を小分類とする。表記方法：詳細は次ページの表を参照

言 語 0：日本語で行ら授業
1：英語で行ら授業
2：日本語及び英語のバイリンガル授業，受講者決定後に使用言語（日本語又 は英語）を決定する授業
3 ：英語以外の外国語で行う授業
4：その他（例えば日本語と中国語のバイリンガル授業など）

法学研究科法律実務専攻（法科大学院）におけるナンバリング一覧表


| 大分頑 | レズル | －中分類称 |  | －小分類 |  | 枝番 | 偏考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| ב－ト |  |  |  |  |  |  |  |
| LnM＿Legal | 5 | 0 | 甚樓フロタラム | 0 | 公法罣樘 | O01 <br> 002 <br> 003 |  |
|  |  |  |  |  |  | O04 |  |
|  |  |  |  |  |  | ${ }_{0}^{001}$ | 限法I |
|  |  |  |  |  |  | ${ }_{0}^{003}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | ${ }_{0}^{005}$ |  |
|  |  |  |  | 1 |  | 006 | ］ita |
|  |  |  |  |  |  | ${ }_{0}^{007}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | $\frac{809}{010}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | $\frac{001}{001}$ | 相䢒1 |
|  |  |  |  | 2 |  | ${ }_{002}^{003}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | O03 |  |
|  | ${ }_{6} 6$ | 1 | 絍フロクラム | 0 | 公法 | $\frac{001}{002}$ |  |
|  |  |  |  |  | 公源 | ${ }_{0}^{003}$ |  |
|  |  |  |  | 1 | 民䟩法 | ${ }_{0}^{001}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | ${ }^{003}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | ${ }_{0}^{004}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | 006 | \％ |
|  |  |  |  | ${ }^{2}$ | 刑平法 | $\frac{007}{001}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | $\frac{002}{00}$ |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 2 |  | 法㸴俭理 |  | $\frac{001}{002}$ |  |
|  |  |  |  | 1 |  | 001 |  |
|  |  |  |  | 2 | 刑为承数渞管 | $\frac{002}{001}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | ${ }^{002}$ |  |
|  |  |  |  | ローヤリンクニクリニック |  | ${ }^{001}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | 002 | ローヤリンクリンクリニッグ |
|  |  |  |  | エクスターンシップ |  | 001 | エクスターンシッフI |
|  |  | ${ }^{3}$ |  |  |  | ${ }_{0}^{002}$ | エアスターンシンッフII |
|  |  |  |  | 0 | 先䜌ビシャス | ${ }_{0}^{002}$ | \％ |
|  |  |  |  |  |  | O04 |  |
|  |  |  |  |  |  | ${ }_{0}^{005}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | $\frac{007}{008}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | 009 |  |
|  |  |  |  |  |  | O10 |  |
|  |  |  |  |  |  | ${ }_{0}^{012}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | $\frac{014}{014}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | 015 016 |  |
|  |  |  |  |  |  | ${ }_{0}^{017}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | 019 |  |
|  |  |  |  | 1 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | ${ }_{0}^{002}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | ${ }_{0}^{004}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | $\stackrel{005}{006}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | $O07$ |  |
|  |  |  |  |  |  | －0， |  |
|  |  |  |  |  |  | 0.11 |  |
|  | ${ }^{6}$ | 3 |  | 3 | 共通 | $\frac{001}{002}$ | － |
|  |  |  |  |  |  | 003 |  |
|  |  |  |  |  |  | ${ }_{0}^{004}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | 006 |  |
|  |  | 4 | 学榢フログィ | ＋ |  | 001 |  |
|  |  |  |  |  |  | $\frac{002}{003}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | $\stackrel{004}{005}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | 006 |  |
|  |  |  |  |  |  | ${ }_{0}^{007}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | 009 | － |
|  |  |  |  |  |  | $\frac{010}{0011}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | ${ }_{0}^{012}$ |  |
|  |  |  |  |  |  | $\frac{014}{015}$ | － |

令和6年度（2024年度）学生便覧
北海道大学大学院法学研究科
法律実務専攻（法科大学院）
〒060－0809 札幌市北区北9条西7丁目
TEL ：011－706－3964
FAX：011－706－4948
ホームページ ：https：／／www．juris．hokudai．ac．jp／current／s．html


[^0]:    ※授業回数確保のため，以下のとおり曜日を振替えて授業を実施します。
    7月31日（水）$\rightarrow$ 月曜日授業
    10月15日（火）$\rightarrow$ 月曜日授業
    11 月 6 日（水）$\rightarrow$ 月曜日授業
    1月30日（木）$\rightarrow$ 月曜日授業

